

# 臺灣經濟年報

昭和十六年

臺灣經濟年報刊行會編

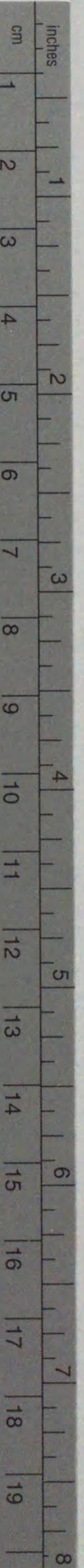
330.59

Ta165

T

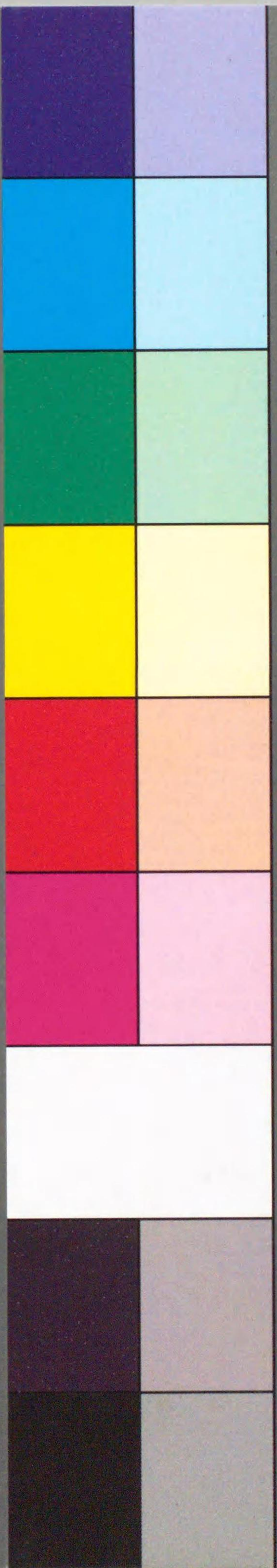


00116451



## Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black



## Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



© Kodak, 2007 TM: Kodak



臺灣經濟年報

昭和十六年版

行政院經濟委員會編



編會行刊報年濟經灣臺

# 報年濟經灣臺

昭和十六年版

行發會協本日際國

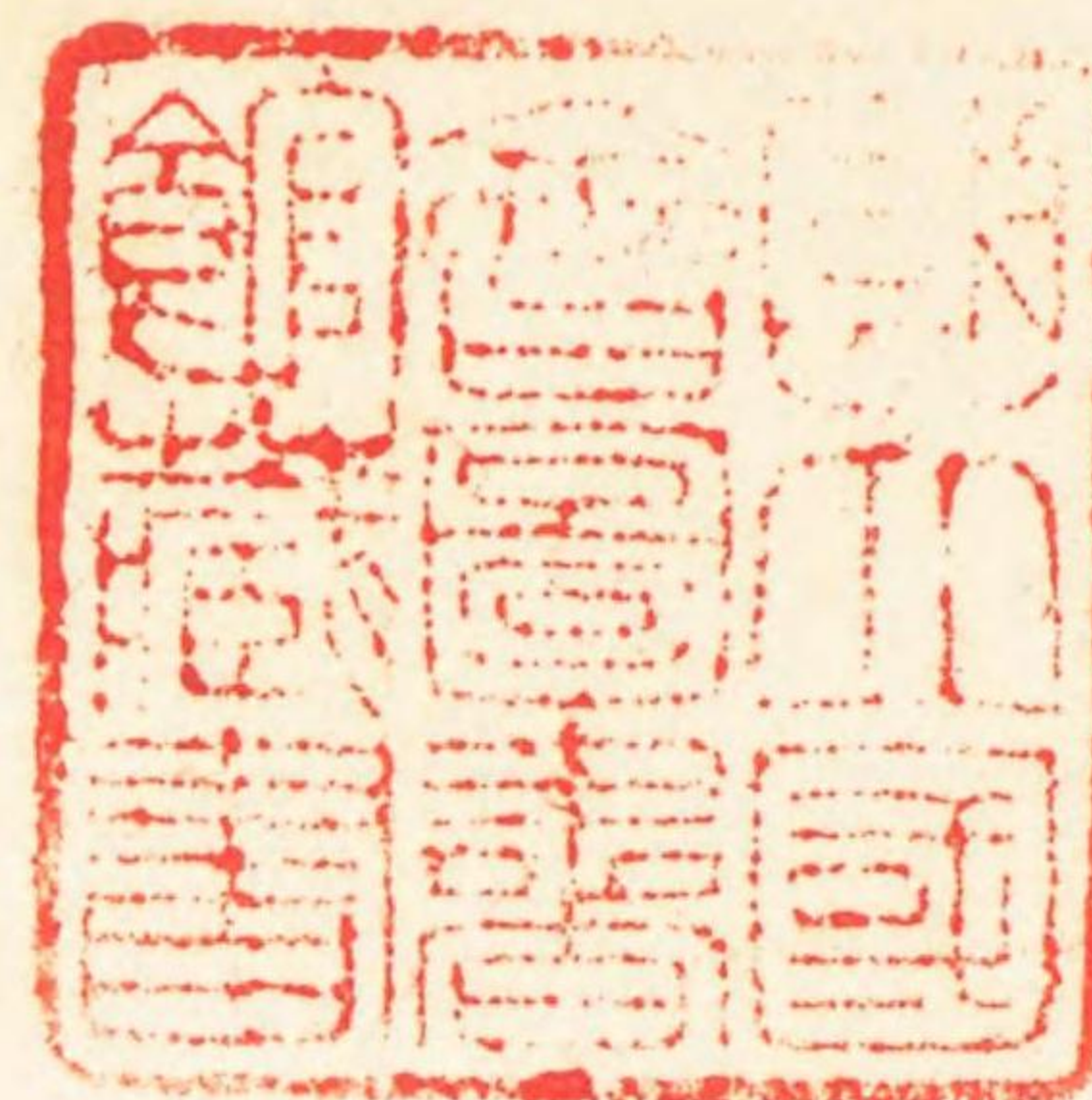


東亞  
經綸

長谷川清書

長谷川清閣下題字  
臺灣總督 長谷川長  
海軍大將

330.5p  
Ja 165  
T II



116451



## 序

臺灣の政治的經濟は、この十年間において、未曾有の發展を遂げた。それは單に現象的な變化ではなく、實に構造的變化であり、實體的變革である。本年報は、この現象的變化を傳へ、就中その構造的變革の過程を明らかにすることを目的として刊行されたものである。

從來臺灣の經濟について綜合的記述と、これに對する批判とを盛る著書の出版されたのは、五指を屈するに足るであらう。我々はその最も著しいものとして、たとへば、矢内原忠雄氏「帝國主義下の臺灣」(昭和四年十月)や、大谷光瑞氏「臺灣島の現在」(昭和十年十月)や、高橋龜吉氏「現代臺灣經濟論」(昭和十二年七月)などを擧げることができる。これらの著者は、それぞれ特殊な立場から臺灣の經濟を考察してゐ、殊に個々の事象をたゞ個別的に觀察するといふのではなく、これを綜合的に見てゐる點において、我々は教へられるところ極めて大なるものがある。いづれも、その發刊年度の示すがごとく、あるひは臺灣の政治的經濟の再編成以前を對象とし、あるひはその再編成過程の中途を取り扱つてゐる。かくて臺灣の内外において、再編成下の臺灣の政治的經濟の記述と展望と批判とを一巻の内に盛り込んだものの速かなる刊行が久しく期待されて來た。本年報はこの内外の長き待望に應へんとして遂に公にされたものである。

從來臺灣の政治的經濟を綜合的に取り扱つた刊行物は、臺灣總督府による一、二の出版物を除



いは、ほとんどすべて内地在住の人士によつて書かれたものであるのに對して、本年報は、臺灣在住者によつて執筆され、編輯されたところに、ある種の意味があると思ふ。本年報が科學的に見て、果して如何程の價値を持つてゐるであらうかは一應これを措いて、ともあれ臺灣に居住するものによりて、臺灣における皇國の外地政策の直接的體驗者（我々同人のうちのある者はこれが實踐者であり、ある者はこれが直接的觀察者である）によつて、内地の人々に對してなされた生々しき「現地報告」である。「植民地」としては朝鮮・滿洲に對する先輩であり、多くの點において、これらの地域における我が外地政策の試験場であつた臺灣からの現地報告は、夙になさるべくして漸く今になつて實行されたわけである。この點「朝鮮經濟年報」が既に第二輯を出してゐる、「滿洲經濟年報」のごときに至つては既に第八輯を出し、また何種かの支那經濟年報が既に夫々卷を重ねてゐるのに對して、臺灣在住者は聊か忸怩たるものがあつた。本年報第一輯を發行することによつて、本島内外におけるこの缺乏感が若干充されることができたら、我々刊行の衝に當つたものとして幸甚これに過ぎるものはない。

殊に我々としては、「北守南進主義」が大體において輿論の主流とならうとしてゐる秋、日滿支ブロックにおける唯一の開発すみの熱帯地域としての臺灣の政治的經濟的實情とその動向とを内外に傳へ得ることに、多少の感慨なきを得ぬ。臺灣は、このブロックにおける不可缺の一環たるのみならず、また實にこのブロックが中核體となつて、東亞細亞・南太平洋方面にその鳳翼を

延ばさんとするときの前進根據たるべき地位に在る。臺灣の地位は、今や經濟的に、政治的に、從來ほとんど想像し得なかつたほどに高められた。またその軍事上の價値に至つては、ほとんど測定を超越してゐると云へよう。支那事變の處理、歐洲動亂に對して皇國の執るべき態度決定に際して、臺灣を度外視しては、何事をも云爲し得ない。殊に破壊の後に來るべき積極的・恒久的建設の途上において當然南方のことがその日程に上されるべきである。が、この場合、どうしても臺灣の政治的經濟が、否、臺灣における萬般のことが、深く顧みられ、廣く範として採らるべきであらう。臺灣は、實に熱帯圈に關するあらゆる施策の好適の試験場である。就中農・林・畜産業その他についての産業的技術の上に、熱帯諸民族統治の上に、母國人の熱帯地における居住ならびに文化的發展の上に、臺灣は今や既にかゝる自らの地位・價値を自覺して動き出しつゝある。本年報がこの潑刺たる動きを傳へ得、南方進出への心構へを造成するための一助ともなり得れば、我々の望外の幸である。

本年報の刊行は既に數年前から二三の同志の間に志されてゐたのであるが、いよいよその議が熟したのは昭和十五年七月であつた。爾來臺灣の學界・官界・實業界などから絶大の支援を得て「臺灣經濟年報刊行會」を組織し、執筆者を依頼し、九月に至つて發刊の事が大體その緒に就いたのであつた。



「第一輯」は編輯者の不慣れもあり、項目の選び方、頁数の配分などの點において、所期の成果を擧げ得てゐないが、續刊において逐次完備して行きたいと思つてゐる。大方の御期待を冀ひたい。

筆末ではあるが、我々は編輯委員の一人であつた 故牛尾竹之助氏 に對して深甚なる敬弔の意を表したい。氏は臺灣銀行調査課長として本年報の發刊に夙に賛助せられ、多大の便宜を與へて下さつたのであるが、舊臘突如逝去せられた。臺灣の經濟界にとつては固よりのこと、本年報としても、洵に不幸なことであつた。慎んで氏の御冥福を祈る次第である。

本年報の刊行其他の實務は、國際日本協會の手に委ねた。同協會の協力、殊に主として事に從はれた五十嵐隆氏の勞を多とするものである。

昭和十六年二月

臺灣經濟年報刊行會編輯實行委員

楠 井 隆 三

鹽 見 俊 二

伊 大 知 良 太 郎

凡 例

一、本年報は臺灣經濟年報刊行會編纂に係る最初の「臺灣經濟年報」である。従つて第一輯としての性格上、出来るだけ臺灣經濟の全貌を明かにし、以て臺灣經濟に關する入門的エンサイクロペディアの役割を果すと共に、特に事變以來急激に轉換しつゝある臺灣經濟の推移を分析解明することに重點をおき編輯された。

二、右の如き編輯方針を採つた結果、第一部に於て、臺灣經濟の概況即ち臺灣經濟の自然的及び社會的基礎構造を總觀的に考察し、特に統制經濟に推移する直前迄の實情の歴史的考察を行ひ、第二部に於ては、各産業部門に就て、その沿革並に現状を個別的に分析し、第三部に於て支那事變以來急激に轉換しつゝある臺灣經濟の根幹的諸問題を取上げ本年報の主要内容たらしめると共に、これに依つて所謂年報的役割をも果たさんことを期した。第四部に於ては、近年に於ける臺灣經濟の動向を詳細に知らんとする人々の便宜の爲にクロニクルを掲げることゝした。我々はこれに依つて臺灣經濟に關する全體的相貌をほゞ明かにすることが出来たと信ずる。

三、本輯に於ける「重要經濟統計」も右の如き本輯のもつ特殊な意義に鑑み、出来るだけ最近年に發表された統計のみならず、成る可く領臺當時にまで遡つてこれを収録した。次輯以後に於ては本輯掲載以後の年度統計を掲げることがある。

四、以上の如く本輯は、本輯以後の讀者諸氏にとつて、座右に参照すべきエンサイクロペディア的役割をもつものである。

五、かゝる老大な部門を包含する「年報」の性質上、多數の執筆者が各項目を分擔して居るため、文體の統一につき



或は資料の時間的齊一について幾分缺ける所あり、従つて第二部第三部の記述に就ても、大體昭和十五年未迄の資料に基いたが、原稿締切期日の關係もあり、昭和十五年度の全計數を利用し得なかつたものも少くない。尤も中には統計資料等の發表の遅延したるものもあり、また軍機の關係から發表をなし得ない計數もあり、これ等に就ては已むを得ないものと思へ御諒承を希ふものである。

六、本輯は序文にもある如く、現地に於ける經濟調査研究機關を文字通り總動員して臺灣經濟年報刊行會を組織し、

左記の通り編輯委員を擧げて編輯方針の決定、執筆者の選定等を行つたが、特に本輯の監修は楠井隆三、鹽見俊

二、伊大知良太郎の三氏が當つた。

七、本輯の編輯委員及び執筆者は左の如くである。

編輯委員(順序不同)

臺灣總督府殖産局商工課長	井田憲次	同	臺北高等商業學校教授	伊大知良太郎
同臨時情報部事務官	大塚正	臺灣銀行調査課長	有元剛	
同財務局金融課長	鹽見俊二	臺灣拓殖株式會社調査課長	桑原政夫	
臺北帝國大學教授	楠井隆三	臺灣南方協會主事	西澤基一	
同	奧田咳	臺灣商工會議所理事	水越幸一	
臺北高等商業學校教授	渡邊進	臺灣電力株式會社企畫課長	下村秀一	

執筆者

第一部	第一章	富田芳郎	(臺北帝國大學助教授)
第二章	伊大知良太郎	(臺北高等商業學校教授)	
第三章	東嘉生	(臺北帝國大學講師)	
第二部	第一章	石橋俊治	(臺灣總督府殖産局農務課)
第二章	濱口榮次郎	(臺北帝國大學教授)	
第三章	太田重夫	(臺灣總督府殖産局鑛務課事務官)	
第四章	臺灣水産會調查部		
第五章	山根甚信	(臺北帝國大學教授)	
第六章	直江丙午郎	(臺灣總督府企畫部事務官)	
第七章	加藤晴治	(臺灣總督府殖産局商工課技師)	
第八章	下村秀一	(臺灣電力株式會社企畫課長)	
第九章	石橋憲治	(臺北高等商業學校教授)	
第十章	臺灣銀行調査課		
第十一章	市來吉至	(臺灣總督府交通局總務課長)	
第十二章	桑山寅三	(同專賣局副參事)	



凡例

第十三章 臺灣銀行調查課

四

第三部

第一章 楠井隆三 (臺北帝國大學教授)

第二章 竹市鼎 (臺北帝國大學助教授)

第三章 楠井隆三 (臺北帝國大學教授)

第四章 黑澤平八郎 (臺灣總督府殖産局物價調整課事務官)

第五章 山口一夫 (同 企畫部勞務課長)

第六章 田淵實 (臺北高等商業學校教授)

第七章 北山富久二郎 (臺北帝國大學助教授)

第八章 鹽見俊二 (臺灣總督府財務局金融課長)

第九章 西澤基一 (臺灣南方協會主事)

鹽谷巖三 (臺北高等商業學校教授)

第四部

一、臺灣經濟日誌 楠井隆三 (臺北帝國大學教授)

二、重要經濟統計 臺灣銀行調查課

三、索引 前田倉吉 (滿鐵東亞經濟調查局)

八、本輯の編輯並びに發刊事務は國際日本協會がこれを擔當した。

以上

凡例

目次

第一部 臺灣經濟概觀

第一章 經濟地理上より見たる臺灣 ..... 三

第一節 緒言 ..... 三

第二節 自然的位置 ..... 四

第三節 地勢的特質 ..... 五

第四節 氣候的特質 ..... 八

第五節 自然地理區 ..... 二

第六節 經濟地區 ..... 一四

第七節 經濟人としての住民 ..... 一〇

第二章 人口構成より見たる臺灣經濟 ..... 一七

目次

一



第一節 經濟基體としての臺灣人口……………二七

第二節 生産者としての臺灣人口……………三〇

第三節 消費者としての臺灣人口……………四四

### 第三章 統制化以前の臺灣經濟……………五七

第一節 緒言……………五七

第二節 臺灣資本主義化の基礎事業……………六二

第三節 臺灣に於ける資本主義化の進展……………六七

第四節 臺灣農業の發達とその特質……………八四

第五節 日本資本主義の發展と臺灣經濟……………九二

第六節 わが南方政策の推移と臺灣……………一〇一

第七節 結語……………一〇七

## 第二部 臺灣經濟の部門的考察……………一二三

### 第一章 農業……………一二三

第一節 農業……………一二三

第二節 農業團體……………一六〇

### 第二章 糖業……………一六九

第一節 臺灣糖業の沿革……………一六九

第二節 臺灣糖業の地位……………一七二

第三節 臺灣の蔗作と自然的條件……………一七六

第四節 製糖工場……………一八二

第五節 製造法の概要……………一八四

第六節 砂糖製造の新段階……………一八七

第七節 糖蜜利用工業……………一九〇

第八節 バガスバルブ工業……………一九三

### 第三章 林業……………一九七

第一節 臺灣林業の特殊性……………一九七

第二節 林帶と樹木……………一九八

第三節 造林事業……………一九九

第四節 木材の需給關係……………二〇〇



第四章 水産業……………101

第一節 水産業の發展……………101

第二節 水産業の概況……………102

第三節 遠洋漁業……………102

第四節 保護奨励策……………102

第五節 水産業の將來……………111

第五章 畜産……………115

第一節 家畜及家禽……………115

第二節 畜産試験研究機關……………116

第三節 臺灣畜産會……………117

第四節 畜産組合……………117

第五節 皮革配給統制……………118

第六節 飼料配給統制……………118

第七節 肉豚配給統制……………119

第八節 臺灣畜産興業株式會社……………119

第六章 鑛業……………121

第一節 概観……………121

第二節 臺灣に於ける主要鑛業の現勢と其の動向……………123

第七章 工業……………125

第一節 沿革……………125

第二節 工業の現況……………127

第三節 工業成立の要件……………129

第四節 各種工業の現狀……………129

第五節 結語……………131

第八章 電氣事業……………133

第一節 緒言……………133

第二節 臺灣電氣事業概観……………135

第三節 臺灣に於ける電力統制……………137

第四節 電氣事業の現況……………138



第五節 計畫經濟下の電力事業……………二六六

第九章 商業……………二六九

第一節 商業者……………二六九

第二節 商工業組合……………二七二

第三節 商工會議所……………二七三

第四節 有價證券業……………二七五

第五節 倉庫業……………二七六

第六節 生命保險……………二七八

第七節 損害保險……………二八一

第十章 貿易……………二八三

第一節 總說……………二八三

第二節 外國貿易……………二八五

第三節 内地貿易……………二九一

第十一章 交通……………二九三

第一節 總說……………二九三

第二節 陸運……………二九四

第三節 海運……………三〇二

第四節 空運……………三〇八

第五節 空運……………三〇九

第十一章 專賣……………三二五

第一節 總論……………三二五

第二節 阿片……………三二九

第三節 食鹽……………三三二

第四節 樟腦……………三三六

第五節 煙草……………三三一

第六節 酒類……………三三七

第十三章 金融……………三四三

第一節 通貨……………三四三

第二節 金融機關……………三五二



目次	八
第三節 金 利	三六八

## 第三部 轉換する臺灣經濟

### 第一章 臺灣經濟再編成の基本的動向

第一節 序 説	三七五
第二節 臺灣經濟再編成の經過	三七七
第三節 結 論	四二六

### 第二章 臺灣農業の發展と米管及糖業令

第一節 臺灣農業の發展	四三三
第二節 臺灣農業の有利性	四四五
第三節 臺灣米穀の移出管理と臺灣糖業令	四五六

### 第三章 臺灣工業化の諸問題

第一節 序 説	四六五
第二節 臺灣工業化の經過	四六八

第三節 臺灣工業化の必然性	四七〇
第四節 臺灣工業化の可能性と制限性	五二三
第五節 結 論	五三四

### 第四章 事變下臺灣に於ける物價統制

第一節 序 説	五三七
第二節 事變下に於ける物價對策の發展	五三八
第三節 物價統制に伴ふ諸困難	五三九
第四節 臺灣に於ける低物價政策の動向	五四〇
第五節 臺灣物價の現状	五四二
第六節 綜合的計畫經濟の必要	五五三

### 第五章 事變下臺灣に於ける物資統制

第一節 序 説	五六九
第二節 物資統制の積極面としての生産力の擴充	五六九
第三節 物資統制方策としての貿易統制	五七二
第四節 配給消費統制	五七四



第六章 臺灣貿易の構成變化……………五九

- 第一節 最近における臺灣貿易の趨勢……………五九
- 第二節 輸移出入構成の變化……………六〇
- 第三節 内外貿易構成の變化……………六〇
- 第四節 對内地貿易の地域的構成變化……………六〇
- 第五節 外國貿易の地理的構成變化……………六〇
- 第六節 東亞共榮圈貿易の構成……………六一
- 第七節 圓域及第三國貿易構成の變化……………六一
- 第八節 帝國全土貿易に於ける臺灣の地位……………六一
- 第九節 商品の構成の變化……………六一

第七章 事變下臺灣の金融動向……………六二

- 第一節 臺灣金融の構造と特色……………六二
- 第二節 通貨の膨張……………六三
- 第三節 預金の増加とその偏向……………六四

- 第四節 貯蓄獎勵の成果……………六五
- 第五節 貸出にあらはれた主要な變化……………六四
- 第六節 臺灣工業化の資金……………六七
- 第七節 公債の消化……………六九

第八章 臺灣に於ける戦時財政の進展……………七〇

- 第一節 戦時下に於ける臺灣財政の膨張……………七〇
- 第二節 臺灣に於ける戦時財政政策の施行……………七三
- 第三節 工業化、皇民化及南方政策……………七五
- 第四節 内地と臺灣の財政的相互依存關係……………七一

第九章 南方經濟圏と臺灣……………七五

- 第一節 序……………七五
- 第二節 我が南方發展と臺灣……………七六
- 第三節 臺灣の南方施設……………七六
- 第四節 結語……………七八



第四部

- 一、臺灣經濟日誌 (自昭和十六年一月至昭和十五年十二月)
- 二、重要經濟統計
- 三、索引 (內容統計)

第一部 臺灣經濟概觀



第一部に於ては、先づ臺灣經濟の自然的基礎、人口論的構造を考察し、更にその統制經濟の階段に推移するまでの状態を概觀的に説明し、以て第二部と共にエンサイクロペヂヤ的役目を果させることとする。

## 第一章 經濟地理上より見たる臺灣

### 第一節 緒言

緒言——自然的位置——地勢的特質——氣候的特質——自然地理區——經濟地區——經濟人としての住民

地理學は空間（領域）科學に屬し、その研究對象は云ふ迄もなく空間（領域）、即ち或る擴がりを持つ地球上の地域（勿論水域をも含む）であり、そしてその地域の性格、即ち地域性を闡明せんとするを以て目的としてゐる。故に地理學の一分科たる經濟地理學も、或地域に行はれる經濟現象を資料として、その地域の地域性を知らんとするを以てその任務とする譯である。依つて本文も、臺灣に行はれる經濟的諸現象を通じて臺灣の持つ地域的性格を明確に把握したいのであるが、由來臺灣は、熱帶的島嶼として、ジャバ、ルソン、セイロン、ハワイ、キューバの諸島と比肩し、世界的なる經濟的地位を得てゐて、極めて豊富なる經濟地理學的研究資料を包藏してゐるにも拘らず、これらの諸島に比して臺灣に於ける經濟地理學的研究は振はず、その業績の見るべきものの乏しいのは甚だ遺憾とする所で、従つて本文に於いても到底纏りたる學術的記述は困難である。唯經濟地域としての臺灣の特異性を概説し、以て本書の緒論的任務を果さんとすると共に、これによつて臺灣の經濟的諸現象の行はれる舞臺面に對して、世人の認識を聊かにも深めるを得ば満足するものである。唯統計數量の利用し得ざるもの多きによつて、記述は概ね抽象的に流れるの止むなきに至つたことを諒せられたい。



## 第二節 自然的位 置

臺灣は、アジア大陸の東海に於いて、南北に連なる日本列島の南端を占むる面積三萬六千方呎の島嶼である。この日本列島は、北より千島弧、樺太弧、本州弧及び琉球弧の四大島弧より成り、これが配列は、それが花彩列島(Festoon Islands)とも云はれるが如く、それら島弧の内側に於いて、大陸との間に各々オホーツク海、日本海及び東支那海等の縁海を抱き、各島弧の兩端及び結合點に於いては各縁海を緊扼して大陸に迫つてゐるのである、即ち一は千島弧によつてカムチャツカ半島に、二は樺太弧によつてシベリヤ沿海州に、三は本州弧の中國九州に於いて朝鮮半島に、四は琉球弧の南端たる臺灣によつて南支福建省に迫つて臺灣海峡をなすのである。かく日本列島はアジア大陸の東海を南北に繞らした城壁の如くに配列して居るが、中でも臺灣は、北の千島及び樺太と對應し、この城壁の南端に在る樓閣として極めて重要な地位を占めて居ることが南方の鎖鑰と呼ばれ來つた所以である。然かも千島、樺太と同様に、何れも大陸に近接してこれと密接な關係を持ち、島嶼であり乍ら半島的性格を多分に持つて居る所に臺灣の特殊性が潜んでゐるのである。

更に眼を南に轉すれば、こゝには東南アジアの一大地域が展開してゐる。即ち馬來諸島に印度支那半島を合せた南洋の天地であるが、馬來諸島に屬する比律賓群島のルソン島と臺灣との間は、バシール海峡を隔て、僅か三百五十呎の近きに在る。殊にバタン諸島の北端と臺灣紅頭嶼との間は僅か五十呎を隔つのみで、福建省との最短距離百三十呎よりも却つて近いのである。故に臺灣は南支と密接なる關係を持つと共に、比律賓群島を経て南洋とも密接なる關係を有してゐることは、臺灣の位置の特殊性及び重要性を更に一層顯著ならしめて居る所以である。もしそれ、行政上高雄市の管轄に屬せしめられたる新南群島に至つては、南支那海の眞たゞ中に於いて南洋深く穿入してゐることになるのである。

今や東亞は、日本を盟主として新秩序の建設に邁進しつゝ、大東亞共榮圈の結成に努力してゐるが、この共榮圈の範圍は未だ確定を見ずと雖、臺灣の中心に圓心を置き、約四千二百呎の半徑を以て圓を描くときは、その圓弧は、北は千島列島の北端占守島、南はジャバ島の南方海上のクリスマス島に至るべく、更にこの圓内には東南はニューギニア及び我が南洋群島のマリアナ群島を除く大部を含み、濠洲大陸の北端を掠め、西は印度半島を縦斷し、新疆省の一部を残して支那の全土、滿洲國、シベリヤ東南部を含み、以て恰も大東亞共榮圈を暗示せるが如くである。尤も大東亞共榮圈内に於いて我が臺灣が中心的位置を占むることは、單に偶然の一事に過ぎざるものにして、直ちにこれを以て共榮圈内にて中樞的活動をなし得ると斷じ得ざるは云ふ迄もないが、少くとも從來兎角僻陬の孤島として閑却され來つた臺灣が、今後經濟上は勿論、軍事上、交通上、大東亞共榮圈に於ける中心的位置を占むることによつて益々重んぜられて來ることは言を俟たない。

## 第三節 地 勢 的 特 質

臺灣島は、地質時代の最近世に於いて、今日の臺灣海峡の陸化によつて大陸と陸續きであつたと説かれるも、その地質的並に地形的特質は、明かに大陸の斷片たる廈門島、金門島、香港島及び海南島等とは趣を異にし、寧ろ日本列島の造山帯に屬し、更に比律賓群島より馬來諸島に連る一帶の造山運動と關聯して形成せられたものである。而して最近の造山運動によつて形成せられた頗る巨大なる山脈が島軸に沿ふて縦走してゐる。これ即ち臺灣山系で、その主體は二、三千米の高峰連亘して島軸の約四分の三の長さを占め、中央よりやゝ南に三千九百五十米の最高峰新高山を屹立せしめ、更にその北方にこれに次ぐ三千八百八十四米の次高山を起してゐる。島の大きさに比し、かくも巨大なる



山脈を擁することは、蓋し世界にも類ひ稀なる例とすべきである。臺灣山系は更に縦谷によつて數條の山脈に分たれてゐると雖も、各山脈は二千米内外の峙を以て互に交はるを以て、東西南北何れの方向の交通に對しても甚だしい障壁となつてゐる。のみならず同山系の地勢は頗る急峻を極め、その起伏量の大きな、これ亦この小島として世界に其類の乏しいものと云はねばならぬ。

臺灣山系の急峻を極め、起伏量の著しく大なる所以は、最近の隆起運動によつて誘發せられた激烈なる河蝕の回春と、本山系の地質が大部分河蝕に對して比較的抵抗力の弱き水成岩系より成ること、並びに熱帶性驟雨型の降雨頻發による河蝕の旺盛等の諸因子に歸すべきである。従つて各溪谷は、概ね峽谷をなし、懸崖絶壁を以て臨み、交通を阻害すること甚大である。臺灣の原住民たる高砂族は、この天險を頼みとしてこゝに蟠居し、移住漢族の壓迫に對峙し來つたのである。臺灣山系の起伏量の大きなことを、地形學的には所謂壯年期地形と概稱し得るのであるが、尙この地形を仔細に觀察するときは、最近の隆起の起る前、換言すれば河蝕の回春前の地形面の殘存せるものをも認めることが出来る。これは晩壯年期地形とも稱すべく、山低く圓く、谷廣く淺き所謂從順地形の殘片であつて、本山系内に於いては概ね緩傾斜面として、溪谷に臨む尾根群の上とか、山腹斜面等に斷片的に認められるのである。山の居住者たる高砂族は、この緩斜面地帯を選んで居住並に耕作に充て、居るのである。この舊侵蝕地形面は、海岸附近にては二三百米の海拔高度を有するが、山地に於いては漸次その高度を増して數百米より千五百米に及び、これが臺灣山系の東西兩斜面を通じて、恰も鉢卷きをなせるが如く河蝕の回春を免がれて帶狀に散在せるを見る。尙緩斜面及び平坦面が本山系の分水嶺に迄及び、一千數百米に達するものも見られるが、これらは高度上耕作限を遙かに突破して居て、農業經濟上の意義は薄いが、千五百米以下の緩斜面地帯は、臺灣の山地農業開發上、從來の高砂族によつて行はれる原始的經營に代ふるに、近代的な文化的經營の行はれる地帯として將來期待さるべきである。更に山系中の諸溪

谷は、峽谷性にして河谷平野の廣きもの稀なるも、河蝕回春前の地形として河成段丘及び溪谷扇狀地の殘存せるものあり、特に宜蘭濁水溪、荖濃溪の如き縦谷に於いて著しく發達し、これ亦山地に乏しき平坦面を提供して前記緩斜面地帯と共に山地開發上重要な地形面たらしめてゐること言を俟たない。

臺灣山系に就いて海拔五百米以上の高地の占むる面積は實に臺灣全面積の三分の二に達せるが爲めに、臺灣の平野面積は著しく局限せられ、唯西部の海岸地帯にや、廣き海岸平野を見るのみにして、他は盆地平野及び山地と平野との境界地帯に形成せられたる舊扇狀地の開析による臺地丘陵地帯のみである。この臺地は舊扇狀地なるが故に礫層より成り、更に表土は特有の赭土より成る。桃園臺地帯は其最も標式的なるものである。臺灣山系に源を發する諸溪流は何れも急流をなし、海岸平野に注するや何れも著しき埋積作用を行ひて水淺く舟便を缺く。されど領臺前に於いては、各河川は戎克船及び河船による舟運よく行はれ、西部海岸には各所に海港あり、更に海上を航する戎克船はそのまゝ各河川を遡航して新莊、北港、鹽水港等の河港に至りて對岸南支との貿易行はれ、淡水河の如きは新莊より更に河船によつて大溪まで日々二、三百隻の舟群が上下したりと云ふ過去の事實は、大汽船の普及と陸運の完備による舟運の衰退のみに非ずして、寧ろ河川の埋積作用の顯著になりし結果として注意すべき事柄である。これは主として山地が蕃界として山林の荒廢のまゝに遺棄せられてゐたことに起因すると言つても過言ではないのであつて、現在は基隆河に於いて僅かに過去の舟運の俤を偲ばしむるものがあるのみである。

海岸も河川の埋積作用に協調して概ね淺淺であり、而かも海岸の出入乏しく自然の良港を缺いてゐるのである。たゞ僅かに北部の基隆港が溺谷を、南部の高雄港が潟湖を利用して辛うじて島の南北兩端に於いて吞吐港たるの任務を果してゐるのは寧ろ僥倖とすべきである。其他西部海岸一帯は、冬季の北東季節風跳梁して風浪をあげ、砂洲を築き、飛砂飛沫を擧げて舟運並に農耕を妨げること尠くなく。



東部臺灣には臺灣山系と臺東地溝帯を隔て、臺東山脈あり、南北に細長く横はり、新港山千六百八十二米を主峰として千米内外の山峯を連ね、中央部より北寄りに秀姑巒溪は先行谷を以てこれを横断してゐる。海岸は概ね峻岸にして、花蓮港の人工港を除いては泊地にも乏しい。臺東地溝帯は臺東山脈と陰陽の關係に在り、延長百六十軒の狭長なる平野をなし、扇狀地兩斜面より參差して碓礫たる砂礫地が多い。

#### 第四節 氣候的特質

臺灣は北回歸線を中に挟みて溫帶圏と熱帶圏とに跨がり、所謂回歸線地域とも稱すべく、一般に熱帶的特性を帯びといへども亦北部にては溫帶的要素をも含み、全體として南部の一小地域を除いて寧ろ亞熱帶地域と稱するを可とするが如くである。かく緯度上の位置より由來する臺灣の氣候的環境はすでに複雑性を帯びてゐるが、又島として四面環海であつて勿論海洋性氣候の要素が含まれてゐるが、臺灣海峽百五十軒の近距離を以て大陸に接近してゐるので、大陸性氣候の影響から免れることも出来ない。大陸大洋間に半年周期の風系の卓越する季節風帯に屬することがそれを示してゐるのである。かくて前述の如く地勢に於いて頗る複雑にして、著しい起伏を示してゐることも亦、島内各地の氣候的環境をして更に複雑性を加へる所以となつてゐるのである。

先づ氣溫に就いて見るに、年平均に於いて全島の平地は悉く二十度以上なるを以て、年氣溫による分類に従へば、先づ全島平地悉くが熱帶と見做される。而して山地に於いて、北部にては約五百米、中部にて約八百米、南部にて約千米迄の地域もこの範圍に加へることが出来るので、熱帶の範圍も相當に廣く、且つ溪谷に沿ふて山地の相當奥深く迄もこの地域が及んでゐる譯である。然し單に年平均氣溫のみを以て、それが二十度以上なるが故に、すべて一樣なる熱帶氣候なりと斷することは出来ない。殊に植物景觀形成の點より見るときは、たとへ氣溫二十度以上なりとする

も、年内の或る季節に於いて著しく低溫を示す場合には、熱帶性植物景觀はその季節に於いて悉く死滅するが爲めにその形成を妨げるからである。故に年氣溫のみならず少くとも月氣溫に於ける最低を見なければならなくなる。ケツペン氏が設定した熱帶の最低月氣溫の限界は攝氏十八度であつて、臺灣に於ける最低月氣溫十八度以上の地域は大體南部の高雄、臺東を結ぶ線以南の平地と見るべきである。故に臺灣のこの最南部の地域を除いては、臺南は一、二月、臺中は十二、一、二月、臺北は十二、一、二、三月の各月は十八度以下にて、これらの季節に於いては少くとも溫帶的氣候環境を示すと云はねばならない。この點よりして臺灣にても地域によつては季節的に著しい溫帶的要素を含むのであつて、従つて氣候的影響を受くることの多い農業の如きでは、季節的に又地域的に（北部或は山地に於いて）充分溫帶的農業の成立可能なのである。尙氣溫の季節的變化を見るに、北部より南部に到るに従つて漸減し、月氣溫の最高と最低は七月と二月とで、その較差は臺北にて一三・四、臺中一二・一、臺南一〇・九、恒春七・二となり、南部に至るに従つて純熱帶の常夏の氣候に近づき、北部に於いては冬季には相當低溫に下つて、毎年一回位は大屯山麓の六、七百米の高さの山腹まで降雪を見るが、その時は平地にても相當の寒氣を感じるのである。

以上は平地を主とした氣溫であつたが、山地に於いては、その高度と地勢とに應じて氣溫の状態は頗る複雑である。一般に氣溫は高度を増すにつれて遞減するを常とするが、臺灣では臺東廳下を除いて約二百米内外迄の間では、反つて高度を増すにつれて氣溫の上昇する所謂氣溫の逆轉層のあることを白鳥教授等が指摘せられた。その原因は主として風に在るもの如く、逆轉層の高さも季節によつて異なるは勿論で、時に四百米にも達する。このことは臺灣山系の山脚地帯の低山地帯及び諸溪谷平野に於ける熱帶的環境を一層濃厚にしてゐる譯で、これらは高山の懷に抱かれて冬の寒風は遮られ、北東季節風に曝される對岸附近の低地よりは反つて溫暖である。この山脚低山地帯の溪谷は一般にマラリヤの猖獗地であるが、これを防遏し、更に交通を便ならしめたならば、この地域は、臺灣内に於て最も氣候的



に恵まれた地帯であるから、産業上園藝農業等の集約的經營の適地たるべく、又保養地としての好適地は隨所に求め得られるものと思はれる。

更に前記氣温逆轉層以上の高度の山地の氣温を見るに、勿論年平均各月氣温共に低く、溫帶的氣温となるが、その位置が低緯度に在り、日射は四季を通じて強く、山地の月氣温の較差は同じ年氣温の平地よりは反つて少い状態を示す場合が多い。例へば阿里山の如きは冬は鹿兒島附近の氣温に近いが、夏は樟太の敷香に等しい冷涼なる氣温を示すから、臺灣の山地に於ける溫帶的農業の成立條件としての氣温は、年氣温の低き割合に季節的に長い幅を持つて居ると云へるのである。

氣温と共に氣候的環境を支配する要素は降水である。この降水は北部にては千米内外(大屯山麓にては六、七百米)より、南方新高山附近迄の三千米の高山には毎年數度の降雪を見るのみで、他は概ね雨として降る。この雨の量及びその季節的分配は卓越風と密接な關係を有することは云ふ迄もないが、臺灣に於ける卓越風は季節風であり、冬季の北東季節風、夏季の南西季節風がそれである。前者は頗る強烈なるに比し後者は一般に微弱であるが、冬季の北東季節風によつて齎さるゝ雨は、北部臺灣に於いて霖雨型を採つてそこに雨季を形成する。この雨は新竹州南部の大湖、苗栗兩郡の山地を境とし、大安溪を越れば概ね晴れて、中南部の冬は一般に乾季をなす。即ち北東季節風による雨は北部に降り盡して、中南部に於いては雨の影(Rain shadow)となるが故である。東部臺灣に於ける冬季の乾、雨季の境界は明瞭ならざるも、略タツキリ溪を以てこれに充つべきかと考へらる。而して夏季の雨は南西季節風の影響によるよりも寧ろ高温なる日射による上昇氣流に本づく驟雨型によつて齎さるゝもので、これは殆んど全島的に分布し、南部では午後三時頃より五時迄の間、毎日規則正しく東方山地より所謂熱帶性のスコールの如き驟雨を降らし、冬の乾季に對して夏の雨季を形成する。北部に於いては必ずしもこのやうに規則正しくはないが、やはり夏季に

はこの驟雨を降らし、反つてその雨量は霖雨型の冬季の雨季よりも多いのを常とする。故に雨量の分配より見るときは、中南部は乾、雨雨季の區別は顯著なるも、北部に於いては天候に示される程には明瞭ではないのである。

臺灣に於ける以上の如き雨量の季節的分配の相違は、臺灣の地域性の上に著しい相違を現はして顯著なる南北性を示し、殊に農業經營の上に於いては、北部の周年的に雨量が豊富で著しい乾季のないことが、其臺地及び丘陵地帯に茶園地帯を形成せしめて、臺灣の烏龍茶及び紅茶を以て世界的商品たらしめ、中南部の著しい乾燥は、收穫期に於いて乾燥を可とする甘蔗農業を成立せしめ、以て我國の砂糖自給政策を確立せしめてゐるなどがその最も標式的な例である。唯この降雨型に於いて、冬季の霖雨型は北部に於ける溫帶蔬菜農業上好適であるが、夏季の驟雨型はその高温なると共にその器械的衝擊に於いて、颱風とその降雨とによつて受くる被害と共に、蔬菜等軟弱なる作物栽培に對する大なる障害をなし、夏季に於ける蔬菜飢饉の一因をなしてゐる。更に山地の溫帶的環境に於ける農業に於いてもこの降雨型に本づく被害は尠しとしないのは遺憾である。

氣温及び雨量に次ぐ重要な氣候要素は風である。すでに臺灣の卓越風としての季節風は述べたが、尙ほ冬季の北東季節風は東部海岸は勿論、西部海岸地帯に於いては頗る猛威を逞しうしつゝあり、これが對策として耕地には木麻黄、相思樹、薊竹、ネムノキ等による防風林の施設が普及しつゝある。尙この外に毎年定期的に颱風の襲來すること、臺灣の免れ難き宿命である。この颱風は夏季我が南洋群島附近の洋上に發生し、北西に進んで臺灣に接近し、それより概ね進路を北東に轉するが、その轉向に際して暫らく停滞する傾向ありて臺灣に風害を大ならしめる。尙屢々轉向せず北西への進路を續けて本島上若くは近海を通過するときはその風害更に一層激烈を極める。然しこの颱風の襲來は毎年七、八、九の三ヶ月に限られると云ふべく、領臺後四十五年間に島内にて風速二十米以上を記録したる颱風五十五回の内、六月一回、七月十三回、八月二十四回、九月十六回、十月一回の割であるから、この三ヶ月に於け



る十分なる對策を考慮すれば、必ずしも産業經濟上致命的の支障とはならない。」

### 第五節 自然地理區 (挿圖参照)

前述の地勢的並に氣候的特質によつて見るときは、臺灣の自然環境に於いて幾つかの地域が自ら區分されるが、これが自然地理區である。この自然地理區は同一民族の分布する範圍に於ては、その民族の活動の上に於いて地域的に制約せられる所が多いと云ふことが出来る。



臺灣の自然地理區として、地勢上より高山地區、低山地區、丘陵臺地區及び平野區に分つべく、高山地區と低山地區とは耕作限界 (Culture limit) を以てするを可とすべく、北部の千米より南部に於いて千五百米迄の高度を以てすべきであらう。次に低山地區と丘陵臺地區との境界は勿論地形上の區分なるも、氣温逆轉層の高さより百乃至二百米の上位を以てこれに充て、三、四百米の高度を以てするを適當とする。

丘陵臺地區と平野區とは勿論地形を以て區分し得るものである。以上は大體に於いて臺灣を南北の方向、即ち縦に區分するものであるが、次に高山地區を除く他の三區について東西の方向、即ち横に區分する境界線がある。これは氣候的特質を主とするものであるが、その一は西部では大安溪の流路、東部ではタツキリ溪の流路で、これらより北と南との雨量の季節的分配が逆になつて乾雨季が反對になる最も重要な境界をなす。次に南方で鳳山屏東平野の北

部から臺東平野の北部とを結ぶ線以南の高山地區を除く地區は、最低月氣温十八度以上の純熱帶地區をなし、恒春半島にはサバンナ型、その北方低山地區には熱帶降雨林型の植物景觀の見られる地區である。この二線の間即ち大安溪以南、純熱帶地區以北の地區にて臺中、臺南州界の濁水溪の流路も亦文化景觀の上にて重要な境界線をなす。即ち濁水溪以北の平野は一般に低地で土壤の濕度も大であり、且灌溉の便もよく、農業經營は集約的であるのに、同溪以南は所謂嘉南平野で、土地比較的高燥、水利不便で、嘉南大圳開通前は所謂看天田の多かつた地域で、今でも農業經營は同溪以北に比して粗放的である。同溪以南は開拓は古く、鄭氏時代には略々開發されたが、この溪を越えて北方は所謂半線天と稱せられて概して未開の地であつた。それは開拓前の原始景觀が、同溪以南は概ね草埔地であつて比較的開墾も容易であつたに比して、北部は濕地沼澤地であり、鬱蒼たる密林があつて開墾が容易でなかつたからとも考へられる。又臺灣の甘蔗糖業は濁水溪以南の地域に於いて初めて安定し自立し得られるのであつて、同溪以北の地域では、米その他の對抗作物があり、こゝだけでは自立困難であり不安定であると云はれてゐる。又丘陵臺地區についても同溪流域以南には極く少なくなつてゐる。尙村落居住型を見ても同溪を境として北部は概ね散居型であり、南部は概して集居型であつて、獨逸のホーフとドルフとの對立に似たものがある。この居住型の相違の原因は、自然的環境として氣候地勢の關係から生活上利用する水の便の良否、原始景觀に於ける草埔と濕地密林との相違等の外、開墾形式に於いて、南部は古い時代の王田、官田及び營盤田により、資力に乏しい小農が共同耕作及び共同防衛の便から自ら集居したに對し、北部では新しい開墾で、概ね大租戸が權利を得た開墾地を細かに地割しその各々に佃人を散居せしめ、開墾費及び防衛は大租戸が負擔したといふことがこの居住型相違の一因となつたと思はれる。又この居住型の相違は農業經營の集約度の相違とも關係すると思はれる。尙又この兩地區では本島人家屋の構造様式も異なる。南部は舊



式のもので、出展起や出展起が多いに對し、北部では新式の火庫起が多いことなども擧げられるし、又南部の住民は檳榔實を嚙む風習が多いが、北部ではあまり見受けられないといふ相違もある。以上の如く地理區の境界としての濁水溪の持つ意義は頗る重要である。

## 第六節 經濟地區

### (一) 山地地區

地理區の高山地區及び低山地區を合せてこれを經濟地域として見るに、それが廣大なる面積に亘り著しい高度と起伏量とによつて交通上の甚だしき障害を及ぼし、自から山地區は閉鎖的の地域となり、徒らにこれを高砂族の原始經濟的經營に委ねるのみであつた。彼等は山地に散在する狹小なる緩斜面若しくは平坦地を求めて蕃社を構成し、概ね切替畑式農業を營み、耕地は林地若しくは萱原を焼却せる焼畑に粟甘諸等を栽培して、極めて粗放的なる自給自足的經營をなせるに止つてゐる。耕地も屢々急斜面に及び、材木若しくは石塊を水平に並べて表土の流失を防ぐものありと雖、耕地の荒廢急速にして、概ね四、五年を以て他の焼畑に切替へざるを得ざる状態である。然しこの經營法は頗る低級であるが、かくの如き山地の環境に在つては寧ろ一種の調和的經營と云はざるを得ない。然るに臺灣の産業經濟は益々進展充實し、又國家經濟的立場からもこの山地をかくの如き原始經濟的經營のままに放任することを許さざる事態となつた。一面高砂族の經濟的文化的向上を圖る教化上の手段として平地移住を勵行しつゝあり、而してその跡の山地に新しき高度の經濟文化を建設しようといふのが現在行はれつゝある山地開發事業なのである。

山地の經濟的資源として先づ指を屈せらるゝは林産資源である。森林は山地に付きものであるが、殊に臺灣の山地は氣候的環境に於いて森林繁茂の好條件を具へて居り、その高度大なるにより、熱帯林より寒帯林に至る各種林帯を有し、樹種も頗る豊富である。現在開發せられて居るのは、千五百米より二千米に亘る溫帯林に屬する針葉樹林であるが、これは目下官業として阿里山、八仙山、太平山の三ヶ所に於いて斫伐され、森林鐵道によつて搬出されてゐる。同林帯の下位に在る潤葉樹林帯の利用開發は樟腦原料の樟樹を除いては餘り進まず、雜用材及びパルプ原料としても利用價值は尠くないが、これらの地帯は高砂族の原始的農耕により、又低山地區にても本島人農民による極度の耕地化によつて荒廢せるものが尠くない。又一方地勢の急峻なる爲めに搬出の途なくして放棄されてゐるものも多い。よつて同林帯の開發は、一面河川の水源涵養の爲めの保護と有用樹種の植林とによつて合理的な建設的經營によらねばならない。

由來山地開發の動機となるものには鑛業がある。これは農業と異り、局部的に埋藏されてゐる巨額の鑛産資源を開發するのであるから、これに必要な交通的施設は比較的速かによく整備される。この交通的施設が山地に整へば、他方面の産業の開發もこれによつて誘導されるのであるが、臺灣山地は前述の如く主として水成岩系より成り、その鑛産資源も西部低山地區の石炭、石油と、金瓜石瑞芳の安山岩地帯の金鑛に止つてゐて、高山地區には未だ有望なる鑛床の發見はない。唯最近段丘砂金が問題となつてゐるが、その鑛量と採鑛の方法並に交通施設の問題が有利に解決すれば、これが山地開發の動機として重要なものとなるべく、既に産金道路としてその開鑿に着手してゐるから、これだけでも山地開發に曙光を投げたものと見るべきである。臺灣山地の鑛産資源には今直ちに多くを期待し得ないとしても、尙探査の歩を弛むべきではない。

次に山地開發の動機として重要なものには水力の利用がある、臺灣山地の高度と起伏の大なること並びに降水量の莫大なることは、そこに豊富なるポテンシアル・エネルギーを藏してゐる譯で、而かも山あり、河あり、降雨の續く



限りに於いて、これは動力源として涸渇を見ることのない無限の資源である。臺灣の各河川の水力は、數百萬馬力と云はれるが、今日十二時間宛、一年間一馬力を出すに石炭五噸半を要するとすれば、百萬馬力を出すに石炭五百五十萬噸を要する譯であるから、臺灣の動力源としての水力の重要さは自から明かである。今や臺灣の産業の工業化政策に呼應して、山地河川の水力發電の開発が着々と進捗しつゝあるのは、この政策に活を入れるものとして大いに期待すべく、これによつて山地の開発も亦一段と促進されるであらう。

山地開發として特に注目すべきは南部山地の新興農業である。即ち熱帶的山地に於ける規那、コ、ア等の栽培事業であつて、規那の如きは先覺者星氏の努力によつて、すでに試験期を終へて斯業の確立を見たるもの如く、國策的見地からも、國土の合理的開發の上からも間然する所なく、これは將來の臺灣山地の農業的開發に於いて大いなる示唆を與へるものと云ふべきであつて、山地の複雑なる環境を合理的に利用して、局部的に集約的なる經營を施すことこそ、從來の原始的なる高砂文化に代るに、高度文化の山地に於ける建設と云へるであらう。それが爲には各種開發事業に於いて、統一ある調和的協力が特に必要であることを茲に強調するものである。

尙以上に述べた山地の生産經濟と共に忘るべからざることは、山地の消費經濟に資する所も亦尠からざることである。即ち臺灣山地の氣候的環境とその風光の美、並びに山間温泉の湧出は、暑熱に喘ぐ低地居住者に對して休養地を隨所に提供し得ることであつて、新高阿里山及び次高タロコの兩國立公園候補地帯の設定は、誠に機宜に適へる山地開發の一方策であるといへる。

## (二) 丘陵臺地地域

臺灣は山地廣くして平地に乏しく、従つて丘陵臺地の利用は著しく進んでゐる。今その内にて最も標式的な經濟景

域を形成せるものについて述べて見よう。

(1) 大屯山稜丘陵臺地帯 水田茶園及び果樹園地帯をなしてゐるが、大屯山稜は熔岩流を重ねたる成層火山で、間隙多き熔岩の間の伏流を用水とする稻田が、階段水田を以て山麓斜面を圍繞してゐる景觀は見事である。而して斜面の上部、若くは山麓の臺地面は、水利に恵まれず、相思樹を庇蔭樹とする茶園地帯を形成して居る。尙火山の斜面と臺地面との境界地帯には、熔岩の風化土壤より成る地味の肥沃と、山體による強風の遮蔽並びに臺北市等の市場を近く控えてゐること等にて、柑橘その他の果樹園地帯が形成されてゐる。

(2) 桃園臺地帯 桃園を中心とし、臺北、新竹兩州に跨がる開析扇狀地の臺地帯で、礫層より成り、表土は酸性の赭土である。土壤の瘠薄と水利の不良とは、これを茶園地帯となし、附近の低山地帯と共に、北部臺灣に著しき雨季なく、四季を通して芽葉の發育を見ること、摘葉に要する低賃労働者の豊富なること等によつて臺灣茶業の主要産地をなしてゐる。尙臺地面のやゝ低き地帯は溜池灌漑による米田地帯をなし、無数の溜池は臺地面に地形圖上痘痕の如く散布して、極めて特異なる灌漑景觀を示してゐる。この溜池は表土が粘土質で不透水性なるを利用したのであるが、その下は礫層で漏水し易いので、池の深さも二、三米に止まり、従つて水面を廣くし、又池の數を多くして所要の水量を溜めてゐる。池は緩斜面に在るが、勞力を節する爲め、斜面の低い側だけに盛土してある爲め自ら半月形をなしてゐる。これが淡水河の水を引いて大正十三年最初の通水を行つた桃園大圳の完成により、從來主として雨季(冬季)の雨水のみを溜水して單期作水田たるに止つてゐたものを、雨水のみによる不安定なる米作を安定にし、且つ單期作を兩期作にして、茲に一大米産地帯を構成するに至つた。これによつて從來この臺地一體に八千個を數へ、水面八千甲で二萬七千甲の水田を灌漑してゐたこの溜池は全部不用に歸したのではない。桃園大圳の幹線は海拔百米に在りそれ以上の臺地面には及ばないこと、大圳通水區域内でも大圳の水をば一旦この溜池に入れこゝで調節する譯で、この



溜池の多くのものは現在でもやはり従来通り利用されて居り、これあるが故に特に調節用の大貯水池を造る必要がなく済んだといふ。然し大圳開通前は溜池一甲が水田三甲を灌溉し得るに過ぎなかつたものが、開通後はそれが一對十となつたといふ。これを見ても桃園臺地帯の溜池による灌溉景觀は一の調和景觀と見ることが出来やう。

(3) 新竹丘陵地帯 新竹州下は山地海に迫つて平野乏しく、従つて丘陵傾斜地が強度に利用されてゐるが、爲に表土の流失及び耕地の侵蝕著しく、耕地としての不調和景觀が尠くない。故に合理的なる傾斜地利用法として、樹木作物の採用、階段耕地及び土砂杆止林の造成等が必要である。これら山地丘陵地帯には、従來の慣習たる官有地の無斷開墾による耕地が少くないので、勢ひ掠奪農法的に傾き、耕地に對する愛着心を缺くに至つたと思はれる。

(4) 山地芭蕉地帯 臺中州の東勢、大屯、能高、新高、南投の諸郡下の山地丘陵地帯は、一帯の山地芭蕉地帯を構成して、高雄州下諸平野の平地芭蕉地帯と共に臺灣芭蕉の主産地をなしてゐるが、これも亦前項と同じく掠奪的農法で、耕地の荒廢比較的早く、徒らに利潤を追ふ利己的經營による不調和景觀といふべきである。

(5) 大肚臺地及び八卦丘陵地帯 臺中盆地の西方にある一連の礫層臺地及びその開析せる丘陵地帯で、桃園臺地帯と地質地形を等しくしてゐるが、茶園は氣候的制約にて大肚臺地の北端と八卦丘陵南端の臺地に於いて何れも溪岸近き狹地域に分布するのみで、甘蔗甘諸陸稻等の畑作を主としてゐる。唯八卦丘陵の斜面には一帯に鳳梨園あり、尙龍眼李の果樹園地帯をなし、その南端臺地に柑橘園分布するのみ。

(8) 臺南州下丘陵地帯 斗六、嘉義兩郡下の丘陵地帯は臺中州の竹山郡より引續いた竹林地帯で、桂竹材、竹紙及麻竹の筍を多産し、龍眼、マンゴー及び鳳梨の産地でもあり、又チークの植林を見る。未だ集約的の經營は見られないが、將來熱帯果樹園地帯として期待すべきものがある。

(7) 西部鑛山地帯 西部の低山地帯より丘陵地帯にかけては、臺北、新竹兩州下は石炭、新竹州下竹東より錦水出

礫坑にかけては、石油を産して一の鑛産地帯をなし、石油地帯は更に臺南州下に於いて、嘉義、曾文、新化諸郡下に小梅、凍子脚、六重溪、牛肉崎、玉井（竹頭崎）等の油帯ありて隨所に天然瓦斯の放出を見、尙東南の高雄州下に甲仙油田ありて將來の活況が期待されてゐる。

### (三) 平野地帯

平野は海岸平野と盆地平野とで、すでに水田普ねく開かれてゐるが、南部に到るに従つて甘蔗を多く混へ、又局部的に平地芭蕉を加へる。主なる平野をあげると、

(1) 宜蘭平野（蘭陽平野） 宜蘭、羅東、蘇澳三郡に跨がる海岸平野で、宜蘭濁水溪の灌流する所。一帯に水田展開するも、西方山麓には柑橘園茶園地帯あり、又羅東宜蘭間には、製材、製糖、製紙及び滿庵鐵、硅素鐵製造等の近代的大工場ありて、農村工業地帯としても見るべきものがある。

(2) 臺北盆地平野 平野面は概ね水田地帯をなすが、河岸地帯には臺北市の市場を背景とする蔬菜園地帯がある。

(3) 臺中盆地平野 北部の豊原附近は地味肥沃で、古來胡蘆墩米と呼ばれる良米の産地で、煙草をも産す。盆地南部には扇狀地ありて甘蔗地帯をなす。盆地の南に續く平林溪の河谷は南投平野と呼ばれ、米甘蔗及び平地芭蕉の外椏柑鳳梨等の青果蔬菜の産が多い。

(4) 員林平野 濁水溪の三角洲平野の東北部に當り同溪の濁水を引ける八堡圳の灌溉區域で、地味最も肥沃、東に八卦丘陵を控へて強風を遮ぎり、水稻甘蔗平地芭蕉及び員林椏柑等を多産する本島第一の集約農業地帯である。

(5) 埔里盆地平野 盆地面は海拔四百數十米に在り、氣候快適、米甘蔗を産し、その南方には一段高き魚池盆地ありて、その丘陵地帯には紅茶用茶園分布し、日月潭湖盆地、頭社及び銃櫃盆地等と共に山間盆地をなす。



(6) 嘉南平野 濁水溪以南、鹽水溪以北の此平野は、臺灣第一の廣き海岸平野であるが、土地高燥、地味概ね瘠薄、水利亦不良の地にて、甘蔗等の畑作を主とし、米作は所謂看天田によつて行ふもの多かりし地帯であつたが、昭和五年完成したる嘉南大圳の大灌漑事業は、十五萬甲歩の面積に亘つて三年輪作式給水法を施行し、水稻作蔗作雜作の輪作地帯をなせるは、この地帯の地域性に適應せる合理的且劃期的なる農事改良事業地と云ふべきである。

尙この平野地帯には局地的に園藝農業地帯あり、麻豆の文旦及蔬菜、西螺のザボン等は名高く、この平野の到る所に製糖工場散在して臺灣糖業の中心地をなし、製糖工場に附帯してパルプ工業及び化學工業等勃興し、新營及び虎尾等の工業都市の勃興を見つゝあり。

(7) 鳳山屏東平野 熱帶色濃厚なる平野にて、米甘蔗の外芭蕉鳳梨木瓜等の果實を多産し、臺灣南部の吞吐港高雄を後に控え、更にその工業地帯の勃興と共に集約的なる農業經營に進みつゝあり。

(8) 臺東地溝帶平野 臺灣山系と臺東山脈とに挟まれたる狹長なる平野なるが、兩側の山地より急流によつて齶らされたる砂礫によつて構成せられたる扇狀地東西兩側に參差して、耕地に乏しかりしも、内地移民の努力と官の指導とによつて、先づ北部の吉野豊田林田の三官營移民村は見事に成功し、更に近年は南部の臺東廳下に亘つても煙草珈琲デリス其他の新興農業勃興し、花蓮港の築港成ると共に益々發展の氣運に向ひつゝある。

### 第七節 經濟人としての住民

經濟現象は固より人類の意欲によつて惹起されてゐるもので、自然的環境は單に自然の所與のものとしてその材料を提供するに過ぎない。従つて經濟地域の特性は、その住民の經濟意識によつて彩られることが特に深い。最早紙面の餘裕乏しくして、これに就いて詳述するの邊はないが、臺灣の住民はそこが植民地であることよりして多民族的構

成をなすことを根本的なる特性とする。即ち大和民族たる内地人と、漢族たる本島人と而して原始民族たる高砂族より成ることである。これら諸民族の島内に於ける分布を見るに附表の如く、内地人は都會に多く、高砂族は山地に多く、本島人は島内普ねく分布して數に於いて壓倒的多數を占めて居る。本島人は福建系と廣東系とに分れる。尤も本島人に對するかゝる區別は最早や意味を爲さぬと説く人もあるが、實際に於いては然らずと考へられる。この兩系は内地人側より見れば左して區別すべき理由なしとするも、兩系の間は言語を異にし、氣質に於いて著しき相違あり、而かも附表及び附圖に示す如く、廣東系は或る地域に集中して、屢々廣東部落を構成し、數に於いて、絶對的多數を占むる福建系本島人も、そこに入りては正に異國人たるの取扱ひを受くるを常とするのみならず、嘗つては兩系の對立による分類械闘もあつて、今日でも融和の不十分な點が尠くないのである。然し我國の植民政策は一視同仁で、植民地の異民族はこれを同化して母國民と同一の水準に引上げて、共に忠良なる臣民として奉公の誠を盡さしめんとするに在り、植民地自體をも亦近き將來これを完全に本土化するを以て建前としてゐるので、これら種族の區別を立つる必要はなくならなければならぬが、然し現實は現實としてこれを正視し、理想と混亂することを避けねばならぬ。現實の正視による對策こそ理想到達への捷徑である。

これら諸種族を經濟人として見るとき、先づ本島人の經濟的能力及び活躍は定評ある所、唯國家意識を高めて、個人經濟より國家經濟を重しとするの觀念を強めるやう仕向けることが刻下の急務である。福建、廣東兩系は一般に理財の才に富み、辛棒強いが、福建系は比較的、社交的で商才を有するに對し、廣東系は霸氣に富み氣骨稜々、山地荒蕪の開墾に功績を示し、共に經濟人として適格である。婦女子は福建系は概ね家居し、廣東系は男子に伍して勞役す。然し福建系婦女子は手技に長じ、家に在つて家事の餘暇を帽子編み、その他の手工業に活動せることも見逃せない。地方都市に於いて經濟市況の沈滞を示せるものは、概ね男女別人口に於いて女子人口男子を凌駕せるが、かゝる地方



都市に於ける女子の餘剩勞力は、手工業の立場より大いに利用價值がある。高砂族はすでに平地に在つて本島人化する平埔族及び東部臺灣平地のアミ族の如きは進歩的農業經營に従事すれども、山地高砂族は未だ原始的であつて頭腦的經濟活動には不向きである。然し山地に於ける勞働能力はその低賃銀と共に高く評價すべきであり、今後山地開發事業の進捗と共に益々適材を適所に於いて活動せしむるの要望が高まるであらう。

内地人は概ね都市に集中して、官吏その他の自由業並に商工業を擔當してゐるが、臺灣の植民政策遂行の上から内地農民の招致は夙に必要であつたが、今や時期を失した嫌ひがある。然し臺灣の工業化政策遂行に伴ひ、工業者の移住多く、而かも工場地帯の分散、農村工業の普及等によつて、内地工業者の都市より地方への分散が行はれて、地方の本島人との接觸を多くし、これによつて本島人の皇民化促進と共に、國家經濟に寄與せん爲めの滅私奉公、臣道實踐の實績を擧ぐる上に有効となるであらう。かくて各種族各々その立場に應じて、刻下非常時局に即應した經濟體制の整備に協力し、國土計畫の見地よりして臺灣の經濟地域の合理的經營に當ることが急務である。(富田芳郎)

第一表 種族別人口の市郡別分布表 (昭和十年國勢調査による)

全島	總數		内地人		福建系		廣東系		平埔族		高砂族	
	總數	%	總數	%	總數	%	總數	%	總數	%	總數	%
臺北市	1,034,544	27.0	1,034,544	100.0	849,157	82.1	164,458	16.1	2,356	0.2	6,653	0.6
基隆市	274,157	7.4	274,157	100.0	169,956	61.9	5,160	1.9	57	0.0	44	0.0
七星郡	86,877	2.4	86,877	100.0	57,230	65.8	9,851	11.2	121	0.1	3	0.0
淡水郡	94,739	2.6	94,739	100.0	91,468	96.5	9,851	10.4	88	0.1	1	0.0
基隆郡	49,475	1.4	49,475	100.0	47,633	96.3	9,628	19.5	100	0.2	5	0.0
宜蘭郡	21,565	0.6	21,565	100.0	13,831	63.7	9,664	44.8	1,500	6.9	2	0.0

宜蘭郡	95,721	2.7	95,721	100.0	91,164	95.1	4,557	4.7	468	0.5	10	0.0
羅東郡	71,784	2.0	71,784	100.0	63,439	88.4	8,347	11.6	1,779	2.5	988	1.4
蘇澳郡	19,920	0.6	19,920	100.0	12,551	63.0	6,369	32.0	721	3.6	256	1.3
文山郡	58,520	1.7	58,520	100.0	55,334	94.5	9,457	16.2	1,333	2.3	43	0.0
海山郡	98,843	2.8	98,843	100.0	88,672	89.6	9,551	9.7	2,638	2.7	140	0.1
新莊郡	58,896	1.7	58,896	100.0	57,880	98.1	9,827	16.7	365	0.6	4	0.0
新竹州	711,399	20.3	711,399	100.0	555,389	78.1	42,237	5.9	59,566	8.4	14,008	2.0
新竹市	51,035	1.5	51,035	100.0	48,078	94.2	7,433	14.6	6,574	12.9	13	0.0
新竹郡	110,136	3.2	110,136	100.0	101,921	92.5	28,620	25.9	7,699	7.0	8	0.0
中壢郡	101,998	3.0	101,998	100.0	92,091	90.2	13,823	13.5	8,535	8.3	3	0.0
桃園郡	84,079	2.4	84,079	100.0	77,272	91.9	9,190	10.9	5,238	6.2	2	0.0
大溪郡	52,959	1.5	52,959	100.0	47,272	89.1	5,441	10.3	1,994	3.8	154	0.3
竹東郡	71,945	2.1	71,945	100.0	67,338	93.6	5,441	7.6	3,719	5.2	154	0.2
竹南郡	89,078	2.6	89,078	100.0	81,091	91.0	9,190	10.3	5,238	5.9	2	0.0
苗栗郡	131,040	3.8	131,040	100.0	125,022	95.4	20,626	15.7	7,699	5.8	13	0.0
大湖郡	30,069	0.9	30,069	100.0	28,818	95.8	2,273	7.5	867	2.9	3	0.0
臺中州	1,162,347	33.3	1,162,347	100.0	967,755	83.3	82,333	7.1	135,015	11.6	7,210	0.6
臺中市	700,699	20.0	700,699	100.0	644,400	92.0	69,133	9.9	4,271	0.6	60	0.0
彰化市	51,014	1.5	51,014	100.0	46,633	91.4	9,387	18.4	1,779	3.5	79	0.1
大屯郡	97,014	2.8	97,014	100.0	86,585	89.2	9,225	9.5	3,341	3.4	1	0.0
豐原郡	89,514	2.6	89,514	100.0	81,330	90.8	6,200	6.9	2,787	3.1	23	0.0
東勢郡	42,597	1.2	42,597	100.0	40,000	94.1	4,597	10.8	3,700	8.7	25	0.0
大甲郡	140,235	4.0	140,235	100.0	133,477	95.2	9,446	6.7	5,844	4.2	186	0.1

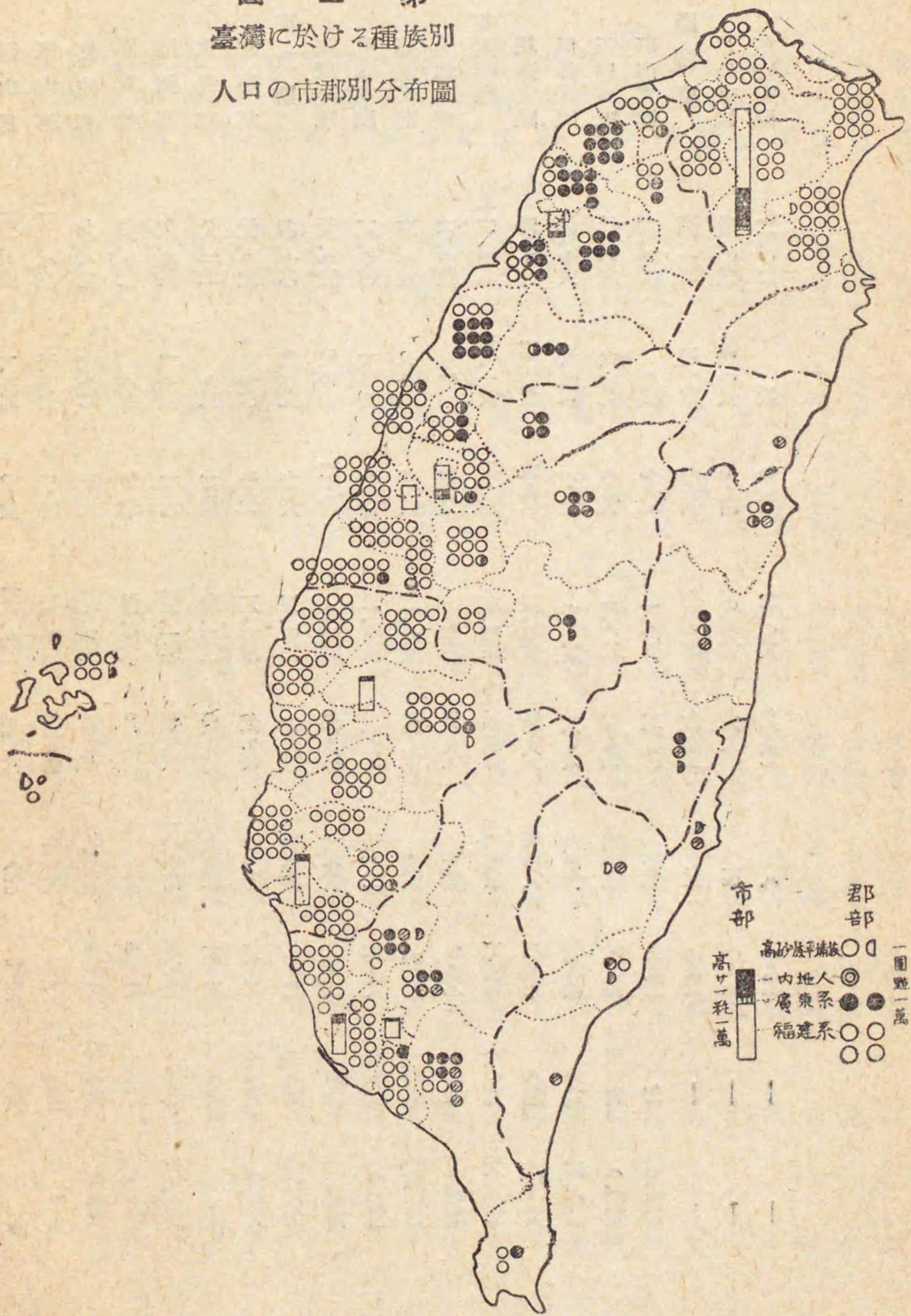


彰化郡	一四、一四三	九二	〇・六三	一四、一七六	九六・三五	一、一三	〇・七	二四	一
員林郡	一七、五三三	二、〇三一	一・一八	一六七、三七七	九六・九九	二、四八	一・四	一九	一
北斗郡	一五、七三九	一、六三	一・二四	一三、〇四一	八九・九一	一、六〇七	八・五	五	一
南投郡	九〇、五三九	八〇	〇・九六	八二、八二七	九一・四九	六、〇八〇	六・七	五	一
新高郡	三七、九七四	一、四三三	三・七七	二二、二八五	五八・六八	八、〇〇一	二・〇七	三	一
能高郡	四九、七九七	一、五九九	三・二一	一六、四七七	三三・〇九	一八、四一八	三・九	五	一
竹山郡	四一、〇五九	四六	一・一八	三八、九六四	九四・九〇	一、四四七	三・五	六〇	一
臺南州	一、三三、一八七	四三、九六	三・三〇	一、三、四八、一六七	九三・六九	二〇、二四三	一・五	九、四三	一
臺南市	一一〇、八二六	一六、六九	一五・〇七	八九、八四三	八一・〇七	四六五	〇・四	四	一
嘉義市	七三、〇七二	九、四三九	一一・九二	五九、七四五	八一・七六	二、〇一五	二・七	三	一
新豐郡	一〇〇、八〇三	九四〇	〇・九三	九九、五二三	九八・七三	七	〇・八	一八	一
新化郡	八九、六一一	一、四〇六	一・五七	八一、六五六	九一・二二	五九六	〇・六	五、七五	一
曾文郡	七四、七二四	一、五二	一・六七	七二、八三六	九六・二五	七五	〇・一〇	一、三七	一
北門郡	一一四、〇八八	九六	〇・七七	一一、八八四	九九、〇三	四五	〇・四	六	一
新營郡	一一一、六二七	二、八二九	二・五三	一〇三、六四八	九二・八六	二、九〇三	二・六	一、八二	一
嘉義郡	一五五、一九四	二、六三一	一・七〇	一四一、四三五	九一・一三	九、〇二四	五・八一	九	一
斗六郡	一〇四、三四六	一、六三	一・五四	九九、八五三	九五・六九	二、三七	二・三	一九	一
虎尾郡	一三八、八〇〇	三、六一	二・二八	一三三、七九七	九五・六八	二、〇六二	一・四	六	一
北港郡	一〇一、八三九	一、五四	一・五〇	一〇〇、八〇七	九八・〇三	一九三	〇・一	二	一
東石郡	一四六、二八七	一、五〇	一・〇三	一四、一五一	九八・五四	四九九	〇・三	一五、三四	一
高雄州	七三、八一九	三四、五八三	四・七二	五八、八六三	七〇・八〇	一一、四三三	一五・三四	三六、五六	一
高雄市	八五、四六七	二〇、二八五	三・七三	六一、〇七四	七一・四六	一、三五	一・五	三九	一
屏東市	四三、四〇〇	五、五八二	二・八五	三三、四七二	七四・七七	三、四六七	七・九	五	一

岡山郡	一四、六六三	一、〇七	〇・八五	一三八、五五二	九七・八〇	八九七	〇・六	二九	一
鳳山郡	一〇一、八二二	二、〇九	二・〇三	九五、四三三	九三・七六	二、六三六	二・五	一〇、八三	一
旗山郡	七、七八九	一、八五	二・三八	二七、九〇二	三五・八五	三、八八七	四・二	一〇、八三	一
屏東郡	六四、四一	六三	〇・九七	三四、〇九八	五三・〇八	二〇、六五九	三・一	一、八六	一
潮州郡	九九、二四二	一、三五	一・二七	三三、〇七	三三・三六	三六、四一四	三六・六	八、九〇	一
東港郡	八九、三二	九三	一・〇三	七七、五五二	八六・九二	九、〇一一	一〇・二	九七	一
恒春郡	二九、九二五	七〇	二・六一	一八、六五四	六三・三四	五、〇九〇	一七・〇	二、四九	一
臺東廳	七〇、七一〇	五、三九九	七・五六	一一、〇一一	一七・〇〇	五、五九四	七・九	三、七〇	一
臺東支廳	二六、九一五	三、〇三	一一・二三	八、三四三	三三・〇〇	一、八八八	七・一	三三〇	一
里壠支廳	一五、七二〇	一、三四	八・三〇	一、九一三	一一・二七	二、八二	一七・八	一、五四	一
新港支廳	一七、三八三	五、六	三・二六	一、二五	六四・七三	七四八	四・三〇	一、七三	一
大武支廳	一〇、六九二	四、七	四・三七	六四〇	五九・八六	一四七	一・三	九七	一
花蓮港廳	一一、四九七	一五、二八	一三・五七	二七、四七三	二四・六四	二一、三三	一九・一	六、〇〇	一
花蓮支廳	四〇、三九三	一〇、六五	二五・四一	一五、二七七	三七・八二	四、三一八	一〇・六	八・五	一
鳳林支廳	三四、七八六	二、三六	六・八一	六六、〇五	一八・九八	九、四七	二七・二	六八	一
玉里支廳	二五、六九三	一、六五	六・四六	三、六八九	一四・三六	七、二八	二・三	四、三七	一
研海支廳	一〇、六二六	八三	七・八七	一、九〇三	一七・九〇	三五七	二・四	九	一
澎湖廳	六六、一一一	四、〇三	六・一六	六一、七二	九三・三六	二	〇・三	一	一
馬公支廳	五五、〇三〇	四、〇八	七・三四	五〇、六八	九二・一〇	一四	〇・三	一	一
望安支廳	一一、〇八一	五	〇・三二	一一、〇三六	九九・五九	八	〇・七	一	一



圖二第  
臺灣に於ける種族別  
人口の市郡別分布圖



## 第二章 人口構成より見たる臺灣經濟

——經濟基體としての臺灣人口——生産者としての臺灣人口——消費者としての臺灣人口

### 第一節 經濟基體としての臺灣人口

人的資源の擴充は東亞共榮圈の確立にとつて充たされねばならぬ必要條件の最たるものであるが、この必要が當の人口そのものよりも先に、人口政策確立要綱を生み出したのは本年一月下旬のことであつた。そこに目論まれた昭和三十五年内地人口一億の確保が諸々の基本國策、就中經濟國策の實現のために絶対に必要なるは言を俟たぬが、吾々の茲に特記すべきは、人口政策確立要綱が基本經濟國策のために前提されねばならぬと同時に、逆にこの人口政策確立のために之と併行せる基本經濟國策の確立が準備されねばならぬといふ人口と經濟との相關的認識であらう。このことは、他の表現を以てすれば、人口の發展が一面に生産の發展を含むと同時に、他面に消費の發展を意味するといふ人口の二重性格を問題とすることにほかならぬ。いかにも、一方に生産するものが人口であれば、他方に消費するものも同じ人口である。マルサスは嘗て生産が消費に及ばざる姿の人口法則を描いた。近代の恐慌論者は之に反して消費が生産に不足する貌の人口を説かうとした。いづれにもせよ吾々は茲に極めて粗雑なる表現ながら、人口のもつ生産速度と消費速度との對比の中に、人口が經濟に對して有する問題の所在を把へるものと考へてよいであらう。茲にいふ生産速度の概念には當然に生産構造の問題が含意されねばならず、消費速度の考へ方にも、此の生



産構造によつて賄はるべき社會生活の風俗習慣に彩られたる特徴が又當然に豫想されてゐる筈である。かくて、人口は生産構造を通じて經濟を作り、逆に經濟は同じ生産構造によつて人口を養ひ、且つ之を發展せしめる。吾々は人口政策確立要綱を斯かる見地から眺めつゝ之が實効を期すべきであると共に、抑々人口が經濟の基礎をなすことの意味を茲に求めねばならない。本章に臺灣人口を論ずる角度も決して之以外のものではない。

然らば臺灣人口は其の生産速度と消費速度との對比に於て從來如何なる相貌を示し來つたであらうか。之に對する答は本來臺灣人口の生産者の側面と消費者の側面との周密なる吟味を俟つて與へられるべきものであらうが、併しこの結論を即答的に明快に告げて呉れるものとして、吾々は茲に次の二つの明白なる事實を指摘することが出来る。それは他でもない。(一)臺灣人口の量に於ける驚異的膨脹と (二)臺灣人口の質に於ける絶えざる改良、發展である。即ち量に於て、領臺當時三百萬と數へられた臺灣人口は、今日六百萬となつて倍加し、質に於ては、嘗ての瘡痍の地が今日我が南方發展の重要基地に轉じ得たことの中にも暗示されるやうに、臺灣人口は搖がざる治安の下に教育、衛生其他諸般の社會文化施設の擴充を享けて漸時向上の一途を辿りつゝある。斯く臺灣人口は量に於ても質に於ても順調なる發展途上にあるといふのが、吾々の概括的結論であるが、この結論が可能となるためには、總督府の政策、指導並に臺灣の自然的條件の宜しきを俟たねばならなかつたこと言を俟たぬけれども、而も吾々は斯かる發展の直接經濟的なる説明として、臺灣人口のもつ生産速度が常に消費速度を超過してゐた點を強調したのである。元より臺灣經濟は孤立經濟にあらず、從來と雖も日本經濟の一環として存在し來つたのであるから、獨り臺灣人口の生産、消費速度を考へるのみでは充分でないが、而も尙臺灣經濟本來の發展は、臺灣人口みづからのもつ生産速度の消費速度を上廻る點に基礎づけられねばならぬこと明かである。臺灣人口の生産速度が常に消費速度を超過してゐたが故に、そこに資本蓄積の可能が絶えず存在し、これにより高められゆく生産構造が絶えず伸びんとする人口を賄ひ得たものと吾

々は解したのである。吾々は斯かる解釋を裏付けるための諸考察を本年報の全章に亘つて隨所に見出し得るであらうが、概括的に言つて農村の富裕化、治安の進展、そして之等の中に驚くべき速度もて膨脹する人口等、マルサス人口論の悲觀的結論とは凡そ逆をゆく現象がそこに進行し來つたと見てよいであらう。吾々は、決してマルサス人口論の現代的意義を全面的に否定するものではないが、少くとも臺灣人口に關しては之が直接的適用の餘地を見出し得ないと思ふべきであらうか。否むしろ、生産構造との關聯に於て人口を觀ることがマルサスの眞に意圖せる所だとすれば、斯く擴張せられたる人口法則の好適なる一場面を臺灣人口が見事にも供し來つたと見るべきであらう。

さて臺灣人口の質に關する側面は之を主として第三節「消費者としての臺灣人口」に譲つて、茲では以下専ら臺灣人口量の發展を總量的並に種族別的に統計をして語らしめよう。

臺灣人口の精確なる調査が開始されて以來の人口量の發展は第一表の示す如くであつて、明治三十八年末を一〇〇とするとき、三十四年後の昭和十四年末人口總量は一八八・八に増加し、假りに之を複利的増加と看做すならば、年平均千人に付十九人弱の増加率を示してゐる。

第一表 臺灣常住人口總數

明治三十八(年末)	大正三	大正二	昭和七
三、一三三	三、五五四	三、九七六	四、九三〇
三、一五七	三、五七〇	四、〇四一	五、〇六一
三、一八六	三、五九六	四、一四七	五、一九五
三、二一四	三、六二七	四、二四三	五、三二六
三、二四二	三、六五〇	四、三三七	五、四五二
三、二七〇	三、六七五	四、四三八	五、六〇九
三、二九八	三、七〇〇	四、五四八	五、七四七
三、三二六	三、七二六	四、六三九	五、八九六
三、三五五	三、七五二	四、七三〇	
三、三八三	三、七八八	四、八二一	
三、四一一	三、八一四	四、九一三	
三、四三九	三、八四〇	五、〇〇五	
三、四六七	三、八六六		
三、四九五	三、八九二		
三、五二三	三、九一八		
三、五五〇	三、九四四		
三、五七六	三、九七〇		
三、六〇二	四、〇〇〇		
三、六二八	四、〇二六		
三、六五四	四、〇五二		
三、六八〇	四、〇七八		
三、七〇六	四、一〇四		
三、七三二	四、一三〇		
三、七五八	四、一五六		
三、七八四	四、一八二		
三、八一〇	四、二〇八		
三、八三六	四、二三四		
三、八六二	四、二六〇		
三、八八八	四、二八六		
三、九一四	四、三一二		
三、九四〇	四、三三八		
三、九六六	四、四一四		
三、九九二	四、四四〇		
四、〇一八	四、四六六		
四、〇四四	四、四九二		
四、〇七〇	四、五一八		
四、〇九六	四、五四四		
四、一二二	四、五七〇		
四、一四八	四、五九六		
四、一七四	四、六二二		
四、二〇〇	四、六四八		
四、二二六	四、六七四		
四、二五二	四、七〇〇		
四、二七八			
四、三〇四			
四、三三〇			
四、三五六			
四、三八二			
四、四〇八			
四、四三四			
四、四六〇			
四、四八六			
四、五一二			
四、五三八			
四、六一四			
四、六四〇			
四、六六六			
四、六九二			
四、七一八			
四、七四四			
四、七七〇			
四、七九六			
四、八二二			
四、八四八			
四、八七四			
四、九〇〇			
四、九二六			
四、九五二			
四、九七八			
五、〇〇四			
五、〇三〇			
五、〇五六			
五、〇八二			
五、一〇八			
五、一三四			
五、一六〇			
五、一八六			
五、二一二			
五、二三八			
五、三〇四			
五、三三〇			
五、三五六			
五、三八二			
五、四〇八			
五、四三四			
五、四六〇			
五、四八六			
五、五一二			
五、五三八			
五、六〇四			
五、六三〇			
五、六五六			
五、六八二			
五、七〇八			
五、七三四			
五、七六〇			
五、七八六			
五、八一二			
五、八三八			
五、九〇四			
五、九三〇			
五、九五六			
五、九八二			
六、〇〇八			
六、〇三四			
六、〇六〇			
六、〇八六			
六、一一二			
六、一三八			
六、二〇四			
六、二三〇			
六、二五六			
六、二八二			
六、三〇八			
六、三三四			
六、三六〇			
六、三八六			
六、四一二			
六、四三八			
六、五〇四			
六、五三〇			
六、五五六			
六、五八二			
六、六〇八			
六、六三四			
六、六六〇			
六、六八六			
六、七一二			
六、七三八			
六、八〇四			
六、八三〇			
六、八五六			
六、八八二			
六、九〇八			
六、九三四			
六、九六〇			
七、〇〇〇			

備考(臺灣常住戶口統計によ







第四表 種族別臺灣人口

年次	實數	(%)
明治六年	三、〇三九、七五二	100.0
大正四年	三、四七九、九三三	100.0
九年	三、六五五、三〇八	100.0
昭和五年	三、九三三、四〇八	100.0
一〇年	四、五九二、五三七	100.0
一四年	五、二二二、四二六	100.0
内地人	*五、八九五、八六四	100.0
明治三年	五七、三三五	一・九
大正四年	一三五、四〇一	三・九
九年	一六四、二六六	四・五
昭和五年	一八三、七三三	四・六
一〇年	二二〇、五八四	五・〇
一四年	*三三三、一四八	五・五
本島人		
明治三年	二、九七三、二八〇	九七・八
大正四年	三、三三五、七五五	九五・六
九年	三、四六六、五〇七	九四・八
一四年	三、七七五、二八八	九四・五

の特徴に他ならないと見うる。之に對して臺灣經濟の主動的位置に立つべき内地人の數は最近に至つても僅かに五分を出でない。内地人移入促進論の唱へられる所以である。次に外國人といつても其の主體は中華民國人であつて、歐米人は極めて少いが、外國人合計にて全人口の一分前後と見られる。朝鮮人に就ては殆ど比例數に上せえない程の少數しか數へられない。以上四種族の實數並に全人口百分率を明治三十八年以後の發展に見れば第四表の如くである。

序でながら茲に臺灣の國勢調査は全國に魁けて既に明治三十八年十月一日臨時戸口調査の名の下に行はれたことを紹介しよう。爾後行はれたる國勢調査の年次を左に列記する。

- 明治三十八年(一九〇五)第一回臨時戸口調査
- 大正四年(一九一五)第二回臨時戸口調査
- 大正九年(一九二〇)國勢調査(第一回)
- 大正十四年(一九二五)國勢調査(中間)
- 昭和五年(一九三〇)國勢調査(第二回)
- 昭和十年(一九三五)國勢調査(中間)
- 昭和十五年(一九四〇)國勢調査(第三回)

註 昭和十五年の調査は目下集計中に就き利用し得ず

吾々は第四表の中に、臺灣人口構成が極めて微小且つ徐々ながら、

昭和五年	四、三三三、六八一	九三・九
一〇年	四、八八二、九四五	九三・七
一四年	*五、五二四、九九〇	九三・七
朝鮮人		
明治三年	—	—
大正四年	六	—
九年	六九	—
昭和五年	二九七	—
一四年	八九八	—
一〇年	一、四七四	—
一四年	*二、二六〇	—
外國人		
明治六年	九、一三六	〇・三
大正四年	一八、七六〇	〇・五
九年	二四、四六六	〇・七
一四年	三三、一〇一	〇・九
昭和五年	四九、六七七	一・一
一〇年	五七、四三三	一・一
一四年	*四四、四六六	〇・八

備考 \*昭和一四年のみは年末常住人口他の年度は十月一日國勢調査による現在人口

内地人割合の増加によつて變更せしめられ來つた傾向を見取りうるのであるが、併しより仔細に分析を進めるとき、もしもこの表に現はれたまゝの構成變化速度を放任するならば、今日すでに決して多くはない内地人割合の存在は近き將來に増加の極大點を示し、その後は寧ろ減少するのではないかと思はれる。

即ち第四表より計算せる内地人並に本島人の年平均増加率は次の第五表の示す所であるが、これによれば内地人増加率(轉住増加を含む)は、値に於て常に本島人増加率を越してはゐるものゝ、其の變化は一進一退、平均しては恒常的と見うべく、本島人側のひたむきな發展速度に及ぶべくもない。今日まで徐々且つ微小ながらも内地人割合の伸長が見られたのは、其の増加率の高さが本島人に比して、より高かつたからに他ならぬが、本島人増加率そのものゝ増加がこの事情を一轉せしめるに到れば則ち内地人割合の減少開始を見るべきこと自明の理であらう。斯くて問題は斯かる内臺人増加率變化の差が奈邊に基因するか分析に移る。

人口増加率は言ふまでもなく出生死亡の差としての自然増加率と、轉入・轉出の差としての轉住増加率とに分けられるが、まづ前者に就て内地人、本島人の相違を點檢しよう。







少の傾向は、通常乳幼児死亡率の改善に最も明瞭に現はれるものであるが、臺灣にあつては乳幼児死亡割合が頗る高  
いだけに、この點は特に注目されねばならぬ。

参考表 主要國人口動態 (千人に付)

國名	(昭和九、一〇、一一年平均)		自然増加率
	出生率	死亡率	
日(内地)	三〇・五	一七・五	一三・〇
日(臺灣)	四四・九	二〇・三	二四・六
英	一五・二	一三・一	三・一
米	一六・九	一一・一	五・八
佛	一八・六	一一・五	七・一
伊	一五・五	一五・四	〇・一
白	二二・〇	一三・六	九・四
和	一五・五	一三・六	二・九
羅	二〇・四	八・六	一一・八
丁	三二・五	一〇・五	二二・〇
加奈	一七・八	一〇・八	七・〇
淡	二〇・三	九・六	一〇・七
印	一六・七	九・四	七・三
埃	三四・七	二二・七	一一・〇
亞爾	四三・二	二六・一	一五・一
備考	二四・九	一一・一	一三・八

國名	臺灣人口自然増加率 (千人に付)	
	(内地人)	(本島人)
明治元	三・四	!
大正六	三・九	!
昭和二	三・三	!
昭和三	三・三	!
昭和四	三・三	!
昭和五	三・三	!
昭和六	三・三	!
昭和七	三・三	!
昭和八	三・三	!
昭和九	三・三	!
昭和一〇	三・三	!
昭和一一	三・三	!
昭和一二	三・三	!
備考	三・三	!

第八表 臺灣人口自然増加率 (千人に付)

第九表 左半に見る通り、昭和十二年(最近の代表値と看做してよい)總死亡中五歳未満の所謂乳幼児死亡の割合

年次	臺灣 (内地人)		(本島人)		内地
	總數	(内地人)	(本島人)	内地	
昭和三	一六三・九	八二・四	一六三・九	一七〇・六	
四	一五四・五	九三・二	一五六・五	一四二・一	
五	一四八・四	七〇・三	一五一・一	一四四・一	
六	一五八・四	七三・九	一六二・四	一三二・五	
七	一五〇・三	六九・九	一五二・七	一二七・五	
八	一四六・三	六四・六	一四九・四	一二三・三	
九	一五二・四	六八・五	一五五・四	一二四・八	
一〇	一四三・四	五四・七	一四六・六	一〇六・七	
一一	一四二・八	五九・五	一四三・八	一一六・七	
一二	一四一・五	五三・三	一四四・八	一一四・八	
昭和三年	五三・三%	二九・三%	五三・九%		
昭和三年	六二・五%	五三・二%	六二・六%		
昭和三年	三三・二%	一五・二%	三三・六%		

第九表 臺灣乳幼児死亡の對出生率 (出生千に付)

は、内地人にも三割に近く、本島人側は五割を突破してゐる。更にこの五歳未満死亡中、一歳未満の所謂乳幼児死亡割合は内地人側五割を越え、本島人側は六割を越えてゐるから、結局總死亡中乳幼児死亡割合は内地人一割五分、本島人三割三分となるが、かく高率を示す乳幼児死亡率は最近十ヶ年の内に於ても第九表右半に見る如く極めて顯著に低下の跡を示してゐる。(尤も同表は出生千に對する乳幼児死亡割合をとつてゐるので低下傾向は特に擴大されてはゐる)。この部分によつて代表される死亡率改善の傾向は、各年齢階級にも及ぼされつゝある筈であつて、これらが集合して一般死亡率の低下傾向を作り、之が自然増加率の増加を結果するものと見られる。

以上吾々は、臺灣人口發展のうち自然増加率のみに就て内地人・本島人の比較を行ひ、自然増加の要素については内地人は本島人に及ぶべくもないことを見たのであるが、併し残された要素たる轉住増



加率がこれに考へ合せられるときには事態が大いに變更することはならない。本島人側の増加率は自然増加要素が原則上其の全部である筈だが、内地人側の全増加率は自然増加率と轉住増加率との合計である。後の要素に關する數字は第十表がこれを與へて呉れてゐるが、これと先の第八表中の内

第十表 内地人轉住増加率 (千人に付)

明治 <sup>三</sup> 五年	平均	四七・五
大正 <sup>六</sup> 六年	平均	三三・三
昭和 <sup>七</sup> 七年	平均	一七・六
昭和 <sup>三</sup> 三年	平均	一七・三
昭和 <sup>二</sup> 二年	平均	二七・三
昭和 <sup>一</sup> 一年	平均	二七・一
四年		二五・四
五年		一四・〇
六年		三・三
七年		五・五
八年		一〇・四
九年		二二・四
一〇年		二七・二
一一年		二七・〇
一二年		
一三年		
一四年		
一五年		
一六年		
一七年		
一八年		
一九年		
二〇年		
二一年		
二二年		
二三年		
二四年		
二五年		
二六年		
二七年		
二八年		
二九年		
三〇年		
三一年		
三二年		
三三年		
三四年		
三五年		
三六年		
三七年		
三八年		
三九年		
四〇年		
四一年		
四二年		
四三年		
四四年		
四五年		
四六年		
四七年		
四八年		
四九年		
五〇年		
五一年		
五二年		
五三年		
五四年		
五五年		
五六年		
五七年		
五八年		
五九年		
六〇年		
六一年		
六二年		
六三年		
六四年		
六五年		
六六年		
六七年		
六八年		
六九年		
七〇年		
七一年		
七二年		
七三年		
七四年		
七五年		
七六年		
七七年		
七八年		
七九年		
八〇年		
八一年		
八二年		
八三年		
八四年		
八五年		
八六年		
八七年		
八八年		
八九年		
九〇年		
九一年		
九二年		
九三年		
九四年		
九五年		
九六年		
九七年		
九八年		
九九年		
一〇〇年		

備考 臺灣人口動態統計より

『世界的』自然増加率の増大速度を越えて大とならねばならぬ。そして臺灣經濟はこれを容れうる餘力と構造とを準備せねばならぬ。吾々は過般の人口政策確立要綱の目標中に『外地人口に就ては別途之を定む』とあつたのを、外地に

あつては單に内地人口の場合の如き人口總量の規定を以てしては足りず、これに更に前述の如き人口構成上(種族的にも又産業別的にも)の一定目標を加へねばならぬからと解したのである。

臺灣への内地人轉入奨励並に可及的轉出阻止の必要と其の方策に關しては、本年報の他の多くの箇所に夫々の立場から詳細に論ぜられるであらうが、こゝでは唯、人口構成分析の計數的角度より轉住増加要素の必要を説いたに過ぎぬ。もとよりこゝでは内地人の自然増加よりは、轉住増加に一層の弾力性を認め、かゝる前提の下に轉住増加の要素のみに言及したのであつたが、自然増加要素の改善こそ人口政策要綱の第一義たることを思へば、之に對しても増強の方策が併せ採らるべきことを俟たぬ。然し、いづれの要素にしても問題は臺灣經濟との相關性に懸つて來る。そして吾々の考察もおのづから生産者としての臺灣人口に移らねばならぬ。

## 第二節 生産者としての臺灣人口

前節所説の如き發展をなすにつれ來つた臺灣人口は、然らば、生産構造の見地よりこれを眺めるとき、如何なる構成を以て各産業部門に配屬され、且つ夫々の部門毎に如何なる生産速度を示し來つたであらうか。之を統計的に考察せんとするのが本節の主題である。

註 この問題に對する統計的考察には、統計資料の上から大なる制限が與へられることを豫め斷つて置かねばならぬ。即ち産業別人口の精確なる調査は、國勢調査、而も中間調査を除く十年毎の大調査に俟たねばならぬのであるが、臺灣としてはこの大調査を行つたのが明治三十八年、大正四年、大正九年、昭和五年、昭和十五年の五回であり、而もこのうち最後の分については目下集計中にて茲に利用することを得ない。従つて隔靴搔痒の感を免れないが、昭和五年の事實を以て最も新しいものとせざるを得ないのである。然し昭和五年までの四回の資料によつても、吾々は日露戰役當時(領臺後十年)より世界恐慌期に至るまで



の四半世紀の趨勢は之を大體に知りうるであらう。

また國勢調査の資料によつて人口の産業別構成を知らんとする場合、吾々は産業別分類と職業別分類との差別を辨へねばならぬ。即ち職業別とは各人の經濟的活動としての職業によつて人口を分け、依つて國民職業分化の態様を明かにせんとするものであるが、之に對し産業別とは、これ等の職業的活動を其の所屬する企業主體に關聯せしめ、以て國民經濟の産業組織を明かにせんためのものである。故に例へば職業としては同じ補修精工であつても、農業經營に屬する者と醸造經營に屬するものとは産業別分類を異にするわけであつて、斯くする理由は同一職業と雖も其の屬する産業部門によつて社會的經濟的條件を異にする點にある。吾々の茲に知り度いのもこの産業部門別人口に他ならぬ。然るにこの差別が明確にされ、職業別、産業別の二本立が採用されたのは、昭和五年調査以後のことであつて、それまでは單に職業別分類一本を採用し來り、而も其の職業別とは寧ろ昭和五年以後の産業別に略々近い内容をもたされてゐた。故に産業別人口を求めると大正九年分までの職業別分類中の項目の若干を昭和五年分の産業別分類に合せて組み直す操作を吾々はまづ第一に行はねばならぬのである。本節所載の數字はすべてこの操作を経たものである。

さて最初に臺灣人口總體としての産業別構成を見れば第十一表の如くであつて、同表左半の百分比に明瞭化されてゐるやうに、各年とも總人口の過半數を占めるのが無業者であるのは、妻たる女子並に扶養すべき老幼子女が總てこれに含まれるからであるが、之を除く有業者中では農業の率が高、これを内地の分と比較するため第十二表を掲げる。

第十二表の百分率によつても、有業者中農業者の壓倒的高率は同様に見られる所であつて、これが國從來の産業構成の基本的性質に他ならぬが、たゞ(一)臺灣農業者の高さが内地のそれを遙かに上廻る點は、(二)内臺ともにこの農業率の年を逐ふて漸減しゆく傾向と共に、特に吾々の注意を引く所である。有業者のみに就ての産業別百分比を算出した第十三表は、この點を一層明瞭に擴大表示して呉れる。圖は更に之を視覺的に再現したものである。これによれば臺灣を中心として次の諸點が特に注目される。

第十一表 臺灣産業別人口

總數	(明治六年)				(大正四年)				(大正九年)				(昭和五年)			
	總數	100.0%	總數	100.0%	總數	100.0%	總數	100.0%	總數	100.0%	總數	100.0%	總數	100.0%		
I 農業	3,095,712	31.3	3,499,933	33.5	3,658,388	35.8	4,552,537	44.7	3,933,380	38.6	3,122,083	30.8	3,122,083	30.8		
II 水産	993,380	10.1	1,165,378	11.4	1,266,988	12.4	1,122,083	11.0	1,122,083	11.0	1,122,083	11.0	1,122,083	11.0		
III 鑛業	10,170	0.1	14,878	0.1	30,415	0.3	24,266	0.2	18,163	0.2	24,266	0.2	24,266	0.2		
IV 工業	80,055	0.8	132,089	1.3	155,933	1.5	151,890	1.5	151,890	1.5	151,890	1.5	151,890	1.5		
V 商業	92,782	0.9	109,193	1.1	116,136	1.1	223,380	2.2	223,380	2.2	223,380	2.2	223,380	2.2		
VI 交通業	29,286	0.3	39,825	0.4	47,439	0.5	52,592	0.5	52,592	0.5	52,592	0.5	52,592	0.5		
VII 公務自由業	32,660	0.3	37,484	0.4	51,677	0.5	86,791	0.8	86,791	0.8	86,791	0.8	86,791	0.8		
VIII 家事使用人	1,211,533	12.3	975,511	9.5	90,016	0.9	14,853	0.1	14,853	0.1	14,853	0.1	14,853	0.1		
IX 其他産業	1,646,775	16.6	1,850,128	18.1	2,014,861	19.8	2,801,941	27.7	2,801,941	27.7	2,801,941	27.7	2,801,941	27.7		
X 無業	1,646,775	16.6	1,850,128	18.1	2,014,861	19.8	2,801,941	27.7	2,801,941	27.7	2,801,941	27.7	2,801,941	27.7		
總計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%			

(一) 臺灣農業者は、昭和五年までの四半世紀を通じて常に全有業者の約三分の二を占めてはゐたが、次第に徐々ながら減少の傾向を示し始めて來た。これは明かに農業臺灣としての勞働集約度減少傾向の發生を意味するとも言ひるのであつて、最近に於ける臺灣經濟の工業化提唱を促すべき内在的理由の一を含むものであらう。併しそれも昭和五年までの所では僅かに其の萌芽を見せたに過ぎず内地農業者率の減少速度ほどのものは存しなかつた。

尙こゝに吾々は、過般の人口政策確立要綱中に、「内地農業人口の一定數の維持を圖ると共に、日滿支を通じ内地人口の四割はこれを農業に確保する如く措置すること」とある箇所を想起する必要があるであらう。

(二) 臺灣農業者率の減少開始を補ふものは主として商工業であつた。最初の十ヶ年に於ける工業者率の伸長は、寧ろ家事使用人



X	無業	二八・七〇	二六・九〇	二五・三〇	二四・一〇
IX	家事使用人	五・八七	五・八〇	五・七二	五・六四
VIII	公務自由業	六・三〇	六・二〇	六・一〇	六・〇〇
VII	交通業	一・五二	一・五〇	一・四八	一・四六
VI	商業	九・五二	九・四〇	九・三〇	九・二〇
V	工業	三・六六	三・六〇	三・五〇	三・四〇
IV	水産業	四・七二	四・六〇	四・五〇	四・四〇
III	農業	五三・六〇	五三・五〇	五三・四〇	五三・三〇
II	農産業	一四・二六	一四・二〇	一四・一〇	一四・〇〇
I	總數	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇

備考 臺灣總督府國勢調査報告書による。昭和五年以外の分はすべて昭和五年式分類に組替へたるもの。

第十二表 内地産業別人口

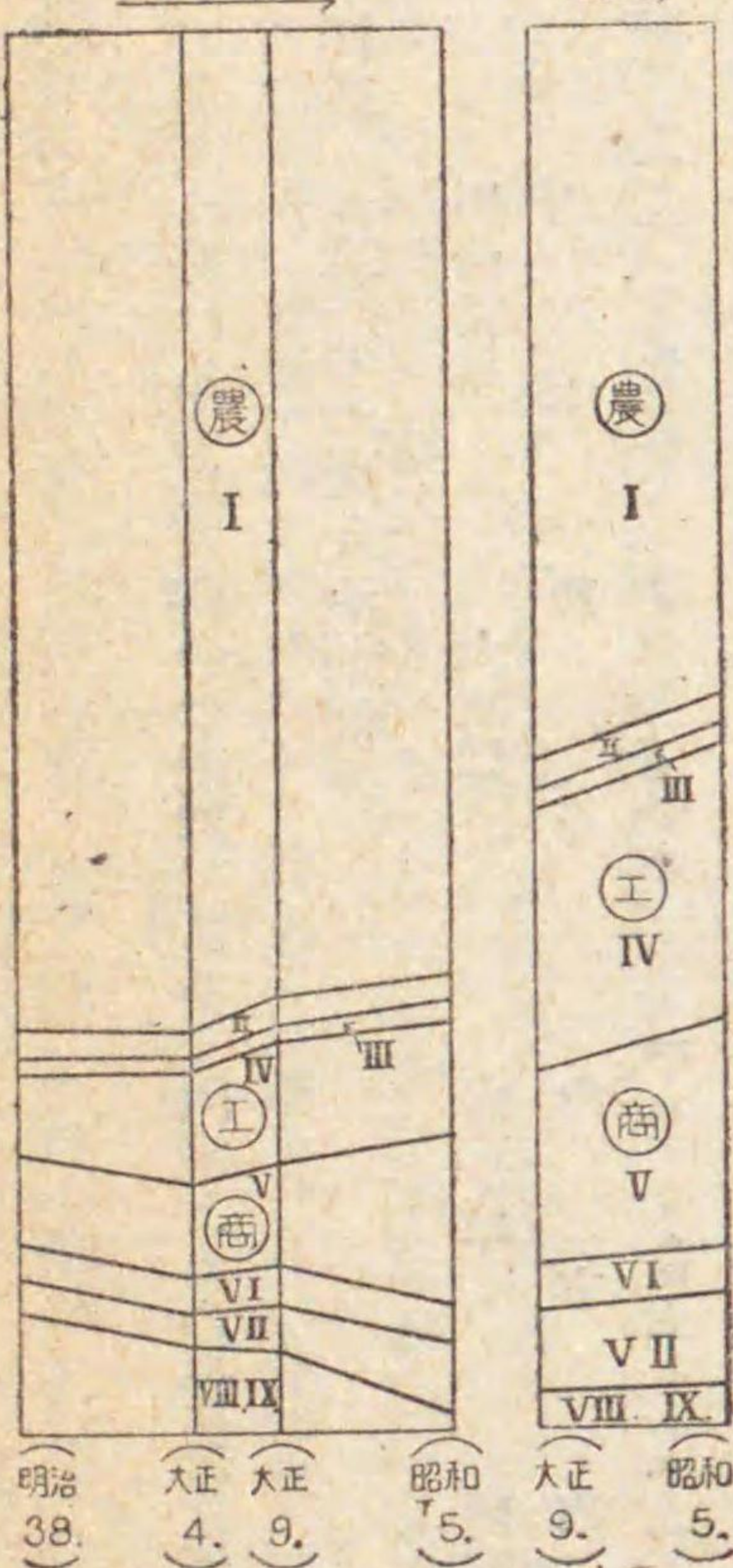
X	無業	二八・七〇	二六・九〇	二五・三〇	二四・一〇
IX	家事使用人	五・八七	五・八〇	五・七二	五・六四
VIII	公務自由業	六・三〇	六・二〇	六・一〇	六・〇〇
VII	交通業	一・五二	一・五〇	一・四八	一・四六
VI	商業	九・五二	九・四〇	九・三〇	九・二〇
V	工業	三・六六	三・六〇	三・五〇	三・四〇
IV	水産業	四・七二	四・六〇	四・五〇	四・四〇
III	農業	五三・六〇	五三・五〇	五三・四〇	五三・三〇
II	農産業	一四・二六	一四・二〇	一四・一〇	一四・〇〇
I	總數	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇

備考 (\*昭和五年の分類に合せて組替へたるもの)(大日本帝國統計年鑑による)

第十三表 有業者を百とする産業別人口比

I	農業	七二・二	七二・五	六九・三	六七・七	五三・四	四七・七
II	水産業	二・四	二・〇	一・九	一・七	二・〇	一・九
III	工業	〇・七	〇・九	一・一	一・四	一・六	一・一
IV	商業	五・八	八・一	八・九	八・五	一八・八	二九・八
V	交通業	六・七	六・七	七・一	一・九	三・四	一六・六
VI	公務自由業	二・一	二・四	二・九	二・九	三・五	三・三
VII	家事使用人	二・三	二・三	三・一	四・九	五・六	六・八
VIII	其他産業	八・八	六・〇	五・五	〇・八	二・四	二・七
IX	有業者計	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇

有業者産業別構成 變化圖



第一部第二章 人口構成より見たる臺灣經濟

以上によつて吾々は、昭和五年までの臺灣人口産業別構成の中に、(一)臺灣農業の労働集約度減少傾向の反映、(二)商業工業への人口の流入、(三)特に中小商業者問題發生への危懼等の諸問題を瞥見したのであつたが、然らば次に、總人口として以上の産業様態を示した臺灣人口はその種族的構造の見地から如何に觀察されるであらうか。就中前節所説の如き僅少割合を示す内地人口は絶対多數を占める本島人口の間にあつて如何なる産業様態を見せてゐるか。これを説明するものが次の第十四表である。本表は各産業部門毎の總人口を一〇〇とせる内地人並に本島人の百分比のみを示したものであるから、これに外國人割合を加へて始めて一〇〇となる筈である。

同表によつて読みとられる主たる特徴

(VIII)及び其他産業(IX)の減率に賄はれたと見られるけれども、中間の五ヶ年に於ける工業の發展と最後の十ヶ年に於ける商業の伸展とは明かに其の一部分を農業の減率が賄つてゐる。然し内地商工業者率の上昇が専ら農村からの移動に因るとは未だ全く同じ事態ではない。それは臺灣側には家事使用人及び其他産業の急速なる減率が他に存するからである。(三) 尙最後の十ヶ年に於ける臺灣商業者率の急激なる増加傾向は、内地のそれと同様に、中小商業者過剩問題の發芽を思はしめるのであるが、後述の如く産業上の地位より眺めて被傭勞務者率の最も低い部門、即ち逆に言へば小なりとも獨立業者たるもの、最高率を示す部門が商業なることを思ひ合せるときこのことは一層確かさを増すかに考へられる。そして今日これが統制經濟下の惱みの一つとして現實化された譯である。



は次の如き諸點であらう。

(一) 各年を通じて農業に於ける本島人割合は絶對である。内地よりの農業移民も花蓮港の吉野村其他に若干土着化してゐるも

第十四表 産業別内臺人活動割合

總數	明治元年		大正四年		大正九年		昭和五年	
	内	本	内	本	内	本	内	本
I 農業	一九	七・八	三九	九五・六	四五	九四・九	五〇	九三・九
II 水産業	〇・一	九九・九	〇・四	九九・六	〇・四	九九・六	〇・四	九九・五
III 鑛業					四・八	九四・二	八・二	九〇・六
IV 工業	八・四	八八・〇	二二・九	八三・〇	六・七	九〇・九	三・二	九一・八
V 商業					二・八	八二・〇	九・三	八三・三
VI 交通業	八・六	八八・〇	一三・三	八二・〇	一三・四	八二・五	九・八	八四・一
VII 公務自由業	三六・六	六〇・〇	四六・〇	五三・三	一六・五	七七・七	一七・一	七七・八
VIII 家事使用人					四九・五	四九・五	四一・一	五六・九
IX 其他産業	一・〇	九六・六	二・三	九六・八	二・七	九五・〇	一・五	八四・七
X 無業	一・五	九六・五	三九	九六・一	〇・三	九八・八	二・六	九五・八
備考					四・四	九五・二	四・九	九四・四

實踐的活動を行はねばならぬ筈であるのに、大正九年より昭和五年へかけての可成な減率は何を物語るのであらうか。本年報にはこれを説明すべき他の適當なる箇所がある筈であるが、茲では前節の終りに一言した通り、臺灣人口構成の有機化には必ずそれを容れるだけの生産構造が準備されねばならぬ點を繰返すに止めよう。

の、本島人割合の絶對的高さの中に呑み込まれたかの觀がある。  
(二) 内地人口の最も高率に活躍を示す部門はやはり公務自由業であつて、就中官吏としての内地人の活躍は當然のこと乍ら、最後の十ヶ年間に四九・五%より四二・一%へと減少してゐるのは注意すべき點であらう。

(三) 臺灣部門に於ける内地人の役割はむしろ指導の點にあると見るべきであらうが、商工業に於ては單なる指導的地位を抜け出

眼を再び臺灣總人口に返さう。さきの第十一表、若しくは第十三表の如き産業別分布を示した臺灣人口は、然らば夫々の部門に於て如何なる生産速度を示したか。これを問ふことを本來吾々が臺灣人口の産業別構成を吟味した意圖に他ならなかつた。然し勿論翻つて思ふまでもなく、之を問ふことは又本年報全篇を擧げての課題なのである。本章の分擔は實は其のための人口量的基礎の提供にあるのであらう。だが人口量的角度からしても、例へば次の如くして直ちに問題の所在へと迫りうるのである。即ち前述の如く臺灣農業の労働集約度減少傾向の反映と解されうる。労働集約度減少の半面は資本集約度増加であらうが、この意味の投資増加を含める農業人口一人當り價值生産額の變化こそは、臺灣農業を内地農業から、而して又臺灣工業其他から特徴づける所の、臺灣農業人口のもつ生産速度を説明するものであり、かゝるものを各部門より綜合すれば、臺灣人口總體のもつ生産速度の表象を求めうるのではないか。そして問題はすでに單なる人口構成を離れてゐる意味に於ては、本節の課題も亦こゝで終了してゐると見てよいであらう。

唯最後に、生産者としての臺灣人口の各々が、産業上の如何なる地位を占めつゝ生産を遂行するかの問題が残る。即ちどれだけの人口割合が業主として多くの労働者を雇傭する立場にあるか、單獨にて業主と労働者とを兼ねる如き状態であるか、或ひは他人に雇傭される意味の労働者であるかの問題は、各産業部門の生産状況を知る上の一好材料たりうるものである。第十五表はこのうち他に雇傭される労働者人口が當該部門の總人口中如何なる割合を示すかを表すものであつて、この表から容易に讀みとりうる特徴の主なるものは次の如くであらう。

(一) 内地人労働者率は總數に於て本島人率を遙かに上廻り、且つ後の年に一層の増加を見せてゐる。これは内地人口の大部分が官公吏を含む公務自由業であることから説明される。

(二) 商業部門殊に本島人商業部門の労働者率が全部門中最小値を示してゐる。これ前述の如く商業部門の小規模經營増加容



第十五表 臺灣産業別勞務者割合

總數	内地人			本島人			外國人		
	(大九)(昭五)	(大九)(昭五)	(大九)(昭五)	(大九)(昭五)	(大九)(昭五)	(大九)(昭五)	(大九)(昭五)	(大九)(昭五)	(大九)(昭五)
總數	七〇・三	六二・四	八一・九	八四・四	六九・七	六六・五	六七・五	六八・八	六八・八
農業	六九・六	六七・九	六七・三	七七・七	六九・六	六七・八	八一・一	八四・八	八四・八
水産業	五・七	五・八	八・三	七・九	四・七	五・三	八・七	八・三	八・三
工業	九・五	九・〇	九・六	九・九	九・四	九・〇	九・七	九・八	九・八
商業	六・〇	六・二	七・三	七・五	六・八	六・三	七・六	六・二	六・二
交通業	四・二	五・五	六・六	六・六	四・九	四・七	六・〇	五・六	五・六
公務自由業	八・九	七・四	九・五	九・八	八・二	七・五	五・四	五・〇	五・〇
家事使用人	八三・三	八七・二	九二・一	九六・二	七四・九	八〇・八	六五・二	六八・四	六八・四
其他	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇
備考	九八・八	四八・三	九二・五	四六・六	九八・八	四七・七	九九・九	八八・八	八八・八

極めて薄弱なるを思ひ、後日に之を譲つた。(因みに昭和五年の失業率は各産業部門につき略々一乃至二%である。)

### 第三節 消費者としての臺灣人口

前節に吾々の考察したものは結果としては臺灣人口の産業別構成に過ぎなかつたが、併し其處に意圖されたものは臺灣人口の生産速度表現であり、これを表現するものとしての産業別構成に他ならなかつた。恰もそのやうに本節の目標は臺灣人口の消費速度表現におかれてゐる。だが消費速度の問題を人口的角度から採り上げる爲の媒體は何であ

るか。

一體生産速度といひ、消費速度といふやうに、吾々が速度なる表現を用ひ來つたのは、もとより人口の發展を經濟發展との相關の下に把へんがためであつた。そして生産速度と消費速度との關聯は、人口の生産者の側面に對しては資本蓄積の問題を残したやうに、消費者としての人口を考察せんとする本節に對しては當然に人口總體としての實質所得の増大、換言すれば生活程度の向上如何の問題を課することとなるのである。

臺灣人口總體の中に如何なる生活程度の向上が見られたかに就ては、すでに第一節に觸れておいたやうに、領臺以來四十五年の歴史は其のまゝに島民生活水準向上の歴史であつたといつて憚らないのであるが、一度これを實質所得の變遷なる形に於て計量的、統計的に表現する段に至つては、資料の點に於て手を束ねざるを得ない。本來一經濟地域に屬する人口の實質所得表現は夫自體一個の困難なる研究項目なのであつて、臺灣人口に關してこの研究を行ふ場合には特に計數的資料の點に困難を感じる次第であるが、もし逆説的な言ひ方が許されるならば、吾々のこれに關して有する唯一の計數的資料はさきにも言及せる如く、臺灣人口量の『世界的』發展速度そのものでもあらう。吾々はかくて本節に本來展開さるべき生活程度の歴史的考察を後日の研究に譲らざるを得ないのである。

唯一つ今日の臺灣人口を消費者的角度から眺め、或る程度迄動的な發展要素の窺知を吾々に可能ならしめて呉れるものに臺灣家計調査の報告がある。これも時間的には現在の所、昭和十二年十一月より昭和十三年十月に亘る事變當初の一か年に關するものしか得られないし(臺灣總督官房企畫部「家計調査報告」)、其の調査對象も、この調査の目的が内閣統計局の『家計調査』目的即ち米價調節其他の政策規程として用ふべき家計費の提供に準じておかれてゐるため僅かに都會的生活型をもつ所の給料生活者並に勞働者の家計を含むのみであつて、臺灣人口の大半を占める所の農村人の家計に關しては何事も觸れるところがない。尤も後者に就ては別に總督府殖産局農務課の調査に係る『農家經濟



調査』(大正九年。大正十二年。及び昭和五年)並に『米作農家生計費調査』(昭和十三年)といふ貴重なる資料を吾々は與へられてはゐるものゝ、これ等に就てさへも臺灣農村人口の生活水準に關する組織的統一的結論を引出す爲には尙多くの困難を伴ふ。斯くて吾々は本節に於て、企畫部『家計調査報告』(昭和二十三年)を唯一の資料として臺灣人口の消費者的特徴を瞥見するに止まることを許されたいと思ふ。

幸ひにも『家計調査報告』には、大別して次の四種の臺灣家計型に就き所得階級の秩序ある報告が含まれてゐるので、臺灣人口の二つの重要な種族的構成要素たる内地人及び本島人の生活態様に於ける特徴は、僅かに都會的定額収入家計型を通じてではあるが、相當明瞭に之を把握し得られる。即ち

- (a) 内地人給料生活者
- (b) 内地人労働者
- (c) 本島人給料生活者
- (d) 本島人労働者

註。給料生活者には、官公吏、銀行會社員、教職員を含み、労働者には工場労働者並に交通労働者のみを含む。

の四家計型であるが、吾々は比較のため更にこれに内閣統計局の『家計調査報告』によつて内地に於ける給料生活者(A)並に労働者(B)の家計型を加へ、(a)(b)(c)(d)(A)(B)六者に就き若干の操作結果を茲に紹介したいと思ふ。

それは家計支出の所得弾力性とも稱さるべき一種の測定であつて、これは所得の變動が各家計費目の構成に與へる變化の方向と速度とを同時に表現するものであるが、この測定によつて吾々は、(一)、貨幣所得の變動が臺灣經濟の消費部面を如何に變貌せしめる傾向をもつか、(二)、同一物價變動が臺灣家計の各型の上に如何に異なる影響を示すか、といふ二つの重要な推定をなし得るであらう。

註、[尙この測定に關する詳細は拙稿「臺灣家計に現はれたる支出の所得弾力性に就て」(臺北高商「南邦經濟」第九卷第二號所載)を見られたい。]

家計支出の所得弾力性(以下之をEなる文字にて表はす)の構造は、要するに貨幣所得一單位の増加が夫々の家計項目への支出額を如何ほど増加せしめるかを示す測定(K)と、所得の大小につれて各項目への支出割合が一定方向の變化を示すといふ所謂エンゲル法則に説かれた支出割合(W)との比に他ならぬから、家計の各項目に就て夫々計算される筈であるが、こゝでは家計構造の大分類項目たる飲食物費、住居費、光熱費、被服費、其他諸費並に廣義の貯蓄の六大項に之を纏めて考察する。このうち其他の諸費には保健衛生、育児、教育、交通、公課、交際、娛樂、旅行其他の諸費用を含み、廣義の貯蓄とは要するに實収入より實支出を控除せる殘額であるから、之がマイナスとなる場合は何等かの實質的借入がそこに行はれたことを意味する。さてこれ等の六大項につき算出されたEの値がもし1に等

第十六表 臺灣家計に於けるKの値

	(食)	(住)	(光)	(服)	(他)	(貯)
a	・一六九	・一三三	・〇三五	・一九	・〇三〇	・三三
b	・一五七	・一五一	・〇三一	・〇九一	・三三	・一七
c	・三二	・〇八四	・〇八	・二六	・三三	・一四
d	・三二	・〇九八	・七〇	・〇八	・二七	・二二
A	・三二	・一三	・〇一	・一三	・三三	・二七
B	・一七一	・一〇四	・〇一一	・一〇一	・二〇	・二八

備考 (昭和一一一三三年分)

しければ、Eなる値の本質上、それは其の所得階級の大きさに於ける其の項目支出に關するKとWとが等値なること、即ちそこでの支出増加は、正に從來の家計費構成の比率を其のまま維持する如くに行はれることを意味するであらうし、若しもEが1より大なれば、其の所得位置に於ける其の項目支出がこの家計型從來の構成比を破つて増加すること、換言すればこの項目への支出はこの家計型によつて不安定的なることを意味し、逆にEが1より小となるに従つて其の項目支出



の過大安定なる度合、即ち所得變化に影響されること少き度合を示すこととなる。  
 ところで『家計調査報告』によつて算出せるKの値並にWの値は夫々第十六表、第十七表に示される通りであるが  
 まづKに就て若干の注意點を掲げれば、各家計型毎のKの和は當然に1となる筈であるが、概括的に言つて其他諸費  
 の項に所得増加の最大分割が見られるのは、(a)、(b)、(c)型までの特徴であり、(d)、(A)、(B)の三型は其他諸費よりも  
 貯蓄に最大値を見せてゐる。

第十七表 臺灣家計に於けるWの値 (昭和二十一年分)

階級	臺灣家計に於けるWの値 (昭和二十一年分)				
	平均	(食)	(住)	(光)	(服)
収入階級	六五・〇四	〇・三三	〇・二六	〇・三三	〇・二九
實収入	六六・〇四	〇・三三	〇・二六	〇・三三	〇・二九
未滿	七〇	〇・三三	〇・二六	〇・三三	〇・二九
以上	六六・〇四	〇・三三	〇・二六	〇・三三	〇・二九
島本)c	六五・〇七	〇・三三	〇・二六	〇・三三	〇・二九
(者活生料給人地内臺在) a	六五・〇七	〇・三三	〇・二六	〇・三三	〇・二九
島本)d	六五・〇七	〇・三三	〇・二六	〇・三三	〇・二九
(者働勞人地内臺在) b	六五・〇七	〇・三三	〇・二六	〇・三三	〇・二九

階級	(者活生料給人) A					(者働勞人) B				
	平均	(食)	(住)	(光)	(服)	平均	(食)	(住)	(光)	(服)
収入階級	六五・〇四	〇・三三	〇・二六	〇・三三	〇・二九	六五・〇四	〇・三三	〇・二六	〇・三三	〇・二九
實収入	六六・〇四	〇・三三	〇・二六	〇・三三	〇・二九	六六・〇四	〇・三三	〇・二六	〇・三三	〇・二九
未滿	七〇	〇・三三	〇・二六	〇・三三	〇・二九	七〇	〇・三三	〇・二六	〇・三三	〇・二九
以上	六六・〇四	〇・三三	〇・二六	〇・三三	〇・二九	六六・〇四	〇・三三	〇・二六	〇・三三	〇・二九
(者活生料給地内) A	六五・〇七	〇・三三	〇・二六	〇・三三	〇・二九	六五・〇七	〇・三三	〇・二六	〇・三三	〇・二九
(者働勞地内) B	六五・〇七	〇・三三	〇・二六	〇・三三	〇・二九	六五・〇七	〇・三三	〇・二六	〇・三三	〇・二九

次にWに就てであるが、Kが一支出項目に就き各所得階級を通じて表はれる傾向として唯一つ算出されるのに反し、  
 Wは性質上當然に各所得階級毎に求められる。そして各家計型各所得階級毎にWの和を求めれば當然に又1となる筈で  
 あるが、その1を意味するのが各所得階級に於ける平均實収入なること言ふまでもない。こゝに示されかWの性質中  
 特に目につく特徴は、各家計型に於ける食費割合が所得階級の大となるにつれて見事なる遞減線を描くことであつて  
 これこそ所謂エンゲル法則の具體化そのものに他ならぬが、食費以外の項目についても類似、もしくは逆行の傾向を  
 見逃すことは出来ない。

吾々はKとWとに關する各家計型の比較によつても、すでに各臺灣家計型の特徴を把むことが出来なくはないが、



更にこのKをWにて除したるEの値の觀察からは一層多くの收穫を得るであらう。第十八表がそれである。同表は比較の便宜のため各家計型に於ける同所得階級のものを集め、而も前表のWを再録した。

第十八表 臺灣家計に於けるEとWの値 (昭和二一—二三年分)

階級得	滿未圓〇七					滿未圓〇八					滿未圓〇〇一							
	B	A	d	c	b	a	B	A	d	c	b	a	B	A	d	c	b	a
(食)	W	・三六八	・五一九	・四六六	・三五〇	・三六七	W	・四〇〇	・四九六	・四〇三	・三六三	・三三三	W	・三二六	・四七三	・三八一	・三三三	・三〇一
	E	・四〇四	・五四七	・四三三	・三三七	・四五七	E	・四三八	・五九三	・四一〇	・三八九	・三六八	E	・四九四	・六五一	・四八一	・三三三	・三〇一
(住)	W	・二五五	・二〇九	・二一三	・一三三	・二二六	W	・二四八	・二六二	・二〇九	・一四〇	・一五八	W	・二一七	・二五三	・二〇三	・一四一	・一四一
	E	・六八二	・八三三	・八九九	・一三三八	・五九五	E	・六九六	・七九一	・一〇七七	・一〇七九	・五三二	E	・七三三	・八三一	・一〇三三	・七四三	・七〇一
(光)	W	・〇五五	・〇六八	・〇五三	・〇一八	・〇三三	W	・〇五〇	・〇五五	・〇五〇	・〇四一	・〇五一	W	・〇三九	・〇四〇	・〇三六	・〇二四	・〇二四
	E	・二二八	・二八〇	・三三三	・六六六	・一〇〇〇	E	・二一〇	・三四五	・三四〇	・六四六	・四九七	E	・二七四	・三三〇	・四〇三	・四七三	・八一四
(服)	W	・〇八三	・〇九一	・〇七三	・〇六六	・〇九六	W	・〇八一	・一〇〇	・〇八七	・〇七七	・〇七六	W	・〇七九	・〇九四	・〇八四	・〇六六	・〇六六
	E	・一六五	・一六七	・一五三	・一五五	・九六六	E	・一三六	・一三九	・一四八	・一五三	・一五三	E	・一八〇	・一四六	・一三八	・一三五	・一三五
(他)	W	・一九九	・二〇四	・一九七	・二五二	・三二九	W	・二二五	・二三一	・二二三	・二五九	・二六四	W	・二二九	・二五四	・二二二	・二九四	・二九四
	E	・一五七	・九三四	・一三九四	・一四二二	・一〇〇一	E	・一三九	・九七四	・一三三九	・一四八六	・一三三三	E	・一三三	・八六六	・一〇〇三	・一四〇	・一四〇
(貯)	W	・〇八八	・〇六五	・〇三一	・〇四一	・〇六六	W	・一〇九	・〇九四	・〇五五	・〇五五	・〇八四	W	・一〇四	・一〇〇	・〇九〇	・〇七二	・〇七二
	E	・三・五七四	・四・五六九	・九・四一九	・四・五九五	・一・八六五	E	・一・一六〇	・一・一六〇	・一・一六〇	・一・一六〇	・一・一六〇	E	・一・一六〇	・一・一六〇	・一・一六〇	・一・一六〇	・一・一六〇

(ずせ出算付に味意無\*)

滿未圓〇〇一					滿未圓〇九						
B	A	d	c	b	a	B	A	d	c	b	a
・三二六	・三三六	・四七三	・三八一	・三三三	・三〇一	・三六六	・三三一	・四四六	・三九七	・三三三	・三〇三
・四九四	・六五一	・四八一	・四二二	・三三三	・三〇一	・四六七	・六四〇	・四八七	・三九七	・三三三	・三〇三
・二一七	・二五三	・二〇三	・一四一	・一四一	・一四一	・一四一	・一六一	・一〇一	・一三八	・一五八	・一七八
・七三三	・八三一	・一〇三三	・一〇一一	・七四三	・七〇一	・七三三	・七九一	・九七〇	・一〇九三	・五三二	・六三五
・〇三九	・〇四〇	・〇三六	・〇二四	・〇二四	・〇二四	・〇三九	・〇四〇	・〇三六	・〇二四	・〇二四	・〇二四
・二七四	・三三〇	・四〇三	・四七三	・八一四	・八一四	・二七四	・三三〇	・四〇三	・四七三	・八一四	・八一四
・〇七九	・〇九四	・〇八四	・〇六六	・〇六六	・〇六六	・〇七九	・〇九四	・〇八四	・〇六六	・〇六六	・〇六六
・一八〇	・一四六	・一三八	・一三五	・一三五	・一三五	・一八〇	・一四六	・一三八	・一三五	・一三五	・一三五
・二二九	・二五四	・二二二	・二九四	・二九四	・二九四	・二二九	・二五四	・二二二	・二九四	・二九四	・二九四
・一三三	・八六六	・一〇〇三	・一四〇	・一四〇	・一四〇	・一三三	・八六六	・一〇〇三	・一四〇	・一四〇	・一四〇
・一〇四	・一〇〇	・〇九〇	・〇七二	・〇七二	・〇七二	・一〇四	・一〇〇	・〇九〇	・〇七二	・〇七二	・〇七二
・一四三	・一四七	・一四三	・一四三	・一四三	・一四三	・一四三	・一四七	・一四三	・一四三	・一四三	・一四三

すでにWの値によつて吾々は、食物費がいづれの所得階級、いづれの家計型に就ても(dの高級者を除き)第一位を占めること、而も其の割合は大體に於てa A B dの順序に次第に高く、dにあつて全實収入の半を越す場合を生ずることを知りうるのであるが、Eの値を考へ合すことによつて、食物費が光熱費に次いで最も過大安定的なる項目であり而も在裏内地人よりは本島人に、給料生活者よりは労働者に、此の過大安定的傾向の愈々強烈なるを見ることとが出来る。即ち叙上の順序に従つて、所得中食物費に分ける割合はいよいよ高く且つ愈々絶對的である。尤も此の點に關しては家計單位に含まれる人員數の異同を考へ合さねばならぬであらう。『家計調査報告』に含まれた各家計型



夫々の總數に於ける人員別世帯分布は第十九表の如くであつて、各家計型の平均人員は恰も前述の食物費割合の順序と正に同一順序を見せてゐる。従つて食物費割合の大は世帯構成人員の大によつて略々説明されうる譯であるが、一家計に於ける割合として見るとき前述の如き傾向が家計型の相違によつて見られることは動き得ない現實である。然るに眼を住居費に移すや、吾々は以上の順序が轉倒して現はれるのを見るのである。即ちWに於ては大體d・c・B・A・bの順に次第に高くなり而もEの値はe・d・A・B・aの順に次第に安定度を増加して来る。従つて本島人よりは内地人に、労働者よりは給料生活者に、住居費の割合高く、恰も食物費の比較的低位にあつたのを補充するかの如き觀を見せてゐることとなるが、(而して世帯構成人員の差はこの點を一層擴大するものであるが)此のうち本島人に比して内地人の住居費割合高きことは内地人側のEの値の相對的低位に基いて絶對的と考へ得られるけれども、労働者に比して給料生活者の割合高きことに就ては必ずしも絶對的ならず、給料生活者と雖も所得の低下に逢へば住居費割合の減少を見るに至るべきことを給料生活者側のEの高位が物語つてゐる。

以上の二點即ち食物費と住居費とを本島人と内地人(在臺)に就て比較綜合するとき、吾々は臺灣家計に於ける一つの重要な特徴をこゝに求め得るであらう。即ち所得の増加に逢ふや本島人は之を食物費割合の維持に用ひ、内地人は之を住居費割合の擴充に利用する。従つて食料品價格の騰貴は内地人よりも本島人に痛切に響くであらうし、住居に關する獲得困難の事情發生は内地人をより強く苦しめるであらう。吾々は而もこれらの傾向のいづれが如何程強いかの測度を同時に有し得たのである。例へば以上の傾向的現象に對して内地に在る内地人は常に在臺内地人と本島人との中間に立ち、場合によつては何れの側により、近いかを決することも不可能事ではない。更に食物費、住居費として綜括的に表現されてゐるものゝ内容を分割考察するとき一層興味ある具體的結論が引出され得ることと思ふ。米に對する依存性など茲に登場する一重要問題であらうが、これらに關しては別の機會に詳論を譲らねばならぬ。

第十九表 臺灣世帯人員別世帯分布 (%)

	(總數)	(二人)	(三人)	(四人)	(五人)	(六人)	(七人)	(八人)	(平均人員)
a	100.00	34.51	25.17	25.16	7.29	1.33	1.33	3.66	3.66
b	100.00	19.11	33.00	17.16	3.93	1.96	4.0	4.0	4.0
c	100.00	6.70	23.85	19.55	17.33	7.26	5.0	5.0	5.0
d	100.00	2.84	9.95	18.46	23.23	22.80	22.85	5.4	5.4
A	100.00	17.7	26.69	29.16	7.29	2.85	3.5	3.5	3.5
B	100.00	9.5	26.85	20.33	13.18	5.1	4.3	4.3	4.3

これは給料生活者の側に光熱費のより高き生活を求める力がひそむ故であらうか。被服費のEが本島人よりは内地人側に高いことも同じ結論をもつべきであらうか。

最後に其他の諸費及び貯蓄に就ては、共にEの値極めて大であるが、特に貯蓄に於て大である。其他諸費中には前述の如き數多の項目を含むが故に、之を細分してW及Eを算出するとき、内地人の社交費、本島人の衛生費・冠婚葬祭費等をめぐつて計數的特徴を把むことを得るであらうが、これについても別の機會を撰ぶこととする。貯蓄に就ても同斷である。Eの最大なる項目だけに、保險、無盡、貯蓄、掛買、債務等の細分は各家計型に明確なる特徴を齎らすにちがひなく。

さて以上の所得弾力性分析は、すべて昭和十二年十一月より翌月十月までの一ケ年(内地の方は八月より七月)の資料のみについて行はれたものであり、尙連續的資料に會へば、事變下生活内容の變化を如實に描き出し得ることと思はれるが、本章の屬する第一部の目標は統制經濟化直前までの臺灣經濟の基礎構造を考察するにあるから、この目標のためには事變開始第一年の家計事情のみにて足るであらうし、又、所得階級の大小を其のまま所得の動的變化

光熱費、被服費に就ては

此の大分類のまゝにては、

さしたる特徴を把むことも

出来ないが、光熱費がすべ

ての型にほど恒常なる割合

Wを示すのに、Eが労働者

より給料生活者により高い



と解すれば、以上の所得弾力性分析の中には獨り靜的な臺灣家計事情の説明を含むのみならず、より動的に所得變動に際しての臺灣經濟の消費部面變化の方向と速度とを把へしむべき媒體が含まれてゐることとなる。蓋し吾々が本章全部に亘つての目標とした臺灣人口の生産速度、消費速度の相關が家計なる消費單位に與へる變化は、直接には貨幣所得の變動の形をとつて現はれるものだからである。

以上吾々は消費者としての臺灣人口を専ら家計分析による一の計量的方法によつて考察しようとした。而も其の家計分析たるや臺灣人口の大部分を占める農村家計を排除せざるを得ざる底のものに止つた。吾々は本來『消費者としての臺灣人口』なる標題の下に、對岸福建・廣東の流れを汲む本島人生活様式の南支的特徴を風土記式に描寫し、其の上に領臺四十五年に亘る皇民化の過程を詳述すべきであつたかも知れない。兎もすれば臺灣島民の生活を直ちに蕃地的なものに結びつけて考へ易い多くの内地在住の人々に對しては、此ことは絶対に必要であらう。だが其のためにはおのづから他に適當なる文獻がある。臺灣經濟との相關に於て臺灣人口を考察せんとする本章の場合は、以上の如き計量的分析の一層の擴充と細微化の中に今後の希望を託してよいものと確信する。(伊大知良太郎)

### 第三章 統制化以前の臺灣經濟

緒言——臺灣資本主義化の基礎事業——臺灣に於ける資本主義化の進展——臺灣農業の發達とその

特質——日本資本主義の發展と臺灣經濟——わが南方政策の推移と臺灣——結語

#### 第一節 緒言

支那清朝三百年の歴史は、經濟的に見れば、まさしく商業高利貸資本による舊支那經濟衰退の歴史であり、生産過程より遠ざかり行く彷徨者集積の歴史であつたが、この生産手段より見放されたる人口の集積過程に於て、幾何かの人口は流民となつて、海山の彼方、黄金の花咲く國を夢みながら、北の方滿蒙、南の方臺灣及び印度支那南洋に向つた。この支那本土の一般的情勢にもとづいて廣東、福建兩省よりの流民が、臺灣に向け本格的に繼續的流亡運動を起したのは大體に於て康熙の末葉からであつた。彼等は、主として清朝治下(一六八四—一八九五年)前半期には墾戸——佃戸の、後半期には、大租戸——小租戸——佃人の封建的諸關係に於て、臺灣の平地に於ける土地開墾耕作に従事したのであつたが、又海岸には十八世紀中葉より郊と呼ぶ同業組合を組織して商業貿易に携つた。郊は臺灣に於ける流通機關として獨占的地位を占め、市場の支配權を有し、以て當時の農村の社會經濟的心臟を己が意のままに動かし、又一方對岸南支への貿易の實權を掌握してゐたのであつた。

然しながら十九世紀初頭、歐米資本主義列強の植民地獲得の欲求は遠く東亞に延びて、遂に一八四〇—四二年の英清間の阿片戰爭となつてあらはれたのであるが、その結果は支那の鎖國主義に妨げられてゐた英吉利商業資本活躍の



好餌を與へる契機を作つてしまつた。清國は香港を英國に割譲すると共に、廣東、厦門、福州の諸港を開港し、又英國製造品、阿片等の賣捌地としての臺灣の、安平、淡水、打狗（今の高雄）、基隆の諸港を開港場たらしむることを約したのである。今尙牢固として抜くべからざる英吉利資本の南支に於ける優勢力は既にこの時に獲得せられたとみてよす。

其處で清朝治下末期の臺灣の經濟を特徴づけるならば、次の如く云ひ得るであらう。即ち、先には半鎖國的自給自足經濟が支配的であつたにも拘らず、次第に支那に發達せる特殊の商業資本が、臺灣に於けるツンフト、即ち郊を通じて市場の支配權を獲得しつゝ、その半鎖國的自給自足經濟を破壊しつゝあつたところの、後には英米商業資本が遠く海を隔てゝその資本主義的生産方法を移植せんとしつゝあつたところの、云はゞ封建經濟より資本主義經濟への推移を意味する過渡的時代であつた。一般に吾々は特定國の資本主義の成立を考察する場合に、商業資本の演ずる役割は、それ自體としては資本主義のための地馴らしをするに止まり、自ら新しい資本制生産を生み出す原動力ではなく、かゝる原動力は寧ろ他の力即ち生産方法それ自體であることを知つてゐる。然し臺灣の如き植民地社會に於ては決してさうではあり得ない。臺灣に於ける資本主義成立の原動力は商業資本に、それも島内に於てかすかに蓄積せられつゝあつた商業資本に於ては、専ら英米等の外國商業資本に求めらるべきであらう。

商業資本の自らの擴大再生産に最も捷徑たるものは、高利貸資本の形態に於てあり、それは土地所有者に對する高利貸付、小生産者に對する高利貸付としてあらはれる。臺灣に於てもこのことに變りはなく、それは茶・砂糖・樟腦・石炭等々の生産を通じて臺灣農民大衆を、一方では定期的におしよせる支拂義務、他方では農民の悲惨なる状態によつてその均衡を失はしめ限りなき收奪を續けてゐたものである。

かくて綿製品を主とする工業製品賣捌市場の開拓を目的として登場した歐米商業資本は、更に臺灣に外國人商館を

設立することによつて、臺灣の茶・砂糖・樟腦等を母國に搬出し、こゝに取引による利潤を獲得するに至つた。この外國商業資本進入の過程に於て、外國人商館と土着市場との間に仲介的な機能をもつものを生じた。買辦である。買辦は即ち地元の慣習其他特殊事情を知悉せるためそれを資本として外國商人に代つて實際上商業的機能を營み資本主義の政治的並びに經濟的手先となり、その助けを借りて農民大衆を耕農化せしめ、商業資本の臺灣内地への侵入を助けてゐたものである。

かくて英米商業資本が臺灣貿易の支配權を掌握し、根本的にはなかつたにしても、而して又たとひ臺灣が政治的には尙清朝治下に屬してゐたにしても、臺灣經濟内部の發展に大いなる影響を及ぼしてゐた限りに於て、臺灣經濟は當時英米商業資本の支配下にあつたといつても過言ではない。

かくの如く英米資本主義國による植民地獲得の欲求は既に臺灣にもひてゐたのであるが、偶々生じた日清戰爭の結果として臺灣がわが日本の領有するところとなつた（一八九五年、明治二十八年）ことは英米商業資本にとつて將に手痛き衝撃であつたと言はねばならぬ。

當時わが内地に於ては、日清戦捷の後を受けて企業熱勃興し、經濟界に一脈の活氣を呈したのであるが、鐵道事業を中心とする國家資本の活動を見た以外には、銀行の濫設と僅かに織維工業を中心として、やうやく産業革命が完成の途上にあつたばかりである。従つて内地に於ける資本の蓄積は未だ幾何も進行せず、植民地臺灣への移出に當てらるべき過剰資本は極めて乏しいものであり、又當時の臺灣の狀況も決して有望なる前途を示すが如きものではなかつた。清兵の割據に次いで土匪は全島至る所に蜂起し、領有後の數ヶ年は全く混亂のうちに過ごされ、産業の勃興はまことに困難であつた。

しかも明治三十一年、兒玉・後藤のコンビネーションによる臺灣統治が開始せられてより十年にして治安整ひ、經



濟發達し、財政又獨立の形態を備ふるに至つたのは、わが植民政策の成功と内地經濟界の急激なる發展の賜であらう。即ち三十一年には早くも「臨時土地調査局」による土地調査が開始され、三十二年には臺灣富源の開發と南支、南洋の經濟的計略を使命とする臺灣銀行設立され、三十三年には内地資本家の投資と、特別に獎勵の思召を以てせられた官内省出資と總督府の手厚き補助金とによつて資本金百萬圓の臺灣製糖株式會社が設立された。次で三十七年には、臺灣に於ける封建的土地所有關係の遺制たる大租權を消滅せしめて地租を改正増徴し、幣制を改革し、三十八年には土地調査を完了、第一回戸口調査を開始するなど、臺灣財政の獨立と資源開發を益々發展せしむるための基礎工作は着々と進捗したのである。

かくて臺灣に於ける資本主義化運動の急速なる展開が行はれることとなつたのであるが、これと同時に臺灣經濟は内臺經濟關係の推進といふ相貌に於て發展せしめられたといふことができる。それは言ひかへれば、典型的、公式的な母國對植民地經濟關係の確立といふ一線を越つたものであるが、昭和五、六年を境として、臺灣經濟はその公式的外地的地位の止揚といふ變貌に於て、帝國經濟の有力な近代的一翼として今日の形成を見るに至つた。

以下、昭和五・六年を境とする臺灣經濟統制化以前の姿に於て、先づ臺灣資本主義化の基礎事業としての土地調査並びに幣制改革について述べ、次いで臺灣の資本主義化の様相を臺灣財政との關聯に於て探究し、その補足として臺灣農業の發展とその特質、更に日本資本主義の發展に於ける臺灣經濟の役割、最後に臺灣を中心とするわが南方政策の推移に論及するであらう。

## 第二節 臺灣資本主義化の基礎事業

### (一) 土地調査事業の進展

臺灣に於ける資本主義的開發の先驅は内部的に見れば劉銘傳であらう。彼は光緒十一年（一八八五年）臺灣巡撫に任ぜられたのであるが、それは清佛阿片戰爭の直後であり、臺灣の四邊は歐米資本主義列強によつて頻りに窺はれた時期であつた。劉の使命はかゝる外からの力を排除することによつて、臺灣を資本主義的に開發することであつた。彼の事業たる土地清賦事業、基隆新竹間の鐵道布設、汽船購入及び沿岸並びに南支、南洋への航海、郵便制度、樟腦專賣、理蕃事業など何れも然りであるが、特に資本主義化への基礎條件として缺くべからざる土地丈量調査に着手せることは特筆すべきことである。

臺灣に於ける従來の土地制度は、封建的性質を有するものであり、大租戸——小租戸——現耕個人の三階級に分れ小作人たる現耕個人は小租なる租穀を開墾經營者たる小租戸に納め、小租戸は更に開墾權利人たる豪族即ち大租戸に大租なる租穀を納む。大租戸は地租を政府に納め、又蕃人より土地開墾の權利を受けたる場合にはこれに對し蕃租を負担するものである。かくて大租權は土地とは直接の關係はないわけであり、後にはたゞ單に大租收納の權利たるに止まり、大租權、小租權は別々に譲渡せられたる爲、こゝに同一の土地につき何人が大租戸なりや何人が小租戸なりや互に相知らざるものあり、土地に關する權利關係は全く紛亂してゐた。其の結果何人が業主權——土地に關する最高の權利——の所有者たるや、從つてその地租負擔者を何れに定むべきやは全く不分明たるに至つた。かくて加へて納稅義務を全く負擔せざる所謂隱田多く、政府の地租徵收上不便極まるものであつた。由來資本主義的近代政府が何れ



の植民地に於ても先づ第一になすところの事業は、土地に對する單一にして明瞭なる所有權を制定し、納租及び經濟取引を確實ならしむることにある。劉銘傳が臺灣最初の土地丈量をなし隱田を整理し、又土地業主權の所在を確定せんとしたのは此の故に他ならない。即ち小租戸を以て業主と認め、これを納稅義務者とすると共にこれに對する大租の四割を減せしめた。大租戸の側から見れば、地租納稅義務を解かれると共に、大租収入は既定額の四割を減せられて六割となつたわけである。所謂減四留六の法これである。然るに劉の土地清賦事業は地租増徴を主目的となしたるため、調査苛酷に過ぎて人民の反抗を招き、彼は事業半ばにして辭職することとなつた。

劉銘傳の企てゝ成功しなかつた土地調査事業は、わが領臺後更に明確なる意識と周到なる計畫と強固なる權力とによつて實行された。即ちその精彩を誇る兒玉後藤政治の最初の事業は入籍及び地籍の調査であつた。明治三十一年匪徒尙跳梁する時に既に早く臨時土地調査局を開始し、地籍調査、三角測量、地形測量の三種の事業を施行した。調査の結果、大租權はこれを確認するが、明治三十六年十二月五日限りその新規設定を禁止し、翌三十七年には大租權者に公債を以て補償金を交付し、その權利を消滅せしめた。この補償公債は臺灣事業公債法によるものであるが、その總額は公債證書額面四百八十八萬四千五百圓（此の價額三百六十七萬二千餘圓）と現金交付十萬七千餘圓、合計三百七十七萬九千餘圓に上る。これによつて封建の遺制たる大租小租の關係は消滅せしめられ、從來の小租戸を以て業主と確定し、土地所有の權利關係は單一明瞭となつた。而して土地權利の移轉に關しては明治三十八年土地登記規則を制定し、登記を以て相續又は遺言による場合の外、權利移轉の效力發生條件として強制した。（わが民法及不動産登記法の施行は大正十二年一月一日からである。）

この土地調査の經濟的効果としては、治安上の便を得たること、隱田を整理しその土地甲數の増加を見、土地收益の増加したる上、地租の改正増徴を可能ならしめて財政上の増收を得たこと、而して土地權利關係の取引を安全なら

しめた事を擧げることができる。かゝる經濟上の利益が畢竟資本を誘引することとなり、わが資本家の臺灣に於ける土地投資、企業設立の安全を與へる結果となつたのは云ふまでもないであらう。

土地調査に引き續き明治四十三年から五ヶ年間林野調査が行はれた。從來清朝治下にあつては山林に尙丈量賦課したるを聞かず、林野業主權は、或は田園宅地の從物として、或は竹木採取等の事實上の占據によつたものであり、それが賣買されるに當つては文書契約によることなく専ら口頭契約によるものであり、實に曖昧模糊たるものであつた。明治二十八年わが領臺直後制定された官有林野取締規則第一條に於ては「所有權を證明すべき地券又は其他の確證なき山林原野はすべて官有とす」、即ち無主地國有の原則を定めた。而して明治三十二年には無主地の開墾は官の許可を受くべきものと定めたのであるが、其後も無斷開墾によつて耕作又は造林し、或は林野産物を採取し、事實上何等の故障なく利用を續行せるものがあつた。

かくて林野調査事業は開始されこの調査の結果、官有九十一萬六千七百七十五甲、民有六千九百六十一甲、合計九十七萬三千七百三十七甲となり、大部分は官有地に査定せられたのであるが、同時に緣故關係を全然無視するを得ず官有地のうち、緣故關係者なるものは保管林として或る制限を附して使用收免を許可し、相當の保管料を徴することに定めた。

かくて林野調査事業によつて林野の大部分は官有と査定され、その結果として事業家に對し、林野拂下の法律的及び經濟的基礎を與へることになつたものであるが、尙緣故關係の存在は林野の利用處分を不徹底ならしめたため、此等の一掃を目的として引續き大正四年度より官有林野整理事業を行つた。それは相當の日數を要し、大正十四年度に始めて完了したのであるが、此の事業の効果は林野の所有權を確定し、境界を明確ならしめ、その官有に歸したるものは官業經營若くは民間資本家への拂下げの基礎を確實にし、一方緣故地は民有と爲し、而して民有地の經濟的利用



及取引に對して安全なる法律上の保護を與へたものである。かくて林野に對する私有財産制の確立を見、資本誘引、資本家的企業進出の途を與へたのである。

かくて一たび官有に歸した林野の一部は民間に拂下げ又は貸下げられてきたのであるが、これ等と併行して内地資本と國家的權力との結合に基く土地買収が強行せられた。明治四十二年の林本源製糖會社設立に當つての土地強制買収事件、四十一年の竹林事件、四十五年の林杞埔事件等は、内地資本が、官憲の援助のもとに土着民の反抗を押し切つて、土地獲得を強行したことを物語るものであらう。

それは兎も角として、以上の如き土地調査並びに林野調査事業の完成が、從來臺灣の土地に課せられたる桎梏を公然と取除き、臺灣をして近代的な投資の對象たらしむる、云はゞ臺灣資本主義化、わが資本による臺灣征服の必要なる前提であり、基礎工事であつたことはいふまでもないであらう。

### (二) 貨幣金融制度の確立

土地調査事業と相並んで、臺灣の資本主義經濟化の過程に於ける礎石は、近代的貨幣制度の樹立であらう。領臺直前に於ける臺灣の幣制はまことに複雑であり、全く混亂の状態であつた。先づ流通貨幣としては、銀地金を殆んど行はれなかつたが、品位量目を異にした外國鑄造の銀元（當時臺灣は政治的には清朝治下に屬してゐたとはいへ、臺灣經濟の流通面には英米商業資本が支配的であつた）、清國鑄造の銀元と小銀貨青銅錢が並び存し、しかも銀貨の殆んど全部は外國鑄造のものであつたから私鑄銀貨と異るところなく、青銅錢も官府私錢相半ばするといふ状態であり、更に銀元には贋造多く、又流通銀貨は殆んど大部分が粗銀となつて殆んど地金と選ぶところなく、鑄貨にして鑄貨たらざるものさへ混じり、紛亂の極みであつた。事態かくの如くば、銀貨はたとひ鑄造貨幣であつたとしても既

にそのものとして流通し得ず、それが秤量制によつて始めて流通するの餘儀なきに至ることは當然であり、又國定貨幣たる青銀錢にしてもその多元性の故に實際には秤量制に従ふの他はなかつたのである。然し當時の通貨の状態を單純に雜種貨幣の段階であるとか、秤量貨幣制であつたとかの語を以て表現することは不可能である。何故かならば當時に貨幣單位それ自體と價格標準との背離、貨幣の票券化の傾向は微弱ではあつたにしても、既に或程度まではあらはれてゐたからである。だから銀銅二元より銀一元への、外國鑄貨より自國鑄貨への、總合的價格標準への移行の過渡期であつたとみることができよう。

かゝる通貨の状態が明治二十八年五月清國より日本へ引き繼がれたのであつた。ところで、わが政府は領臺當時軍費支拂のため多額の日本銀行券、一圓銀貨及び補助貨を本島に輸送し流通せしめたため、通貨は一層の錯雜を加へることとなつたのである。さういふ意味では明治三十年十月わが内地の貨幣法實施（金本位實施）までの期間は、臺灣幣制の混亂期とも稱すべきであらう。然しながらこの錯雜せる臺灣の貨幣流通を整理して日本と同一制度の下に統一するといふ、いはゞ臺灣幣制改革の根本方針はこの時期の末に確立されたのであるから、かゝる意味では幣制改革の準備段階といふことができよう。

さてわが國は明治三十年貨幣法を公布し金本位制度を施行したが、これを延長して臺灣に及ぼすことはわが植民政策の要求であつた。蓋し社會經濟資本主義化の前提は生産物の商品化にあり、しかもこの商品經濟の確立のために貨幣がたゞに成立するのみならず、その制度が確立し普及し、しかもそれを統一することが必要であり、而して本國が植民地を資本主義化する場合にもこのことは妥當するからである。然しながら金本位制度を直ちに臺灣に實施するには、清朝時代以來の永い臺灣の慣習が之を許さなかつたのである。改革を要すべきものは雜種貨幣の段階から幾何も脱却するを得なかつたところの銀を中心とする商品貨幣流通である。内地に於て實施さるべき金本位制とは、金を基



礎とし、紙券、各種補助貨等、各々の貨幣が各流通手段の素材價値を超越して整然たる名目的流通を實現せる統一的貨幣である。雜種貨幣を統一的貨幣に導くこと自體が既に一つの困難な仕事である上に、更に本位轉換の問題があるのである。この二つの重要課題を卒然として臺灣流通界に押しつけても、果して何等の支障なく成功し得るであらうか。言ふ迄もなく困難なことは明白である。其處で臺灣に於ては當分金計算を以て從來通り銀貨を通用せしめ置き、時機を見て内地と同一の制度に改むる方針に決定し、政府は公定金銀比價の下に一圓銀貨を法貨とし、明治三十一年臺灣銀行を設立して、一圓銀貨を以てする兌換銀行券の發行を認めた。この金計算による圓銀法貨制度、北山助教の所謂「銀地金を流通せしむる金本位制」といふ臺灣幣制に獨特な過渡的形態を必然ならしめた歴史的條件は、當時までに臺灣自らが到達してゐた銀貨流通の低度の發達段階と、經濟的には支那に屬してゐた臺灣を日本資本の支配に移すべく運命づけられてゐたといふ矛盾に求められねばならない。換言すればそれは封建的上衣をまといふ植民地臺灣を變革せしめて日本資本主義の支配の下に置くための過程であつたといふことができよう。

ところでこの「銀地金を流通せしむる金本位制」のために本島人相互間の取引は害せられることなかつたのに反し、内地人關係の取引は滯滞することとなつた。蓋し本島人相互間の取引にあつては價格の標準及び交換の媒介は、價行上尙共に銀貨であつたが、總督府の收支、内地人相互間の取引及び内地人本島人間の取引は、計算の本位は金貨であり交換の媒介たるものは銀貨であつたのであるから、計算記入は複雑であり、且つ金銀比價の變動によつて債權債務關係を紊亂せしめ、投機を助長し、臺灣銀行は最も苦痛の立場に立つに至つた。かくて臺灣銀行頭取は、明治三十六年臺灣幣制改革の必要を論じ、金貨制度を實施すべき建議書を提出し、臺灣總督も同年大藏大臣に改正を稟議し、その結果明治三十七年六月より臺灣銀行をして金貨兌換の銀行券を發行せしめ、圓銀は公納以外の強制通用を禁じた。次いで四十一年には圓銀の公納も禁止し、四十二年十二月末日を以て舊通貨の整理を完了し、四十四年四月には臺灣に

も貨幣法を施行し、全く内地と同一の金本位制度に統一したのである。

かくて金本位制度の實施は、既に知られてゐるが如く、臺灣自らの云はゞ内からの經濟的事情に因るものではなく、寧ろ臺灣にとつては外からの、金本位國資本の要求に出でたるものであり、主として邦人の臺灣に對する貿易及び投資の増進の然らしめたものである。而してこの改革によつて臺灣は資本的に一層内地と密接の關係を速からしむるを得た。臺灣事業界の發達はかゝる幣制改革の完了せる明治三十七年以降のことであり、日露戰爭を契機とせるわが資本それ自體の發展に俟つところ多しとは云へ、一方この時期に於て臺灣の土地調査、貨幣金融制度の確立等の事業完成し、内地資本の臺灣進出を可能ならしむるの途が確立せられたに因ること多きは言を俟たない。それはいはゞ臺灣資本主義化の基礎工事であつたといふことができよう。

### 第二節 臺灣に於ける資本主義化の進展

既述の如く、清朝時代末期に於ける臺灣は、先には半鎖國的自給自足經濟が支配的であつたにも拘らず、次第に支那に發達せる特殊の商業資本が臺灣に於けるツンフト即ち郊を通じて市場の支配權を獲得しつゝ、半鎖國的自給自足經濟を破壊しつゝあつたところの、後には英米商業資本が遠く海を隔てゝその資本主義的生產方法を移植し始めたところの、云はゞ封建經濟より資本主義經濟への推轉を意味する過渡的時代であつた。日清戰爭の結果としてわが領有に歸すこととなつた臺灣はかくの如き前資本主義的社會であつたが、しかも尙外國商業資本は、たとひ單純なる商業資本として臺灣の沿岸を堂々めぐりしてゐただけであつたとは云へ、既に買辦制度を通じて生産者を支配せんとするに至つてゐたものであり、臺灣の資本主義化に於てわが日本の資本に課せられた任務は先づ、かゝる外國商業資本が



未だ産業資本として發達せざる以前に剪り取るといふことであつた。然しながらわが領有後の數年間は、清兵の割據に次いで土匪の亂全島到る所に蜂起し、まこと混亂の裡に過ごされ又内地資本の蓄積もその過剰資本を臺灣への移出に當てる程には進行してをらず、この時期に於ては外國商業資本の驅逐も殆んど期待するを得なかつた。

吾々はそれが期待を兒玉・後藤の臺灣統治下に求め得るのであるが、勿論それはわが資本それ自らの勢力に俟つべきものであるにしても、わが國家の直接、間接特にその財政的援助なくしては不可能であつたらう。この時代に限らず、政府の財政的援助を無視しては過去の臺灣經濟を到底充分には論じ得られるものではない。周知の如くわが國民經濟の持つ顯著な特色は、わが國家財政が國民經濟の上に振ふ勢力の大であることにあるが、臺灣に於てこのことは一層著しい。蓋しそれは臺灣が植民地であるといふこと、殊にその領有が定まり經營が始められた時期が母國自身國家官僚の指導を重要な楨杆として産業革命まさに成らんとしてゐた時であつたといふことから寧ろ當然であらう。

### (一) 臺灣産業資本主義化と臺灣財政

其處で以下臺灣の資本主義化の過程の概觀を、それへの國家の財政的援助との關聯に於て試みるであらう。こゝで領臺後の臺灣經濟の發展を資本家的企業の發展に即して、假りに段階的に區分するならば次の如くなるであらう。第一期は、明治二十八年領臺後明治三十八年に至る資本主義創成時代、此の時期に土地調査及林野調査事業完成し、貨幣金融制度確立され、財政的には如何にして國庫補助を辭退して臺灣財政を獨立せしむべきかに就き切々の苦心努力がなされた時代、資本家的企業に即して云へば、外國商業資本の驅逐の行はれた時代である。

第二期は、明治三十九年より大正九年に至る資本主義的産業勃興時代、財政的には實質的に臺灣財政の獨立ありて

租稅體系も整備せられ、臺灣財政の黃金時代と呼べるべき時期を包含する惠れたる時期であり、資本家的企業に即して云へば、商業資本の産業資本への轉化ありてその發展をなしたる時期である。

第三期は、大正十年より昭和六年迄の社會經濟的に種々の悩みを持つに至つた時期、財政的にも次第に従前程には樂でなくなり、臺灣財政の轉換の行はれた時期、企業的には獨占の成立せる時期である。

第四期は、昭和五、六年より現在に至る臺灣經濟の統制時代。(此の期に於ける臺灣經濟の分析は第三部に譲る)

以下論述の進行と共に第一期——第三期の特色はやゝ具體的に理解せられるであらう。

さて第一期に於て、既述の如く、臺灣資本主義化の基礎事業たる土地及び林野調査、貨幣金融制度改革の事業が完了したのであるが、同時にこの時期にわが内地資本の臺灣進出のため、内地資本自らの力と政府の援助とによつて、先づ當時支配的であつた外國商業資本の驅逐が始められた。

先づ砂糖についてみても、わが三井物産は、明治三十一年臺北に支店を設け、越えて三十六年には赤糖の買付を開始し、外商と製糖業者及び汽船會社間に存在してゐた特約によつて買付積出者に不便、不利を被つてゐたものを、豊富なる資金を以て外商專屬の買辨を吸引し、盛に前貸金を放下して極力その勢力の扶植につとめたのである。翌々年には横濱の増田屋商店が砂糖貿易に着手し、打狗、安平渡しの舊慣に對し、これを驛渡しとし、進んで産地渡しに改め、製造業者の便を計つてからは、買辨制度を唯一の頼みとしてゐた外商も、次第にその勢力を失墜した。而して三井物産は、更にこの買辨制度の不便を痛感してこれを廢し、直接製造業者と取引するに至つた。一方わが領有當初、總督府が本島糖業改良の方策を樹立しその獎勵に着手するや、明治三十三年十二月、臺灣に於ける産業資本家的企業の嚆矢たる臺灣製糖株式會社が資本金百萬圓を以て創立せられ、爾後に於けるわが新銳糖業資本の華々しき登場は、外國商業資本支配下の臺灣を轉じて、一躍わが國産業資本支配下のそれに化せしめたといふことができる。又總督府



の補助金を受けた大阪商船會社の進出も目覚しく、かのダグラス會社が明治三十八年遂に臺灣海運界より撤退してからは、砂糖積出に於ける外商勢力もその根底から一掃せられた。次に烏龍茶及包種茶の集散市場は領臺前對岸廈門を中心として同地に於て買入れがなされてゐたが、臺灣に於ける産額の増進と共に漸次臺北に於て直接買付をなすを有利とする機運に向ひ、且つ本島に於ても幣制の確立と共に金融機關完備するに従ひ、直接歐米宛爲替の買入れをなし製茶資金を供給するやうになつたところの明治三十年以降は茶市場は全く臺北に移り、洋行及び茶館より各烏龍茶・包種茶を直輸出をなすやうになり、次第に従來の媽振館（茶商にして、他の茶商と洋行との中間に立ち、製茶の委託販賣を營むと同時に製茶を抵當として資金の融通をなす一種の金融機關）の存在を必要としなくなつた。即ち明治三十二年に臺灣銀行、臺灣貯蓄銀行設置せられ、更には四十三年設立の臺灣商工銀行をも加へてより、改隸當時の外國銀行による金融も漸次本島銀行に移行して行つたのである。而して茶の輸出の支配に於て外國商業資本に對して挑戦せるわが資本は、三井物産及び野澤組であるが、其等が茶貿易に従事したのは後れて明治四十年頃からであつた。といふのは、茶は尙依然として内地販路よりも外國輸出を主としたからであつた。

樟腦事業に於ける外國資本家の獨占的地位は、清朝時代屢々これを專賣制にせんとして果さなかつたことによつても、明らかであるが領臺後に於てもわが政府の細心の注意にも拘らず、樟腦製造取締規則（明治二十八年制定）、樟腦稅則（明治二十九年制定）に對して彼等外國資本家の抗議に遭つたことによつても知り得る。然しながらかゝる外商の勢力もわが國家權力の發動によつて驅逐するを得た。即ち明治三十二年の專賣制度の實施は、外國人の樟腦商權獨占を政府の獨占に引上ぐることに成功したからである。尤も其後十年間は樟腦輸出は輸出業者の競争入札により、結局英商サミュール商會に落札されることによつて實際上は外國資本の獨占到屬してはゐた。然しかくも牢固たる堅城を陥入れたのは、明治四十一年制度上形式的ではあるが、總督府の販賣直營であつた。樟腦販賣方法を直營とするこ

とによつて三井物産株式會社に委託販賣せしめ、以てサミュールの有する樟腦商權を全く日本資本家の手に歸せしめたわけである。

阿片は領臺當時の輸入品中最高價額を示せる重要商品であつて、その輸入は専ら外商によつたが、同じく明治三十二年專賣制度の結果、三井物産其他邦商が之に代るに至つたものである。

米も由來本島の重要物産であるが、わが資本家がその取引に著手せるは明治三十四年以降三井物産の進出に始まる。爾來外國商人は米の商賣より漸次手を引いたが、本島人米商の勢力は今日尙強く残つてゐる。蓋し従來臺灣在來米は品質上移出の途狭く、島内取引を主としたるが故であらう。

右の外海運についても、一言せる如く、對岸及び香港航路が英商ダグラス會社の獨占であつたのを、明治三十二年總督府が大阪商船會社に補助金を與へて命令航路を開かしめたる結果、ダグラスは壓迫せられて明治三十八年頃完全に臺灣より撤退した。

以上の如く臺灣の貿易及び海運は、わが領臺當時は外國商業資本家の掌握するところであつたが、明治四十年頃迄に殆んど驅逐せられてその商權はわが資本家に歸したわけである。

この商權の移動を吾々は國家の財政政策的援助を無視しては語ることを得ない。それは主として國家の專賣制度の實施と關稅制度の内地への統一、更には補助金交付等の相貌に於て行はれた。臺灣に於ける專賣制度は阿片について、は明治二十九年、食鹽及び樟腦は三十二年、煙草は三十八年、酒專賣開始は後れて大正十一年である）に開始された。土地の外に財源乏しき前資本主義社會に對して政府の得んとする主要歳入財源が專賣に依存することは植民地の通例であるが、此の期に實現せられた臺灣財政の獨立も亦この專賣制度に負ふ處極めて大である。こゝで臺灣財政の獨立について一言して置くのもあながち徒爾ではあるまい。



領臺直後、臺灣の財政は主として我國々庫の補助に待たざるを得ず、明治二十九年度の歳入九百六十五萬圓中補助金六百九十四萬圓、三十年度の歳入千二百二十八萬圓中補助金五百九十六萬圓を占め、臺灣領有の本國に課する財政的負擔の大なるに鑑み、臺灣放棄論さへ起きたことは周知の通りであつた。然しその精彩を誇る兒玉・後藤政治の一大眼目は、臺灣の財政的獨立を期するにあり、明治三十二年度豫算要求と同時に財政二十年計畫を發表し、本國補充金を漸減して明治四十二年度以降獨立自給するものとなし、生産的事業のために公債を起し、三十七年度よりはその元利償却を差引きて尙歳入剩餘を見るの計畫を立て、着々實行を進めたが、日露戦争起るに及び、臺灣財政獨立の期を早むるの必要に迫られ、明治三十七年度限り一般會計の補助金を辭退した。かくて明治二十九年より四十二年度迄に受ける計畫であつた、總額三千七百四十八萬八千七百五十九圓に對し、補助實額三千四十八萬八千六百九十一圓を受けたる後、豫定よりも早く明治三十八年臺灣財政は大體に於て獨立したのである。こゝに大體に於てとは、其後大正二年度までは砂糖消費税の内臺收入全額が尙臺灣總督府の收入となつて居り、實質的には未だ内地の補助を受けてゐたのと同じであり、嚴密に臺灣財政が自給の域に達したのは内地消費税に掛る消費税を一般會計に委譲した大正三年度からであるからである。併せてこの臺灣財政の獨立は、土地調査、事業公債、地方税の實施に俟つべきものであるが、臺灣財源の主要部分を形成する專賣に負ふところ尠しとしない。それは兎も角として、臺灣に於ける專賣制度の實施は日本商人に輸出入商權を移轉せしむる結果となつたものである。

次に關稅制度であるが、領臺匆々の際は便宜上清國政府その儘の海關稅率を襲用したが、明治二十九年二月よりその輸入税は内地と同率となり、内地臺灣間の關稅は消滅し、外國との貿易品については明治三十二年以來數回に亘つて増課された。従つて主たる貿易路は對岸より轉じて内地に向つたのである。その他航路補助金を與へて日本資本を保護したことが商權の移動を容易ならしめたことはいふまでもないであらう。(專賣及び關稅制度の詳細については後述)

第二期、此の時期に於て臺灣の産業資本化が急速に行はれた。

外國商業資本を驅逐し、それにとつて代つたわが本國の商業資本は、對臺灣貿易に當つて、臺灣からの輸出の目的物たる臺灣重要物産の大量生産を喚起するを生じ、又逆にその輸入商品の大量的販路を創造することが必要であつた。これがためには自ら臺灣に企業を持たねばならない。しかも前資本主義的植民地臺灣自體には、これを満足せしむべき資本は存しない。そこで商業資本家は其の資本の充實に伴ひ、利潤の源泉たる生産行程そのものを支配せんとする。例へば臺灣最初の新式製糖會社たる臺灣製糖の最大の株主は三井物産株式會社であり、又鹽水港製糖は安部幸商店の創立せるもので、後に鈴木商店の傍系となつたものである。此他糖商による改良糖廠の設立も少くない。

かくて臺灣の産業資本化は商業資本家の活動によつて始められたが、既に企業勃興の機運に向ふや、其處では逆に産業資本が商業資本と結合し或はそれを支配するに至つた。と同時に内地及び臺灣の銀行資本もそれ自體一の資本家的企業として樹立發展し、且つ産業資本、商業資本と結合して、臺灣に於ける資本家的企業の勃興發展集中を促進し援助した。以下少しくこれを具體的ならしめよう。

臺灣産業の大宗は何といつても糖業であるが、糖業に關しては、わが領臺頃までは、粗笨なる甘蔗耕地と原始的な人力又は畜力によつて壓搾する所謂在來糖廠が散在して赤糖を製造し、又同じく幼稚なる技術による糖間によつて再製糖を製造してゐた。兒玉・後藤の臺灣統治の中心は産業發展政策であり、その又中心は糖業獎勵に置かれ、農業及び工業兩方面に亘り技術的改良及び經濟的獎勵に努むること大であつた。其糖業獎勵計畫の基礎となつた新渡戸博士の糖業改良意見書によれば、大資本による新式機械工場の建設、と同時に臺灣各地の地方的狀況に應じて所謂改良糖廠の設置を主張し、更に組合的企業の設立をも主張したものであつた。組合的企業は遂に起らなかつたのであるが、改良糖廠は大資本家の進出未だ大ならざる時代に、一時に勃興し、明治三十九年期より四十二年期迄はその産糖能力



は新式大企業よりも大であつた。然しながらその發達増加は明治四十三年——四十四年期迄であつて、それ以後は新式大工場の進展に壓倒されて減少し行き、多くはこれがために買収せられた。一方在來糖廠は糖業獎勵政策の初期以來引續き漸減したのであるが、殊に明治三十八年新式工場のために原料採取區域の制定せられた後は同區域内に於ける在來糖廠の新設は許可されず、其後原料採取區域が殆んど全島蔗作適地を覆ふに至るや在來糖廠は山間僻地に多少存在するのみとなつた。又糖間も明治三十八—十九年頃より衰微し、四十三年砂糖消費稅勵行の結果製造不引合となり全く跡を斷つに至つた。

茶については輸出は三井物産、野澤組等によるが、その生産は未だ十分には資本家的企業化してゐない。然し大正六年頃より三井合名會社、臺灣拓殖製茶株式會社は、新式製茶工場を中心とする直營のコステート式茶園に着手してをり、總督府も大正七年以來大茶園を獎勵し、殊に小生産者をして組合又は公司を設立せしめてゐる。

米は從來輸出よりも島内消費を主とした關係上、その生産は未だ資本家的企業化してゐない。

鳳梨罐詰、芭蕉實等は、明治末年に興つた新興産業であるが、その急激たる大企業化は次期に於てである。

石炭に對する企業化は、世界大戰後炭價昂騰せる大正六・七年頃からであつて、大倉組・藤田組・三井・芳川・赤司等内地及臺灣の資本家相次ぎ十數の新炭鑛會社の設立を見た。

金は領臺後早々内地資本家によつて開掘に着手せられたもので、金瓜石は田中、瑞芳は藤田組が何れも明治三十年以來事業に着手し、臺灣銀行は本島産金を一手に吸収する目的を以て資金供給及産金買收の契約を結んだのである。

以上の如く糖業の外、臺灣在來の主要産業も、次第に此等の市場が内地及び外國に開かれ生産物の性質が島内消費より轉移出向商品化するに従ひ、その資本家的企業化が行はれ又は行はれんとしてゐる。尤も一つの産業體系が資本主義的な經營の下に持ち來されると、資本の巨大な部分と科學的生產技術とが工業部門に集中し、生産力はこの部門

を中心として異狀な發展を遂げ、農業生産部門はとり殘され、遅れた部分となる。臺灣に於ては工業は、主として砂糖・再製茶等の農産加工工業によつて占められて居り、會社形態をとつてゐるものゝ大部分はこれに集中されてゐる。従つて臺灣に於て此の時期に資本家的企業の急速に行はれたのはこの農産加工工業、特に製糖業に關してであり、農産物の企業集中化は後期に俟たねばならぬ。

さて臺灣に於けるかゝる急激なる資本家的企業の發達の原因は、臺灣が熱帶的、亞熱帶的なる地帯にあること、勤勉にして貨殖心に富み而も生活程度低き住民の存在すること、更に日清・日露兩役及び世界大戰を経て蓄積せられた日本資本の運動とに求めらるべきであらうが、然し又この時期に於てその豊さを誇つた臺灣財政の直接的援助なくしては不可能であつたらう。この援助の最大なるは、糖業獎勵であつて、殊に、改良糖廠取拂補助として、明治四十一年—三年度の三年間に二十萬圓、原料糖補助として明治四十三、四年の兩年度に三百一十一萬圓、原料消費補助として明治四十三年度に百三十五萬圓を支出して新式製糖會社を保護してゐる。(明治三十三年度より大正十四年度に至る間に糖業補助金支出總額は一千二百七十餘萬圓糖政に關する事務及び事業の經費は大略一千二百萬圓に上る)

右の外、臺灣銀行の設立によつて國家の資本的及び資金的援助を受けた。又かの稀有の大工事たる嘉南大圳水利工事は大正六年、始め官營として計畫せられ、後公共埤圳組合として實行に着手せるものであるが、それは土地收用並に組合費徴收に國家權力を利用し得るのみならず、總工事豫算四千八百萬圓中半額は總督府補助金であり、この外總督府は尙一千四百四十六萬圓の低利貸付を與へてゐる。實に臺灣總督府はその豊富なる財政を以て自ら大企業を經營するのみならず、半官半民的大企業を起し、又その獎勵政策に基きて民間大企業の設立を促進したのである。

第三期、以上の如き過程を経て發達せしめられた資本家的企業は、世界大戰後急激に獨占化の傾向を示してきた。先づ臺灣に於ける代表的産業たる糖業についてみるに、昭和元年末、新式製糖會社の資本金は合計二億六千餘萬圓



拂込額一億六千餘萬圓にして、臺灣の株式會社全體の總資本五億六千餘萬圓、拂込額三億二千餘萬圓に對し約半を占めてゐる。而して臺灣の耕地總面積八十萬甲步の中、製糖會社の原料採取區域に包含せらるゝもの七十八萬五千甲步を占めてをり、臺灣耕地の殆んど全部は蔗作に關する限り、既に新式製糖會社の獨占支配する區域となつてゐる。且つ臺灣の外國及び内地への輸移出も總價額の二億五千萬圓中、砂糖は一億萬圓を占むる重要産業であり（昭和元年末）しかもその總產糖高の九割八分は新式製糖場に屬するのである。新式製糖會社の糖業界に占むる獨占的地位及びその臺灣事業界に占むる重要な勢力を知り得るであらう。

明治三十五年には新式製糖會社は臺灣製糖一社のみ、その工場數は三百噸能力のもの一、資本金は百萬圓に過ぎなかつた。然るに昭和三年には新式製糖會社數は十一、工場數四十八、能力合計四萬三千噸、資本金總額は二億八千萬圓に達した。この巨大なる資本蓄積企業膨脹の過程の中にあつて、資本集積及び集中の發展は特に有力なる三、四の大會社に於て著しかつた。即ち臺灣製糖のみにて資本金六千三百萬圓、工場數十三、而して臺灣（三井系）、明治・鹽水港（以上三菱系）、大日本・新高（以上藤山系）、帝國（松方系）の六社の資本金合計は二億六千餘萬圓にして、既述新式製糖會社總資本の九割四分に當り、工場數合計は四十にして全體の八割三分に當る。これに對して残りの五會社の占むる勢力の如何に輕微なるかを知るであらう。

即ち臺灣糖業界に於て新式製糖會社を獨占するものは三井・三菱・藤山の三大資本であつて、臺灣に於ける總會社資本の半分、全耕地面積の半分、全農家戸數の殆んど凡ては、大體この三大資本家の糖業資本による獨占的支配の下に立つてゐる。加ふるに諸製糖會社は明治四十三年十月以來臺灣糖業聯合會なるカルテルを組織し、生産額の制限及び各社割當、糖業界に對する原料糖供給の割當、販賣價格の制限、義務的輸出の割當等の協定により、市場を獨占しカルテル價格を維持し利潤率を高からしめてゐる。

尙新式製糖會社は、或は自ら工場蔗園等の新規増設により、或は改良糖廠若くは他の新式製糖會社の合併買収によつて事業を擴張してゐる。

かくて三井・三菱及び日糖の三者は臺灣糖業の獨占者となつた。然しながら内地大資本家の臺灣に於ける進出はもとより糖業に止まらない。われ／＼は既に領臺後間もなく、三井物産が糖商として率先して外國商人を壓倒したること、又三井物産を最大の株主とする臺灣製糖會社の嚆矢として設立せられたるを見た。この外三井物産は明治四十年頃より茶輸出業に進出し、外國商に伍し、しかも近年烏龍茶輸出數量の二割六分を取扱つてゐる。又三井合名會社は、大正六、七年頃より新竹州蕃地の豫約開墾拂下貸下を受けて、二千四百三十四甲步の近代的エステート茶園及びこれが中心たるべき大工場の建設に従事し、近年製茶が開始されるに至つてゐる。茶生産及貿易に於ける三井系資本の獨占的支配の地位を着々と固められつゝある。又米貿易に就ても、三井物産の勢力著しく増大し、又外國煙草及び阿片原料の輸入は殆んど三井物産の獨占である。其他鑛業に於ても石炭總産額の四割五分は三井系の基隆炭鑛及び臺陽鑛業の兩社で占め、又臺灣二金山の一たる瑞芳金山も大正九年より臺陽鑛業に、大正十四年以來基隆炭鑛の手に歸し、其他三井合名は臺灣電力株式會社の大株主たる等、三井資本が臺灣産業の各方面に亘り廣汎なる生産及び貿易上の獨占的地位を掌握せるを知る。

三菱の臺灣に對する進出は比較的近年のことで、その範圍も到底三井の比ではないが、明治製糖株式會社は明治三十九年十一月主として三菱合資會社の出資に成るものであり、又竹林造林地一萬五千甲步を大正十四年より確實に三菱の所有權となし、近年は鳳梨栽培に着目して、臺南州斗六郡に三百甲の土地を買収し罐詰工場を設立した。

三井三菱は内地に於て蓄積したる資本を以て臺灣に進出したのであるが、合名會社鈴木商店は臺灣を出發點とし基礎としてその巨大なる資本蓄積、事業擴張を遂げた。即ち明治三十五年資本金五十萬圓を以て設立せられ、臺灣を事



業の根據地とし砂糖及樟腦に着手せるを始め、昭和二年破綻當時には直系及放資會社六十有餘、その資本金總額五億圓に達した。東洋製糖はその直系であり、鹽水港製糖も亦鈴木を大株主とした。この二會社及び林本源製糖の販賣權は亦殆んど鈴木に獨占であつた。又樟腦に關しては專賣局工場と共に再製樟腦製造を獨占するところの再製樟腦株式會社、並びに精製樟腦の委託販賣を獨占してゐた日本樟腦株式會社は、鈴木の直系であつた。臺灣に基礎を置くこと以上の如き鈴木商店の昭和二年に於ける没落は、臺灣企業界の獨占状態に更に一步を進め、内地獨占資本の地位を一歩と進歩せしめたものである。

以上の如く臺灣に於ける大資本獨占化の傾向は勿論大資本それ自體の力によつて成つたものではあるが、かゝる植民地に於ては政府の權力により促進せしめられたること特に顯著なるものがある。

こゝに政府權力と直接關係をもつこと特に顯著なる獨占企業について更に數言を費さねばならぬ。先づ臺灣銀行及び臺灣電力株式會社であるが、この兩者は共に特別法によつて創立された銀行會社である。臺灣銀行設立の理由は、

- 一、臺灣の金融機關として商工業並に公共事業に資金を融通し、富源開發、わが資本による外國商權の奪還を金融上から促進すること。
- 一、進んで營業の範圍を南支、南洋方面に擴張し、是等諸國の商業貿易の機關となり、日本資本の南方進出に利便を與へること。

等にあつた。而して臺灣銀行は兌換券發行の特權を與へられたる獨占的植民地銀行であり、臺灣商工・華南・彰化・臺灣貯蓄の四銀行のすべてを資本的、又は資金的に支配する。昭和元年末臺灣銀行（勸業銀行及び三十四銀行一三和銀行一の支店を含む）の資本總額に對する臺灣銀行資本額は四五%、總預金高に對しては七八%、總貸出高に對して

は八八%を占めた。

第一表 臺灣銀行界に於ける  
臺銀の地位

(單位千圓)	
資本額	預金高 貸出高
銀行全體 九、九四〇	四九、五〇〇
內 臺銀 四、五〇〇	三九、四〇〇
	(昭和元年末)

これによつて臺灣銀行が島内金融界に獨占的地位を占めてゐることは明白である。

臺灣電力株式會社は大正八年四月臺灣電力株式會社令により設立せられたる資本金三千萬圓の會社で、政府は從來官營たりし臺北・基隆・高雄・彰化等の電力事業全部を一千二百萬圓と見積つて出資し、殘額一千八百萬圓を民間より出資するものであり、會社設立の目的は日月潭に十萬キロの水力電氣を起して臺灣全土を電化するにあつた。然しこの工事は内地財界の不況、關東大震災の影響を受けて一時中止の己むなきに至り、其後六ヶ年を経て昭和四年再興の議決せられ、昭和六年米國にて二千二百八十萬弗の外債の成立を見、再び工事に着手した。同社は、昭和九年十一月末に竣工を見、同年末同社の電力供給量は十四萬五千五百キロワットに達し、全島發電力の九割六分強を占むるに至つたが、該工事故以前に昭和二年末にみても、臺灣に於ける電力會社は八社、その發電力合計二萬七千キロ、資本金總計四千三百八十萬圓であるが、臺灣電力はそのうち出力に於て六割三分、資本金に於て六割八分を獨占してゐたのである。

政府權力と直接的關係を持つ獨占企業として、次に官業及び專賣をあげねばならぬ。臺灣の林業及び鐵道は、直接的に國家資本による官營企業によつて獨占せられてゐる。專賣制度は官營によつて企業獨占をなす一方、指命委託の方法で民間資本家に獨占的地位を與へてゐる。即ち臺灣財政の主要歳入部分を構成する專賣の中、阿片製造は官營獨占、その輸入は大部分は三井の掌中であり、鹽に關しては、天日鹽は一般業者によるが、煎熬鹽製造は大正八年總督府轉旋によつて成立した臺灣製鹽株式會社の獨占、粉碎洗滌鹽製造は專賣局製鹽所の自營的獨占となし、而して鹽



の内地移出は大日本鹽業株式會社に一手取扱はしめてゐる。樟腦に關しては、山製樟腦製造は大正七年設立せられた臺灣製樟腦株式會社に獨占せしめ、再製樟腦の大部分は大正八年設立の再製樟腦株式會社に、精製樟腦の製造、樟腦の販賣は大正七年設立の日本樟腦株式會社に、樟腦最大の消費先たるセルロイド生地製造は大正八年設立の大日本セルロイド株式會社に、何れも獨占せしめた。臺灣製樟腦株式會社は、人造樟腦の出現により、これと對抗上生産費引下の必要を契機として、大正七、八年の事業熱隆盛なりし時代に島内同業者を統一して設立せられたものであり、其後臺灣樟腦製造は該會社の一手獨占であつたが、昭和九年總督府による買上げに成功、爾來樟腦は製造販賣共に官營となつた。次に煙草の製造は專賣局工場に於て、外國煙草の輸入は主として三井物産により、内地煙草の供給は專賣局より受けた。終りに酒の專賣は大正十一年より創始せられたもので、從來の民營酒造場約二百ヶ所を凡て閉鎖せしめ、之に代るに專賣局工場十五ヶ所を建設せるもの、即ち專賣局の自營による獨占を成立せしめてゐる。

最後に臺灣青果株式會社は、總督府の特別の監督を受くる特殊な企業であるが、近年芭蕉實の生産移出が急激に増加せる結果、大正十四年資本金百五十萬圓を以て設立せられたもの、その業務とするところは、青果物の委託販賣並に仲立、青果物業者に対する金融、及び青果物輸送にある。抑も臺灣芭蕉實の生産及び輸移出の激増は、大正十一、十二年以來のことで、その生産は臺中州を主とし、高雄臺南之に次ぐ。この三州の生産者は、それ／＼青果同業組合を組織してゐるが、各同業組合は、青果會社に對して生産物の一手販賣及び輸送を委託することによつて契約を結んでゐる。従つて青果會社は移出價額一千萬圓に對する芭蕉實の委託販賣及び輸送の完全なる獨占者たるものである。

總督府の特別な監督を受くる特殊なる獨占企業として、嘉南大圳を忘れることは出来ないであらう。これは大正六年總督府によつて官營の目的を以て計畫せられ、結局は半官半民のものとなつたものであるが、その詳細については第五節を見よ。四千八百萬圓といふ巨額の工事費豫算の半額を總督府が補助した點に於ても、又その灌漑面積十

五萬甲歩、その區域内の給水、排水事業を獨占する點に於ても、嘉南大圳は總督府の直系の獨占事業と見るべきであらう。

以上政府との直接的關係をもつ獨占企業の成立したるを見たのであるが、かゝるものゝ成立は、臺灣に於ては内地大資本家の進出によるよりは、寧ろ臺灣自體のそれによるものが多く、その力も大きい。それは植民地臺灣の經濟を飛躍的に急進せしむるためのものであつたが、これを要求し、且つ可能ならしめたものは本國の獨占資本と政治的權力とであつた。

以上によつて臺灣經濟の資本主義化は、その企業の發達に則して一應明となつた。尙補足的に臺灣工業發達の趨勢を示せば次の如くなる。

第二表 臺灣工業發達の趨勢

年次	工業會社 資本額	工場數	職工數	工産額
大正三年	五九、六四八千圓	一、三〇九場	二、八八九人	四、五七八千圓
六年	七、三三三	一、四九三	二、八三三	一、三三三
九年	二〇、七四九	二、六五五	四、八、六〇	一、八九、三六
十四年	二四、六八五	三、九八三	四、八、四〇	一、九三、七九九
昭和四年	二〇、五三三	五、八七〇	六、二、八七七	二、四六、七五
六年	一、〇、二二〇	六、〇四四	五、七、七〇	△二、三、六七一

(備考)一、本表は、「臺灣商工統計」に據る、但し工産額は「臺灣農業年報」に據るもので、本表記載工場の生産額に止まらず、△印には疑問あれど、他に據るべき数字なき爲、便宜上これを掲げる。

而してこの企業發展は食糧品工業特に糖業を中心として發達し來つたことは既論述によつて略明かであらうが、次表によつて一層明かとなる。

即ち臺灣工業の大部分は食糧品工業であり、大正九年頃までは、これが全工業の八、九割を占めてゐたのであつた。爾後他の工業の發達によつてこの割合は多少減少したが、しかも尙六割餘の壓倒的地位を占めてゐる。而してこの食糧品工業の大部分は砂糖であり、その他の主な



第三表 臺灣工産額に於ける砂糖の地位 (單位千圓)

	大正三年	大正六年	大正九年	大正十四年	昭和四年	昭和六年
總計	五、六三	一六、八二三	二四、〇〇八	一九三、九九	二四六、七五一	一九二、五六七
食糧品工業	四五、四三	一四七、九六六	一七三、六二四	一四二、三〇〇	一八三、三五九	一四七、八五九
總計に對する比率%	八六・三	八八・七	八一・二	七三・四	七四・四	七六・八
内、砂糖	三三、九九二	一三四、一六七	一五五、一一六	二七、四〇一	一五〇、八七八	三三〇、七〇〇
總計に對する比率%	六六・三	八〇・四	七三・四	一四・一	六一・一	六一・二

(備考) 「臺灣商工統計」により作成。

の階級的結成、組合的運動の起るに至れるは社會發展の必然であり、大正十四年以來該運動の開始を見た。

大正十四年十一月高雄州鳳山に鳳山農民組合が創立され、翌年臺中州下に大甲農民組合、臺南州下に竹崎農民組合、曾文農民組合設立せられ、大正十五年六月より農民組合を統一し臺灣農民組合なるものが設立された。昭和二年には各州に州支部を置くに至り、その範圍は全島に擴がるに至つた。

工業労働者の運動に關しては、大正十三、四年頃より機械工・鐵工・木工・石工等の各工友會が設立せられ、昭和三年には此等二十九團體を合して臺灣工友總聯盟なるものが組織せられた。かくの如きは、對岸及び日本内地の社會運動の狀勢に刺戟せられたる處大なるべきも、又臺灣の資本主義が既に一定の高度に達し、それ自らの體内からくる運動が必然的に發達せるものと見るべきであらう。

臺灣に於ける階級的構成は、植民者、原住民の民族的相違と交錯して非常に複雑な形態を持つてゐるが、臺灣投資家の大部分は内地在住の不在資本家であり、農民、労働者の大部分は本島人によつて占められてゐるため、臺灣に於

ける社會運動は主として民族運動と結びつけられて發生してゐる。

臺灣に於ける近代的民族運動は、大正三年十一月、板垣退助伯が來島して臺灣同化會なるものを組織し、臺灣人も日本人同様の權利待遇を與ふべきことを主張したに始まる。總督府は此運動を壓迫し、板垣伯は臺灣を去り、同化會は大正四年二月解散を命ぜられたものであるが、これに参加したる臺中の資産家林獻堂氏を中心として本島人の民族運動起り、大正六年には、東京に於ける臺灣人留學生による所謂六三撤廢期成同盟會なるものを組織した。これは本島人の政治運動の出發であり、爾來この運動は發展して臺灣議會請願運動となり、大正十年以來、昭和三年に亘り九回、帝國議會に請願を出願した。議會請願運動に次いで、これと異身同體たる啓蒙的文化運動が、大正十年十月、林獻堂氏を首班とし、蔡培火、蔣渭水を中心とする文化協會の設立によつて發生した。後、文化協會は臺灣農民組合と密接なる關係を持ち本島人農民の労働者の解放運動に轉向した。

農民運動は大正十四年の林本源製糖會社の甘蔗買収方法及び價格に關し爭議を起したに始まり、其後新興製糖會社の土地買収事件に關し又退官者に對する無斷開墾地拂下に對抗して發展した。昭和二年には大屯農民八百名の爭議、北港農民八千名の爭議、中樞農民の騷擾、臺灣農民組合大會の開催等、農民運動は頗る多事となつた。

工業労働者の爭議は、昭和二年高雄鐵工所の本島人職工百餘名全部の罷業起り、昭和三年には高雄市の淺野セメント會社の罷業起り、全島的に各地工友會の同情救援が行はれた。兩者とも労働條件の内容よりも寧ろ團結權の承認が罷業の原因であつた。

かくの如く臺灣は植民地たるの特徴を持つため、臺灣に於ける階級運動は民族運動と相競合せるものである。然し臺灣に於ける社會運動は嚴密に云へば、その農村的及び植民地的關係に基き、未だ純粹な形態に於ける無産者階級運動の發生し得べき社會的條件はない。さきの農民組合及工友會にしても地主を交ふるのみならず、一般に中産階級乃至



資本家の援助に俟つものが多い。しかも本島人の大中資産家の地主的及び資本家的勢力は比較的大であり、原住民たる本島人が全體として完全に無産化してはゐない。勿論資本家的企業は既に獨占的集中を成就してゐる。然しそれは主として製糖業に關してであり、之に關係する本島人民衆の大部分は農民であり、しかもその教育文化程度は低い。これに臺灣經濟の豊かさを考慮に入れれば、かゝる状態に於て階級運動の發展する地盤はないといつてよからう。

#### 第四節 臺灣農業の發達とその特質

領臺後より昭和五、六年統制以前に於ける臺灣經濟の一般的發展は、既述の如くであるが、以下特に臺灣農業の發達とその特質を眺むることゝしよう。蓋し、近來に於ける臺灣資本主義化の躍進にも拘らず、臺灣に於ける農業の重要性は、尙若干の補足的記述を必要とするであらうから。

##### (一) 臺灣農業の發達過程

併て日本經濟は領臺當時その資本主義的發展への基礎工作を一應整え、日清・日露兩戰役を契機として、その資本主義化へのコースを急テンポを以て辿つて行つたのであるが、如何せん國土狹少にして農業資源に乏しく、この急速なる資本主義的發展に伴ひ、種々の困難に逢着せざるを得なかつた。即ち先づ米穀の不足は明治三十四年頃より生じ日露戰役後の産業の發展、歐州大戰中戰後に於ける産業の飛躍的發展に伴ひ、愈々激化し、米穀を中心とする食糧問題の解決が朝野の重大問題と化したのであり、又この産業發展に伴ひ、棉花・砂糖その他原料作物の需要と急激なる増大を來したのであるが、これ等に對し國內には充分な適作地なく、その輸入額は年々著しく増大してゐた。此の外

軍備の擴充、資本制産業の發展に必要な生産手段擴充のための物資の如きは殆んどこれを海外に仰がざるを得ざる状態であつた。

かゝるわが經濟の發展段階に於て食料及び原料農産品を如何にして自給するか。かゝるわが經濟的要求が、植民地としての臺灣農業の開發政策の上に直ちに反映しない筈はない。否それどころか、かゝる内地經濟の要求が、老なる臺灣農業開發を必然ならしめたものであると云ひ得よう。

しかも幸にも内地に於けるかゝる經濟的要求と臺灣農業開發の諸條件とは完全に一致し得た。先づ臺灣の熱帶的自然條件は、甘蔗・米作に最も適合し、領臺當時已に米・甘蔗の二大作物を中心として組み立てられてゐた。例へば米の收穫高は約二百萬石に達し、島内消費を賄つて尙餘りある状態であり、砂糖産額又五、六十萬擔に達し、その半は自然發生的に轉移出に向けられてゐた。而して領臺後間もなく、本島農民がその乏しき資力を以て自主的に開拓し得られる程度の土地の多くは、已に一應耕し盡されてゐたものゝ如くであるが、然しそれは當時に於ける本島農民の資力及び技術によつて可能なる灌漑排水施設の範圍内に於けることである。それは尙未だ極めて不充分であつたといふの他はない。蓋し、臺灣の農地は傾斜地多きに加へて、降雨量が季節的に著しく偏頗であり、しかも時々豪雨あるため、灌漑排水の施設は巨大なる工事を必要とするのであるが、當時に於ける農民の資力と技術とを以つてしては、この巨大なる灌漑、排水工事を完備することは極めて困難であつたからである。臺灣に於ける熱帶的自然條件に恵まれた土地に於て、米作を始め多種農産物のそれ以上の發展をはぐんでゐたものはこの水である。従つて臺灣農業開發に於て先づなすべきことは、洪水の氾濫を防止すると共に、水利の便なき荒蕪地を開拓し、各種農作物の收量を増大せしむるための治水灌漑の施設を完備するといふことであらねばならぬ。

臺灣農業の開發政策乃至保護助長政策は、かくて水利灌漑施設の整備擴張を中心とし、併せて種子の改良、施肥裁



培方法の改善、農産品質の改良、病虫害豫防の方策を講ずることによつて遂行せられたのであるが、こゝでは主として臺灣農業開發の中心問題たる水利灌溉施設の整備擴張とその実績について述べることにする。

臺灣農業發達のためには以上の如く巨大なる水利工事を必要とするのであるが、總督府は領臺後その完備充實の急務なるを認め、先づ明治三十四年、臺灣公共埤圳規則の公布によつてその實行に着手した。明治四十一年には更に官設埤圳規則を制定し、埤圳の管理に關する監督をなすと共に、十六ヶ年繼續事業として工事費三千萬圓を支出し、總督府直營の水利事業を施設することとした。この計畫によれば、埤圳數十四、灌溉豫定面積十一萬八千甲步にして、施行前水田は二回收穫のもの約三萬甲步、一回收穫のもの五萬一千甲步、その他は畑若しくは原野等であつたものを、事實完成の後は、總て一年二回收穫の良田たらしむる豫定であつた。この計畫は、然しながら、其後公共埤圳の改修整理の進捗により國營を必要とせざるものを生じ、又豫定地の洪水流出等ありしたため、十八ヶ年繼續經費一千九百萬圓に改訂せられ、その補填として嘉南大圳に補助することとなつた。

而して以上の計畫に基く水利施設は其後それぞれ完成するに至つたが、昭和七年末に於ける埤圳數六千六百六十九、灌溉面積は四十六萬三千七百三甲（全耕地面積の實に五五・二％）に達してゐる。これを明治三十四年の埤圳數二、其灌溉面積僅かに八百甲弱に比すれば、實に隔世の觀がある。而してこの水利施設の工事費、それへの總督府の補助金は次表の如くである。

然らばこの老なる水利灌溉施設の完備擴張が、農産物の增收、農民生活の向上に如何程の効果を與へたであらうか。以下水利施設の代表的なる嘉南大圳について、その一斑を窺ふこととしよう。

嘉南大圳は、總工費豫算四千二百萬圓（内國庫補助一千二百萬圓）を以て、大正九年八月組合組織にて起工されたが、後圳路の故障、震害等のため、總經費も五千四百十萬圓（内國庫補助二千六百七十四萬圓）に増大し、起工以來

第四表 臺灣に於ける水利事業費 (單位千圓)

嘉南大圳	工事費	同上補助金	同上比率(%)
嘉南大圳	五四、三九	三六、七四〇	四九・四
其他	一七、八四〇	二、八〇九	一五・八
計	七二、九〇	三九、五四九	四一・一

(備考) 數字は昭和六年末現在。

十ヶ年の歲月を要し、昭和五年に至つて漸く完成せる大工事である。嘉南大圳は、濁水溪曾文溪の兩河川の水を利用したものであるが、その灌溉區域内耕地を給水路系統により約百五十甲毎に區劃して一給水區とし、更に一給水區を約五十甲宛三水區とし、

この三水區に水稻・甘蔗・雜作を三年毎に輪作せしめ、かくて米作に對し充分給水を行ふと共に、甘蔗に對しても適當なる給排水を實施出來る構成となつてゐる。斯くて從來旱魃と豪雨とのため満足なる收穫を得ることの出來なかつた十五萬甲の土地には、三年輪作の下に各作物に對し適當なる灌排水が行はれることとなり、米作・甘蔗・雜作ともに著しくその收量を増大するに至つた。即ち、嘉南大圳工事施行前の米・甘蔗雜作總價額一千四百萬圓であつたが、施行後の昭和八年には三千百萬圓に上つてゐる。(計畫目標は三千五百萬圓)。かゝる收量の増大は灌溉施設の完備による土地改良以外に農業技術の發達、品種の改良に負ふ處多く、又嘉南大圳組合による農業技術の指導監督の行き亘つたことにも基くものであらう。

尤もこの農産物の增收、農家收入の増加と共に、嘉南大圳事業管下農民の公課は、工事施行前の八十一萬六千圓に比し、施行後は二百一萬八千圓に増加してゐる。然しこの程度の負擔増加は、その收入増加額に對しては微々たるものであり、差引全體としての農民所得は著しく増大したわけである。

又工事施行前後の小作料の推移に就いてみても、施行前小作料總額五百六十六萬六千圓に比し、昭和十年のそれは一千七百三十九萬圓餘となり此間約三倍の著増を出してゐる。勿論これは米價騰貴による部分も少くないが、そのより大なる部分は收穫高の増大によるものである。何れにもせよ、農民就中地主の所得は僅かの間右の如く増大した



のである。

臺灣農業の開発は以上の如く土地調査及び林野調査事業の實施、水利灌溉施設の整備擴充を中心として行はれたが又これと並んで、總督府の保護と指導の下に農産品の増殖改良其他の農事發展策が講ぜられた。その主なるものは、農産品種及び品質の改良、肥料の奨励並に取締、耕種法の改善、病虫害の驅除豫防等であつた。

かくて臺灣農業は、既に明治末年より國家資本及び總督府の至れり盡せりの開發政策の援助によつて進展せしめられてきたが、特に大正九年以降は、嘉南大圳工事の開始に見るが如く、産米増産計畫によつて急激なる飛躍を遂げ來つたものである。それは又内地の經濟的要求に對應して米・砂糖其他内地向農産品に集中せられるに至つたことは茲に繰返す必要もないであらう。試みに大正三年以降に於ける臺灣農業の發展を各種農作物の收穫高の側面より示せば次表の如くである。

第五表 臺灣主要農産物收穫高の増大

	米	甘蔗	芭蕉	鳳梨	茶	甘藷	黄麻
大正三年	四、六〇千石	二、六四三萬斤	二、〇四三萬斤	七、〇二〇千個	二、三二萬斤	一、三九百萬斤	四、四九〇千斤
大正八年	四、九三三	五、六三一	三、七五三	八、〇五八	二、六五五	一、六六四	四、七三九
大正十三年	六、〇七六	七、七九四	三、九一五	一〇、〇九七	二、〇六三	一、八六七	五、九九六
昭和四年	六、四八〇	一〇、五六七	一九、六六三	四六、六三六	一、八三〇	一、五四五	六、二三九
昭和七年	八、九四九	一三、四一五	二七、五四〇	七五、〇四一	一、四七〇	二、三八八	七、六五四
昭和十年	六、九九四	二二、一四六	三三、二四六	八七、二一九	一、七八〇	一、四三五	七、一五四

(備考)「臺灣總督府統計書」及び「臺灣農業年報」より作成。

これによれば、内地向主要農産品たる米主として蓬萊米・甘蔗・芭蕉・鳳梨等の收穫高は異常な躍進をとげてゐる。

これを各農作物の甲當收量の側面より見るも、大體右の生産高の増大に照應し、内地向農産物の甲當收穫高の増大が最も顯著である。

第六表 臺灣主要農産物甲當生産高

	米	甘蔗	芭蕉	鳳梨	茶	甘藷	黄麻
大正三年	九・二石	三四・六千斤	一三・七千斤	八〇千斤	〇・六千斤	二・七千斤	一・五千斤
大正十三年	一一・四	六三・二	一九・四	五・八	〇・五	一五・〇	二・五
昭和四年	一一・一	一〇五・六	三三・二	一一・一	〇・四	一五・四	二・三

(備考)一、「臺灣總督府統計書」より作成。

二、鳳梨は單位の變化の爲に正確なことは不明。

次に各種農産物の生産價額増大の傾向を示せば次表の如くである。

第七表 臺灣主要農産物の種類別生産價額の推移 (單位千圓)

	米	甘蔗	甘藷	茶	果實	其他	總計
大正三年	四、一三三	七、八九一	五、八五八	四、四四五	一、六五九	一、六三四	八〇、四九〇
大正八年	一三、二二八	三三、四三九	二六、六三三	六、六二八	四、三四八	一、八八四	二〇二、四九
大正十三年	一三〇、七二六	三七、五五九	一八、五二六	六、五三四	一一、〇九三	一六、九一八	三三三、三三五
昭和四年	一三、七八三	二二、九六	三三、七五三	六、〇〇五	四、八二五	一七、二七	二六、四一八
昭和十年	一九七、二八八	五五、二三三	二五、四三三	六、三七七	二二、五〇九	三三、一三三	三九、九七一

(備考)「臺灣總督府統計書」より作成。



これによれば、大正三年より昭和四年までの農産總額（畜産・繭蠶を除く）の増加は、一億八千九十八萬圓であるが、その八割強の一億四千八百五十七萬圓が米及び甘蔗の生産増加に基くものである。又昭和四年の生産總額に占むる各品目の比重を見れば、米は四八・九%、甘蔗は一六・九%、兩者合計實に七〇%に近く、昭和十年にはそれは八〇%近く迄に至つてゐる。臺灣農業が、如何に少數の内地向生産品たる米・砂糖の二大作物を中心として發展してきただか、又その農業が如何に強く商品經濟化してゐて、自給自足的色彩の稀薄なるかを容易に看取し得るであらう。

以上によつて臺灣農業の發達過程とその特質とが略々明かになつたと思ふ。さて然らばかゝる特質を持つ臺灣農業は臺灣經濟に於て如何なる重要性を有するものであるか。

それが臺灣經濟にとつて極めて重要な位置にあることは直ちに次の二點から結論される。即ち第一に、臺灣人口の壓倒的な部分が農業部門に結合されてゐること、第二に、生産の支配的な部分は農産及び農産品加工工業が占めてゐること、これである。第八表及び第九表はこの事を明白に物語つてゐる。

第八表 臺灣に於ける職業別人口の位置と推移（單位千人）

總數	農業	水産業	鑛業	工業	商業	交通業	公務自由業	家事	其他
明治三十八年	一、四〇一	九三	二九	七	八八	九三	二九	三三	一三三
大正四年	一、六七〇	一、一六五	三〇	一五	一三六	一〇九	四〇	三七	七九
同 九年	一、六四三	一、一三七	三〇	一八	一四六	一〇六	四七	五二	六〇
昭和五年	一、七一〇	一、一四四	三一	二四	一四八	一一三	五三	八四	一四

（備考）臺灣總督府官房調査課「施政四十年の臺灣」昭和十年刊に據る。

第九表 臺灣各生産部門別生産價額（單位千圓）

	農業	工業	林産	鑛産	水産	計
明治四十三年	七二〇、四七	五三、八一五	一七九	三、四二九	二、二七六	一、三〇、七三九
大正三年	八〇、七九〇	四五、七三七	六三三	四、五四七	三、一一三	一、四一、五〇一
大正八年	二五二、四九	一九、八五一	九、五六〇	一一、一六七	八、九〇四	四一、一九三
大正十三年	二五三、七四	一九、七八三	一一、三四七	一一、三三九	一五、六四五	四八、五八七〇
昭和三年	二九三、九三七	二二〇、九三	一五、六五七	一六、五三三	一八、七七六	五五、八四〇
昭和五年	二五九、三六〇	二二二、〇五五	一一、八五六	一五、一四一	一六、七七七	五三、一一〇
昭和七年	二七八、九三	二二二、六〇三	一〇、四七五	一三、九五〇	一三、八七三	五二、八六五

（備考）「臺灣農業年報」に據る。

昭和三年についてみるに、臺灣の總生産額五億五千萬圓餘のうち、五四%は農業が占め、約三八%を工業が占めてゐるが、その中六割を農産加工食糧品工業たる砂糖生産が占めてゐるのである。

これによつて臺灣農業が如何に臺灣經濟の中心をなして發展し來つたかを知り得るであらう。

ところで昭和に入つてからの臺灣米の内地移入は急激に増加し、内地に於ける米價低落の大勢に拍車をかけたこと否まれない。かつて内地に於ける食糧不足の救済者として登場した産米増産計畫は、次第に内地米作農業の畏るべき對抗者として、就中昭和五十六年の恐慌以後いよいよ前面に押出され、いはゆる外地統制問題として將又内地の經濟的要求に基く代作獎勵問題として日程に上ることゝなつたのである。

(二) 臺灣に於ける小作紛争と業佃會

産米増産計畫は、大正の後半より昭和にかけて臺灣農政の最も記録的な事業であつたが、これと大體同じ期間主としてその後半において忘れることのできないのは、小作紛争の擡頭である。臺灣に於ける小作人は農民の約四割を占



めてゐるが、在來の小作慣習が、内地におけるそれよりも遙かに不合理な點に於て注意を要する。

その必然的結果として地主對小作人間の紛争を醸成し激發せしめてゐる。由來臺灣の小作紛争は、地主小作人間の個人的紛争に止まつてゐたが、地主の小作人に對する加重的壓迫と、歐洲戰後の反資本家的闘争を目標とする農民運動の勃興とは、從來の紛争形態を一變せしめて、團體的小作紛争を喚起した。試みに當時の小作紛争の状況を見るに争議件數は大正十三年に五件、十五年に十五件と僅少であつたが、昭和二年には一躍四百卅一件、關係人員二千二百二十七人に激増した。更に昭和三年には件數は百卅四件に減少してゐるが、その規模は擴大して關係人員三千四百九十九人を算へてゐる。だが民事訴訟調停に由る小作調停件數は大正十四年の六八五件より大正十五年の四七〇件、昭和二年の四七九件、同四年四一〇件と幾分減少してゐる。小作人が次第に團體的小作紛争に訴ふるに至つたことを知り得るであらう。

總督府は以上の如き小作紛争の實情に鑑み、小作制度改善に乗り出し、地主小作人間の協調機關として業佃會を組織し、その積極的活動に俟つこととした。これがため昭和五年以降、既述の如き小作紛争は屏息し、業佃會の調停により紛争を處理解決する方向を辿るに至つた。これと共に業佃會の活動により小作紛争件數を漸次減少するに至つてゐる。然し尙小作料の滯納、小作契約の中途解約による紛争が尙その大部分を占めてゐることは、尙臺灣に於ける小作制度の不良なるを物語るものであらう。

## 第五節 日本資本主義の發展と臺灣經濟

既に述べ來つた如く、わが領有以來、臺灣の資本主義化は農産品加工工業、具體的には糖業を中心として行はれてきたのであるが、一方臺灣經濟の中核をなす臺灣農業は、砂糖生産と結びつく甘蔗生産乃至米穀生産を中心として發展し來つたものである。臺灣經濟は、かくて米・砂糖の農産及び農産加工業を中心として發展し來つたといふことができる。而もそれは直接、間接、國家權力の援助の下に、内地の經濟的要求を背景として行はれ來つたものだけに臺灣經濟の日本資本主義の發展に對してなし來つた役割は甚だ大きい。吾々はこの役割を分析することなくして、臺灣經濟發展の全貌を窺ひ知ることができないであらう。

さて臺灣は一つの植民地社會である。由來植民地の植民地たる所以は、それが本國よりの資本並びに商品輸出地として、將又原料品食糧品獲得地として、或は移民地としての特質を持つ點にある。以下順を追うて植民地臺灣は本國日本の資本主義發展に對して、如何なる役割を演じて來たかを瞥見するであらう。

わが領臺前後にあつては、臺灣は尙英米及支那商人の商業資本的收取の下にあり、本島人は少數の大地主がその利益に均霑したのみで、農民は窮乏の生活状態にあつたことは既に述べた。生産力の發展段階を異にする資本主義社會と非資本主義社會との間の交換に於ては、交換行程そのものよりの餘利利潤を獲得し得る。これ植民地貿易に掠奪性ありとなす所以であるが、領臺當時の臺灣貿易はまさにこの一典型であつた。當時島内に於ける市場は地方的に止まり、各地物價の相違甚だしく、従つて農民經濟は尙未だ充分には商品生産化せず、自給的生产の段階にあつたためにその生産物の交換價値、即ち價格は、専ら外來商人の獨斷的一方的規制によつて不當に決定された。

わが領有後に於ける臺灣の資本主義化は、先づわが内地商業資本の此等外來資本の驅逐に始まり、更に産業資本、銀行資本への變貌に於て進展せしめられ來つたことは既述の如くであるが、この内地資本の臺灣への輸出を通じて内臺經濟關係は漸次密接となつて行つた。



然し領臺當時臺灣には金融機關備らず、金利の高低甚だしく一定の標準利率もなく、土匪の跳梁するあり、しかもわが内地資本の蓄積が尙不充分であつたこと等を理由として、内地資本の臺灣投下は容易には行はれなかつた。臺灣銀行、臺灣製糖會社の如きも政府の熱心なる勧誘及保護によつて漸く成立し得たのである。然るに臺灣總督府の統治の進捗は資本誘引の基礎をなし、他方日露戦争後の日本資本の發展に伴つて、製糖業を始め臺灣に於ける事業勃興、盛なる産業資本の投下を見るに至つた。しかもその實現を容易ならしめたものは次の如き臺灣の持つ好箇の生産條件であつた。即ち臺灣の氣候が熱帯、亞熱帶的であつて、地味豊かにして土地生産力大なること、住民は勤勉にして生活程度低く、労働賃銀も内地に比し低廉なりしこと、資本家的獨占は頗る進展し、しかも労働者農民の勢力は微弱であること及び政府の保護が徹底してゐること等である。

かゝる理由の下に臺灣に於ける資本家的企業は特別利潤を獲得し得る地位にある。まことに臺灣は内地資本の良好なる投資地である。だからこそ嘗つて日露戦争後内地企業界不況時代にあつても、臺灣は製糖業の勃興、公私土木事業の遂行等によつて甚だ活氣を呈し、内地よりの資本投下、商品輸入（後述）を促進し得たのであり、或は世界大戦後の反動によつて内地製糖業が甚だしく不況に陥るや、有力なる製糖會社は競つて臺灣に於ける事業擴張に資本を投下したのである。これ臺灣分蜜糖業の利潤率の特別に高きが故に外ならない。かくて臺灣製糖業の高利潤率を以て内地製糖業の損失を補填し、以て糖業資本全體の利潤率を維持せんと努めたものである。

臺灣に對するわが投資額を推定することは容易ではない。然し推測を許さるゝならば、昭和元年末に於ける内地人臺灣投資額は約十三億圓であらう。しかも明治四十二年末と大正十四年末の期間に於て會社拂込資本額又は出資額は十一倍強となつてゐる。この中内地資本額は常にその大約九割を占めてゐるのである。

第十表 臺灣に於ける會社總數及資本額

年次	會社總數	拂込資本額 又は出資額
明治四十年末	六三	三、〇三、千圓
大正十年末	四三六	三、四、四八、四
大正十四年末	七五二	三、五、五三、一
昭和四年末	八二七	三三、九〇、〇

（備考）「臺灣商工統計」による。

以上によつて臺灣がわが資本輸出地として有する價值の大なるを知り得るであらう。

日本資本主義に對する臺灣經濟の役割、換言すれば、内臺經濟關係の推進はその貿易に於て浮彫的にあらはれてゐる。

わが領臺後の臺灣貿易路は、對外貿易、殊に對支 貿易より對内地貿易への轉換に於て方向變へを行つたことは既述の通りである。この臺灣貿易の内地轉向に影響を與へたものは、わが投資・金融・海運・

總督府の樹立等々を擧げることが出来るが、その決定的なものは關稅制度の實施である。領臺後明治二十九年二月迄は舊清國關稅率を適用したが、それ以後は内地の關稅に據らしめた。當時わが國の關稅は尙不平等條約による協定稅率であつて、從價五分の低率を強制せられ、これが改正は明治初年以來わが國外交の最も努力したところであつたが日清役の戰勝を機として漸く明治三十二年に稅率引上に成功して平均三倍に増課し、同時に輸出稅を廢止した。而して臺灣に於ては改正關稅率法を適用すると共に、輸出稅は繼續することとし、同時に内地移出品に對し出港稅を制定した。出港稅を課せらるゝ商品は、茶・乾魚及鹹魚・鱈・芋麻・麻糸・割藤にして、何れも専ら外國市場向特產品であり、その稅率は輸出稅率と同一であり、たゞ茶の出港稅率は輸出稅率よりも低く定められた。この制度の實施によつて、内地及臺灣の商品は相互の市場に於て外國商品に對し輸入稅だけの保護を受けたわけであり、又輸出稅は課せられるが出港稅を課せられることなき米・砂糖及び或程度に於ては茶の如き重要商品は内地市場に吸收せられることゝなつた。

其後糖業發展、生産激増のため市場擴張の必要を生じたる結果、明治四十三年に輸出稅及び出港稅を廢し、内地臺



灣間に完全なる關稅同化が行はれ、次いで四十四年協定稅率廢止せられて輸入稅率の引上げ行はるゝや、内地及び臺灣商品は一層高き關稅障壁を以て相互的に市場を保護せられるに至つた。領臺後貿易の内地轉向は左表にて見られる。

第十一表 臺灣輸移出入額累年表 (單位千圓)

年次	輸出	輸入	小計	移出	移入	小計	合計
明治三〇年	二二,七三三	一一,六五九	二五,四一一	二,一〇五	三,七三四	五,八三九	三二,二五〇
三六年	一〇,九九二	一一,〇〇九	二二,九八一	九,七三九	一一,一五五	二〇,八九四	四三,九五五
四一年	九,九九八	一七,〇七五	二六,三七三	三四,四三三	三〇,九二七	四五,三五〇	七二,七三三
大正元年	一四,九〇〇	一九,〇〇七	三四,二六七	四八,一九九	四三,三三〇	九〇,九二九	一三二,一九六
六年	四〇,二六六	三二,〇九九	六二,二五五	一〇五,四九七	六七,七四五	一七三,二四二	二三四,五五七
一一年	三〇,五三三	三六,三三三	六六,八六五	一三二,三〇一	八二,一七三	二〇九,四七四	二七二,九五九
昭和元年	四九,三三五	六三,〇〇七	一一一,三三三	二〇一,一〇九	一一一,四〇九	三三三,五二四	四三四,八三六
四年	三三,一八八	六四,五四一	九七,七二九	三三,七〇五	一四〇,三七〇	三七九,〇七五	四七六,八〇二
六年	一九,四九九	三〇,八五九	五〇,三〇八	二〇一,四三三	一四,七六三	三六,一八七	三六六,四九五
八年	一七,六六六	三五,四七七	五三,一四三	二二〇,七四七	一四九,九二二	三八〇,六五九	四三三,八〇二

(備考) 「臺灣貿易四十年表」に據る。

かくの如く内地との貿易は、外國との貿易に比し四分の一であつたものが、領臺三十年にして却つてこれに三倍するものとなつた。

偕て然らば臺灣の内地移出入額の激増は具體的には如何なる商品を中心としてなされてきたか。今内地輸出額を年次別に見れば次表の如くである。

第十二表 臺灣移出價額累年表 (單位千圓)

	明治三十年	明治三十八年	大正四年	大正十四年	昭和四年
穀物、澱粉、澱粉、種子	九〇四	三,一九五	八,一三〇	七,七三〇	四九,四五六
飲食物及煙草	一,三九二	六,一一七	三六,三三五	一三三,九八〇	一六三,〇三三
皮毛、骨角齒牙、甲殼及其他製品	四	三〇	三五七	八三五	四六九
衣類及同附屬品	—	—	五七	二六	一,四六一
礦物及礦物製品	—	—	〇	一	二,一一五
其他 共計	二,一〇五	一三,六六二	六〇,一九三	二二五,二四九	三三八,九七〇

(備考) 「臺灣貿易四十年表」に據る。

「飲食物及び煙草」は常に巨大な部分を占めてゐたが、前世界大戰後に於ては「穀物・澱粉・澱粉・種子」が著しく増加してゐる。「飲食物及煙草」の項に於ては砂糖が大部分で、昭和四年に見るに一億四千二百六十萬圓、其他は芭蕉實の八百四十二萬圓、鳳梨罐詰四百四十萬圓が主なるものであり、「穀物・澱粉・澱粉・種子」の項では米の四千九百三十三萬圓が殆んど全部を占めてゐる。その外價額の多いものは帽子の六百二十三萬圓、酒精の三百五十萬圓、礦物の三百八十二萬圓、樟腦油三百四萬圓等が擧げられるけれども、米及砂糖の合計が一億九千九十二萬圓で昭和四年度に於ける總輸出額の八割を占めてゐるのである。

臺灣の對内地移出額の内地の總移入額に於て占むる割合は數字的には少く昭和四年には六%に過ぎない。然しその大部分は食糧品をなすもので、内地に於ける昭和四年度の粗製及製造食糧品總移入額二億七千萬圓に比し、臺灣の移出額中「穀物其他」並びに「飲食物及煙草」の合計が二億一千餘萬圓に上るを見れば、食糧品供給地としての臺灣が如何に重要性を有するかを知るであらう。



次に内地よりの移入額から如何なることを知り得るか。

第十三表 臺灣移入價額累計年表(單位千圓)

	明治三十年	明治三十八年	大正四年	大正十四年	昭和四年
穀物、穀粉、澱粉、種子	五四九	五八〇	二、四六六	三、三三三	五、五一一
飲食物及煙草	四二一	三、五三七	一〇、六八二	二五、六七七	二九、八六〇
油脂、蠟及其製品	二	二二七	一、四九五	四、七六八	五、九八四
布帛及其製品	100	二、五六六	五、三七五	10、六〇三	二、一五九八
衣類及附屬品	—	一、四四五	一、二五六	四、111	五、〇六一
製糸用バルブ、紙、書籍其他	一六	三六四	一、〇八八	四、三六二	五、三八四
鐵物及金屬	—	二、四八	二、六三〇	七、五三三	10、七四三
陶磁器、硝子及硝子製品	一七	二八	五10	一、九〇三	二、六三〇
金屬製品	五三	四六	一、五二二	五、四三六	六、二一六
時計、學術器、銃砲、車輛、船舶機械類	107	六〇〇	一、七三三	六、一三七	一一、九三一
雜品	二、八七三	三、八〇二	六、九二〇	一五、四二六	二二、〇七七
其他 共計	三、七三三	13、八六六	五〇、五七七	119、九〇六	150、七三〇

(備考) 「臺灣貿易四十年表」に據る。

これによれば、明治三十年頃「穀物其他」が比較的多いのは米の移入が多額に上つたためであり、最近では小麦粉が多く昭和四年には三百十四萬圓を示してゐる。「飲食物及煙草」が常に巨額を示してゐるが、これは菓子類・乾魚・鹹魚・コンデンス・ミルク・罐詰・清酒・麥酒・紙巻煙草等の製造食糧品類が大部分である。「布帛及其製品」は綿織物・絹織物・毛織物・メリヤス肌衣等の輕工業品で、其移入額は最初より多額を占めてゐる。其他紙類・履物類・陶

磁器・鐵製品・時計其他の機械類等は近年特に増加の傾向を示してゐる。

臺灣の貿易額は、領臺以來激増してゐるが、その内容について見れば以上の如く内地向けの莫大な食糧品原料品、移出と内地からのこの工業生産品の移入とが年々著増しつゝあつたためである。

これは臺灣が、内地に對して食糧品、原料品の供給地としての役割を果しつゝ、他面内地工業生産品の市場を形成してきたことを示すものに他ならない。

臺灣と内地との移出入額は、今や臺灣貿易額の支配的部分を占むるに至つた。昭和四年には輸移出總額の八七%を移出が、又輸入總額の六八%を移入が占むるに至り、領臺直後に於ける割合は前者が一四%後者が一八%であつたのに比すれば全く轉倒してゐる。

かくて臺灣は内地資本にとつては尨大な購買力(年額一億四千萬圓餘)を形成する獨占的商品市場たると共に、内地民衆の重要食糧品及び工業原料品(年額二億三千萬圓)の供給者として、内地資本と太い紐帯で結ばれてゐる。臺灣はかくて日本資本主義の全體内に於ける主要な部分を構成してゐるのである。

以上臺灣經濟の日本資本主義に對する重要役割を、資本並びに商品の移動を通じて知つた。最後に植民地の本國に對する經濟的價値の問題として殘された一つの課題たる、人口の移動を通じてのそれを究明せねばならぬ。

偕て内地よりの臺灣への人口移住は、わが資本が國家に伴はれて臺灣に來り、國家及資本の活動に伴はれて商品の移出入貿易が行はれたと同じく、又國家及資本に伴はれて行はれた。即ち官吏資本家並びにそれらの從屬者として移住したものが臺灣在住内地人の基礎である。蓋し新附の植民地に政府を組織し若しくは資本家的企業を樹立するに際しては、たゞに政治上のみならず、又經濟上よりするも本國より官吏、會社員及び労働者の移住を見ることになるのである。何となれば植民地居住者は未だ近代政府及び資本家的企業の使用人労働者として習熟しないがためである。



然らば臺灣には如何程の内地人が移住したか。臺灣に於ける内地人人口は左表の如く、大正元年末の十二萬二千七百九十三人より昭和六年末の二十四萬三千八百七十二人の約二倍に達してゐる。その中出生死亡の差増六萬七千八百五十四人なるが故に、來住超過は十七萬六千十八人、一ヶ年平均一萬一千人に過ぎない。即ちわが國過剩人口移住地として果せる役割は小である。

第十四表 臺灣に於ける内臺別總人口

	内地人	本島人	其他共計
明治三十八年	五九、六八	二、九八、〇八	三、二三、一〇二
大正元年	一三、七三	三、二三、二二	三、四三、一七〇
大正十年	一七、六二	三、五八、〇五	三、八三、八二
昭和六年	一四、八七	四、四三、一三	四、八三、九七

(備考) 「臺灣總督府統計書」に據る。

らない。鑛夫も内地人四百六十二人で、本島人一萬八千七百二十九人にして、殆んど全部が本島人である。工業労働者についてみれば、大正十四年末には内地人二千四百三十人、本島人四萬六千八十三人、外國人(支那人)一千三百十人である。

かくて労働者の大部分は本島人の占むるところである。嘗つて内地人職工鑛夫等は、資本家的企業設立の當初、近代的労働者として資本に伴ひ移住を可能とし、又必要としたのであつたが、臺灣資本主義化の進捗に伴ひ、本島人の技術的熟練によりて内地人労働者存在理由を減少し、且賃銀に於ては内地人は本島人の約倍額を要求するが故に、労働者階級は益々本島人の獨占到歸することゝなつたものである。

偕て然らば農業移民としてはどうであらうか。

土匪平定し、治安緒に就くに及び、總督府は内地移植渡臺を條件として豫約開墾拂下の許可をなし、大正元年度末迄の許可地三十八件面積三萬八千甲歩に上つたが、實際に行はれたるは八件であつて、しかも何れも資本家の私營にして移民保護不充分的爲に失敗し、窮乏の中に離散してしまつた。其處で明治四十二年度に至り官營移民事業を開始し、東部臺灣に、花蓮港廳下には吉野、豊田、林田の三村が官營移民村として建設せられ、臺東廳下には臺東製糖株式會社の手により旭村、鹿野村、鹿寮等數村が私營移民村として建設せられ、何れも此地方製糖會社に對する甘蔗耕作を主たる生業とした。然るに官營移民事業は大正六年度を以て一應打切られ、所要經費、二百四十一萬圓、しかも當時の戸口合計は六百八十四戸、三千七百七十二人、大正十四年末に於ても、六百七十七戸、三千三百六十八人に過ぎない。私營移民事業も失敗し、大正六年には官營移民打切と共に、私營移民獎勵規則を定めて大正六年度乃至九年度十五萬一千圓を臺東製糖會社に補助した。會社は大正九年末現在にて移住者二百七十七戸七百九十三人を招致したが、昭和元年末内地人移民は九十戸、四百四十二人を數ふるのみである。

内地農民移植の業は、西部臺灣に於ても、東部臺灣に於ても、主として糖業資本によつて企てられ、殆んど全く甘蔗栽培を目的とせるものであつたが、移民事業失敗の根本的原因はこゝに存するやうである。蓋し農村建設の基礎は食糧自給に存しなければならぬのに、甘蔗栽培を主業とすることでは、農民の生計は製糖會社の採算に支配せらるゝであらうからである。

内地農民移植の必要は總督府の説明するところによれば、「母國人統治階級を作ると共に、労働階級の一部を形成し植民地開發に必要な凡ての要素を負擔するはこれ實に植民地要諦なり」としたことも、「臺灣は單に母國に對して栽培植民地たるの地位を以て満足すべきにあらず、その使命や實に帝國南方發展の寄泊地中繼地たらしめん」としたこと

116451



も、この實績はその失敗を物語つてゐるといふの他はないであらう。

以上労働者、農民に於ける内地人の地位は微々たるものであり、これに反し官吏及び公務員乃至は會社員階級は内地人の獨占である。即ち昭和五年十月一日現在に見るに、公務、自由業のみについても、その總數七萬五千九百九十九人中、内地人は三萬四千五百五十一人、その中殆んど大部分は官吏である。然しこの公務自由業人口の臺灣全産業別人口に於て占むる割合は僅少であり、それが背後に内地に於ける政府及び大資本家の強權を持ち、階級的には優位となるとは云へ、量的には殆んど問題とならないであらう。

以上要するに、臺灣に對する内地人移住は、その沿革及性質に於て、又總督府の移民獎勵政策の意識に於て、資本主義的特徴を備へてゐるが、その實績に於ては内地人口過剰の對策としての價値は小なりといはねばならぬ。

最後に植民地より本國への労働者移住は、廉價なる食糧品移入と同時に本國可變資本の價値量を小にし、以て平均利潤率を高むる作用を持つものであるが、臺灣に於てはかゝる労働者移動は問題とならない。此點は朝鮮と大いに趣きを異にする。蓋し臺灣は朝鮮に比して土地生産力に富み、且つ農産物加工業發達せるが故に、住民の生計は朝鮮に比し容易であり、農民離村の現象著しからざるためであらう。

## 第六節 わが南方政策の推移と臺灣

統制化以前に於ける臺灣經濟自體の資本主義的發達過程とその特質、更にその日本資本主義に於ける役割とは以上によつて明かとなつた。

最後にわが南方政策の推移に於て臺灣經濟は如何なる役割を果してきたかを眺むることなくして、この臺灣經濟發

展過程の分析を終へることはできないであらう。

近時南方政策、南方發展の聲が内地臺灣共に益々強くなつたが、かゝる必要が強調されたのは何も今に始まつたことではなく、それは日清戰爭後臺灣領有が定まつたその時からであるといつてもよい。

臺灣領有はわが國最初の南方領土獲得であつたから、戰勝によつて意氣昂揚せる日本國民が、更に南方への國民發展の第一據點と考へ、又南方統治の第一線に立つた植民者達が同じ意氣に燃えたのも又當然であつた。然し實際には既に述べたるが如く、わが國に臺灣統治開發以上の積極的な南方發展のための資本蓄積は尙不充分であり、又臺灣内部の事情よりするも、新領土統治の實を擧げることが先決要件であつた。明治三十四年度以降、臺灣と對岸南支那との貿易擴張を目指して南清貿易擴張費が總督府豫算に計上され始めたが、當時貿易政策の眼目は、却つて臺灣と南支那との間の密接な經濟關係を可能なる限り速かに絶つて、これを新たに内臺間の經濟關係推進に置き換へることに存したのであるから、當時としては南清貿易の擴張などは全く矛盾した話であつた。従つて對南方經費も一萬圓を越えたることなく殆んど問題とはならなかつた。それが豫算面に於て注目されるやうになつたのは、關稅統一、其他政策の實行により、殆んど臺灣南支間の貿易と内臺間のそれとが主客の地位を轉倒して、當時問題であつた島内幣制改革また波瀾に富む經緯の後、漸く内地金融法の臺灣施行の實を擧げ得たところの、明治三十九年度以降のことであつた。其後大正年代に入つてからは、南支那のみならず、漸く廣く南洋と臺灣との貿易擴張に政府が意を用ふるやうになつたのであるが、事實上は歐洲大戰に至るまで眞に積極的な南方政策と呼べるべきものは臺灣によつて實行せられたことは先づなかつたと斷定してよからう。

従つて活潑な積極的な南進論勃興は歐洲大戰、殊にその末期以後であつた。

即ち大戰によつて稀有の幸運に恵まれた内地の一般産業は、急速に生産規模の擴張、資本の蓄積を遂げ、各種企業



並び起り、猶資本の投下口を國內だけで求め切れず、茲に海外事業投資の勃興を見た。東洋及び南洋の市場は、歐洲大戰のため歐洲諸國の顧みる能はざるに乗じ、日本商品の濶歩場裡となり、香港、新嘉坡を中心とする對支那、對南洋の仲繼貿易も亦鈴木組や三井物産など日本商人の殆んど獨占するところとなり、殊にゴムの世界價格の昂騰がその栽培を極めて有利に導き、馬來半島のジョホールにわが國人の手によるゴム園の勃興を見、更にスマトラ、ボルネオ各地に日本資本による大規模なゴム企業の進出を見るに至つた。ダバオのマニラ麻栽培も、麻の價格急騰により一段と進められ、大正八年には比律賓をして外國人の土地所有を制限する土地法を制定せしむるに至つた程その進出目覺しきものがあつた。かくて俄然南方へのわが經濟發展は期せずして勃興するに至つたのである。

然しこれは主として内地資本による發展である。臺灣ではどうであつたか。

臺灣に於てわが南方經濟發展に貢献せるものとしては、先づ金融業に於ける臺灣銀行を擧げねばならぬ。既述せる如く臺灣銀行設立理由の第二には、臺灣を根據とせる對外發展が掲げられ、その基本方針の一つとなつてゐるが、こゝに臺灣銀行の對外的關係に於ける事績を顧みるであらう。

先づ貿易關係を見よう。大正三年以來臺灣銀行は、臺灣經由内地と南支、南洋間の仲繼貿易を獎勵するための爲替上の便宜を興へたばかりでなく、臺灣と外國間の貿易援助をなしてゐる。例へば明治四十四年上海支店を開設することによつて、外國糖に對抗する必要上臺灣よりの輸出糖に對する爲替金利を内地移出向よりも安からしめて居り、又大正七年頃瓜哇政廳が外國茶輸入禁止を爲せるに對し、臺灣銀行支店は輸入茶商組合を組織せしめて運動の結果、臺灣包種茶に對してその禁輸を緩ならしめてゐる。即ち臺灣銀行はたゞに臺灣のみならず、わが國の外國貿易銀行として活躍せるものである。

更に臺灣銀行は、南支那に於ける臺灣支拂手形を發行し、又圓銀流布に努力し、以てわが商品及貨幣の南支那進出をなし、わが資本的勢力の扶植を助けてゐる。

次に投資についてみるに、臺灣銀行は、明治三十八年以來大正七年十二月に至るまで單獨出資にて、對支借款總額金千二百萬圓、銀三百萬弗其他七十餘萬兩を行つてゐる。この他對支共同投資總額金一億八千二百餘萬圓中、臺灣銀行の負擔額は四千三百萬餘圓であり、日本興業銀行及び朝鮮銀行と相並び對支投資の一大勢力をなした。又臺灣銀行はその仔會社として中日實業株式會社、中日銀行、中華滙業銀行等の日支合辦事業を對支投資の仲介機關として利用した。又南洋方面に支店を開設して汽船會社、貿易會社の外、護謨、砂糖等の企業家に對する金融的援助を興へた。

以上の如く臺灣銀行は臺灣内の産業開發のみならず、進んで對外貿易及び投資の機關たるものであり、その活動範圍は臺灣、内地を出でて對外的に南支、南洋を主とし外國にも及んでゐるのである。

金融業として臺灣に於て南方經濟發展に協力するものに華南銀行がある。大正八年、卓拔な計畫と資本金一千萬圓を以て設立せられたもの、これは主として南支、南洋に於ける華僑民の金融機關として、將又南洋貿易の發展を助長すべき使命を以て生れた日支合辦組織である。

以上は政府の援助政策に護られた金融業であるが、純然たる民間事業としてわが南方發展に寄與せるものとしては南支、南洋貿易の進展に伴ひ、南洋倉庫が大正七年より臺灣倉庫會社の事業として開始され、大正九年に獨立の會社となつたことを擧げ得るのみにして、わが國未曾有のこの南方經濟發展に臺灣の經濟界は遺憾ながら、その第一線に立つて大いに活躍したとは云ひ難く、結局臺灣銀行の事例を除けば大體その圈外に立つてゐたと云はねばならぬ。

然しそれにしても、大正五年度に、總督府豫算面に命令外國航路として對岸航路以外に新たに南洋航路の補助金額十萬圓が計上されて以來、そして大正六年又「南支那及南洋施設費」なる費目が新設されて以來、總督府の政策の上に南方への關心がやゝ具體的にあらはれてゐる。従つて大戰末期頃から臺灣の南方政策の具體的施設が始まつたとみて



よい。大正八年度からは南方施設費は、一躍六十萬圓に引き上げられたし、又盤谷航路が命令航路に加へられ、其の後大正十二、三年頃まで漸次擴大して行き、その經費は九十萬圓に上つたことさへあり、大正十年には臺灣と佛領印度とを結ぶ海外航路開かれ、これによつて南方航路は大體整備を了つたのである。然しこの頃が南方發展の爲めの施設に最も力を入れた云はゞ絶頂をなし、その後漸次消極化の過程を辿ることとなつたことは注意を要する點である。即ち内地產業界は大正九年の恐慌と十二年の關東大震災により多大の打撃を蒙つたが、之に加ふるに歐洲產業界は復興し始めたため、南支、南洋の市場は漸次奪還され、日本商品にして大戦中築いた南方市場を漸次喪失し始め、貿易戦線は次第に短縮を餘儀なくされた上、ゴム其他の南洋投資も深刻な不況に陥つたのである。臺灣伸縮貿易に於ても同様であり、前述好景氣時代この方面に巨額の融資を行つてゐた臺灣銀行の地位は困難極まるものとなり、又華南銀行は殆んど所期の活動に入る間もなく反動に遭遇したるため、これ又當初の遠大な計畫は殆んど實現されずに縮少を餘儀なくされた。かくて大戦中開かれた日本商品及び日本資本の餘りにも急激華やかなりし南方進出は極めて短期間の記録を残してあつけなく衰退の域に沈淪したのであつた。それは主として一國經濟力を以ては如何ともなし難き世界經濟の動向に支配せられたものであることはいふまでもないが、又一方企業家も、金融業者も、全く未経験の好況に逆上して、百年の大計を立つるの用意と研究とに缺いたためでなかつたであらうか。

ところが昭和五・六年頃より、再び國民の間に南方發展に關する關心が著しく強められてきてゐる。これを經濟的に見れば、昭和七年以來の圓爲替低落の波に乗つて南洋方面への貿易が格段の伸張を見たこと、戦後の反動期に一旦著しく後退した日本商品の貿易戦線は急速に擴張され、十餘年の雌伏の後俄然南方への經濟發展が大いにふるつたことがその大きな原因であると云はねばならぬ。

## 第七節 結 語

### ——臺灣經濟統制化への移行——

以上領臺以後、昭和五・六年に至る迄の臺灣經濟の發展の様相を検討し得たと思ふ。こゝに一應の要約を試みるならば次の如くなるであらう。

領臺直後に於ける臺灣經濟に残存する封建的性格の拂拭、更には臺灣經濟に巨大なる支配力を有つてゐた英米商業資本の驅逐を可能ならしめたものは、臺灣に於ける土地調査並びに林野調査事業の進展完成と、貨幣金融制度の確立とであつた。時期から云へば兒玉・後藤の産業開發政策を彩る明治年間に於てあるが、かゝるものゝ擔當者は云ふまでもなく、わが内地よりの商業資本であつた。

ところでかゝる土地並びに林野調査事業の進展、貨幣金融制度の確立は、一方に於て臺灣財政を豊ならしめ、その獨立を結果せしむると共に、他方に於て臺灣經濟の資本主義化を喚起せるものであつた。即ちわが商業資本は關稅制度その他の政府の直接間接の援助によつて、英米商業資本の驅逐に成功するや、臺灣よりの輸出の目的物たる臺灣重要物産の大量的生産の必要から、自ら臺灣に企業を持つこととなつた。當時に於ける臺灣主要物産は米・茶・樟腦・砂糖であつたが、當時政府が臺灣産業の開發は米・砂糖を中心とすべきであると言ふ見解を有したことは、明治三十二年より四十三年に至る出港稅（内地移出稅）の實施に於て米・砂糖のみは除外せられてゐたことからも窺ひ知り得るであらう。

併して臺灣の産業資本化は、わが商業資本家の活動によつて始められたが、既に臺灣に於て企業勃興の機運に向ふや



かゝる商業資本は産業資本と結合し、更にその支配を受くるに至つた。かくて商業資本の産業資本への轉行が行はれたのであるが、其後の臺灣に於ける企業の發達は砂糖を中心とする農産品加工業を中心としてゞあつた。一方その農民が臺灣人口の大部分を占むる臺灣農業は、米を中心として、總督府の絶大なる援助によつて増産の途を辿つたものである。

かくて臺灣經濟は、大正年間、米・糖を中心として發展し來つたのであるが、かゝる發展は勿論臺灣自體の豊さその他の内在的生產諸條件を基礎として行はれてきた。然し一面に於てそれが、わが内地の經濟的乃至政治的要求に應じて進展せしめられてきたことも否定できない。臺灣今日の米作の發展に於ては、日本内地の特に歐洲大戰中及び戦後の米不足を原動力とするものであり、又臺灣糖業の發達も、明治年間末期に於けるわが國際收支悪化を克服すべき輸出の増大が、當時の日本が尙農業國であつただけに困難であつたため、こゝに當時巨額の輸入をなしつゝあつた砂糖を、臺灣に於て發達せしめ、以て入超を克服しようとしたことに因由するものであつた。従つて臺灣産業の發達は、常に米・糖を中心として内臺經濟關係の進展といふ様相に於て、換言すれば、それはわが國の典型的植民地として内地消費食糧品の供給地として、將又内地工業品賣捌市場として、内地從屬市場的性格を以て發展し來つたものである。

臺灣經濟が從來、米・糖を中心として發展してきたといふことは、とりもなほさず臺灣に於ける急激なる資本主義化の進展にも拘らず、それは農業乃至農産品加工業を中心として發展し來つたことを意味する。ところで其後の臺灣の未開墾地開拓は大局的に見て一先づ已に行詰り、又農業技術の進歩に由る農業發展も、その餘地は從來に比し著しく狭められたといひ得る。果して然りとすれば、從來の如き農業開發中心の政策はこの際修正せられて、商工業發展政策を多分に加味するの餘儀なきに迫られてゐると云へる。といふのは從來、本島人の人口増加の殆んどすべては農

業の發展に由つて吸收されてきたが、今日ではそれが漸次飽和點に近づき、今後の人口増加は、工業發展或は南洋華僑として發展することによつて吸收する以外に漸次途がなくなるからである。

ところで周知の如く、日本經濟は滿洲事變を契機として從來の自由競争原則より統制經濟主義に轉換しつゝあるが就中臺灣經濟の見地から特に重視すべきは、わが米價の從來の自由競争物價から統制物價に轉化したことである。即ち昭和五年以降に於ける内地の米價の暴落と農村窮乏の激化は遂に内地に於ける米穀統制を著しく強化させたが、昭和六・七年に於ける米穀法の改正に次いで昭和八年三月には米穀統制法の施行を見、昭和十一年五月には内外地を含めて米穀の自治管理法が施行せられたと同時に外地よりの米移入を制限することとなり、臺灣米の島外移出も、米穀統制法によつて生産制限により減少を餘儀なくせしめられた。即ち昭和八年十月、米穀統制法の一部が臺灣にも施行せられ内地に於ける統制の角度からの米穀政策を臺灣に要求するに至つた。而して此内地の經濟的要求に基く過剰米に對しては、代作、殊に黃麻・苧麻・棉花・柑橘等の特殊農作物の奨励、米作増殖施設の中止等によつて内地農業との競合關係を是正することゝなつた。

次に砂糖についても、既にわが國が、國際收支を救ふための砂糖増産の必要の代りに工業製品を輸出し得る状態にまで發展し、しかも世界今日の求償主義的貿易時代になれば、工業品を輸出するためには相手國の農産品を買つてやらねばならず、蘭印、フィリッピン等への工業品輸出を増加せんがためには、兩國の主要生産品たる砂糖を輸入することが適切であるやうな事情にある。最早高率保護關稅の下に臺灣糖業を或程度以上發展せしむる必要はない。以上の如く臺灣産業の二大支柱たる米・糖中心の産業政策は、日本經濟そのものゝ要求から變化を餘儀なくされてゐる。

しかもわが内地の工業發展は著しく飛躍し、今やわが工業は從來の輕工業段階より重工業段階に發展するに至つて



居り、その資本及び技術の飛躍的發展の結果として臺灣資源の工業的開發が著しく可能、有利化するに至り、かてゝ加へて昭和九年臺灣電力日月潭水力電氣工事の完成、更には滿洲事變後の島内外の政治的軍事的事情の激變の結果として臺灣に於ける工業化の問題が漸次日程に上り來つたのである。

昭和十年十月臺北に開催された「熱帯産業調査會」は恰も上述の形勢に應へるものゝ如く、臺灣産業政策の大綱に關して一つの指針を與へるものであつた。

そこで臺灣經濟は、更に重要産業統制法の臺灣施行より支那事變を経て今日に至る準戰時經濟及び戰時經濟體制下のめまぐるしい統制期を劃することゝなつたと云へるわけであるが、此等の跡づけは第三部に於ける克明なる探究に譲るであらう。

(東嘉生)

## 第二部 臺灣經濟の部門的考察



第二部に於ては、生産業・商業・交通・金融などの各部門について、分析的に記述説明し、その動向を展望することとし、第一部と合して本年報のエンサイクロペヂヤ的部門たらしめる。

# 第一章 農業

農業 — 農村産業團體

## 第一節 農業

### 一、總論

#### (一) 地勢

#### (イ) 位置

臺灣は日本列島の南に位置し、西は臺灣海峡を経て、支那福建省に南はバシー海峡を経て、フィリピン群島に對し、東經一一九度八分より一二二度六分、北緯二二度四五分より三五度三八分の間にある。臺灣は臺灣本島、澎湖列島及其他の島嶼より成つてゐる。臺灣本島は南北三八〇浬、東西は最も廣い所で一六〇浬の紡錘形の島である。澎湖列島は本島と對岸福建省との中間、臺灣海峡のほぼ中央にあつて極めて平坦な數個の島より成つてゐる。

#### (ロ) 面積

本島の面積は三五、九六一方浬であつて帝國全版圖の五・三%に相當し、九州より稍狭く、樺太と相伯仲する。

#### (ハ) 地形

臺灣本島の地形は紡錘形で其の中央稍東寄りに高峻な中央山脈が東西に走り、全島を凡そ西二、東一の割合に分ち西方は傾斜緩であつて平野が開けてゐるが、東岸は傾斜急で海岸にせまり東海岸には更に低い海岸山脈が南北に走つ



第一表 本島面積の内外地との比較

地方別	面積	千分比例	内地總面積に對する割合
臺灣	三五、九六・二方秊	五三・二七	九・二〇
内地	三八、四五・四三	五六・四〇	一〇〇・〇〇
九州(再掲)	四三、〇七・九九	六二・三〇	一一・〇〇
北海道	八、七五・〇四	一三・四四	三三・二二
樺太	三六、〇九・三〇	五三・四四	九・四三
朝鮮	三〇、七八・五五	三三・八九	五七・七一
計	六七五、三五・五八	一〇〇〇・〇〇	一七・五五

てゐる。中央山脈には一萬尺以上の高山が屹立し北部には大屯火山臺があり、東海岸には海岸山脈がある等、全島の三分の二は山地と稱するも過言ではない。河川は高峻なる中央山脈に發してゐる。分水嶺たる中央山脈が稍東に偏し、西部には廣大な平野が開けてをり、河川は多く西部地方に發達し西海岸に注いでゐる。而して中央の山脈は急峻なる爲溪流を四射して大河となることなく上中流は溪谷を形成し、其の流程も短かく下流に於ても尙急流をなし、平野に出れば忽ち岐散して廣い流域を作つてゐる。而かも多くの支流を併せて本流となつてをり、且つ支流には本流に比すべきものがあるので水量の増減が著るしく一回の豪雨でも忽ち氾濫して多量の土砂を運び去る。

本島の西部には大甲溪、大安溪、濁水溪、曾文溪、八掌溪、下淡水溪等によつて廣大なる平野が開けてをり本島に於ける農業生産上重要な地域をなす。此の外北部には陥没による臺北平野、北部東海岸には宜蘭濁水溪による三角洲平野たる宜蘭平野があり、東部海岸には中央山脈と海岸山脈との間に狭小な帶狀の平野がある。

(二) 氣象

北回歸線本島の中央部を横斷し南半は熱帶、北半は溫帶に屬し、其の氣候は熱帶又は亞熱帶である。本島は冬季十月より三月に至る間東北の季節風が強且つ中央に一萬尺以上の高山が屹立してゐるので海上で水分を含んだ季節風は高山に突きあたり上昇冷却して雲を生じ、その爲に北部地方は一般に曇天多く極北地方は降雨が多量で恰も内地の

梅雨の如く連日細雨を催し陰氣な天候が続く。これに反し新竹州南端三叉一帶の山地を境として南半は冬季季節風は強いが雨は極めて少くしばしば旱魃の被害を被ることがある。

夏季は南西の季節風が弱く全島一般に天氣晴朗であつて北部は降雨も適度であるが南部は降雨多く而かも雷鳴突風を伴ふ豪雨沛然として來り極めて短時間に多量の降水を見せて再び晴天に歸る事多く所謂熱帶的氣象を示す。

中央山脈高山地帯は大體四期を通じて溫和な溫帶的氣候であり、春は櫻花、秋は紅葉、冬は白雪を見ることが出来る。更に標高を登れば暖帶寒帶の氣候状態を示す。

(イ) 氣候

氣温は年平均二二度より二四度の間であり南と北との差が極めて少く、夏季長く冬季は短かく最底の月と雖も平均十度を下ることなく平地に於ては降霜を見ることも稀で極めて溫暖である。

(ロ) 雨

本島は雨に恵まれ本島各地の降雨の年平均は凡そ二千秊であつて一般に夏季に多く冬季は乾燥する傾向にあるが、其の分布は北部と南部では著しい差がある。北部では夏季晴天多く雨も又適度である。十月より翌年三月迄の間は東北の季節風の爲一般に曇天で霖雨連日に亘り北部は恰も内地の梅雨の如く連日降雨を見、特に極北部に於ては最も雨量多く四千秊に達する所もある。然し其の量に於ては一般に冬よりも夏に多い。之に反し南部地方は冬期は一般に晴天で殆んど降雨を見ずしばしば旱魃の害を被る状態である。夏季は之と反對に天氣晴朗であるが降雨多く、而も突風、又は雷を伴ふ豪雨で短時間に多量の降雨を見せて再び晴れるといふ熱帶性的氣象であり其降水量は極めて多量に昇る。此の雨の分布が農業上に及ぼす影響も又極めて大なるものがある。

(ハ) 日照



年日照時間に付ては北部に於ては冬季曇天が多い爲に南部に比して少い。南部は冬季殆んど降雨を見ないので又降雨の多い夏季に於ても驟雨にして降雨時間短く直ちに晴れるので日照時間も多い。

(二) 風

風は冬季東北の季節風が強く、農作物に及ぼす影響は極めて大なるものがあり、西海岸地方海岸地帯は耕地防風林、砂防林の必要ある地方が相當ある。澎湖島は特に季節風強く月平均十米以上に及び草丈の高い作物は栽培し得ざる状態である。又本島は恰も颱風の進路に當り七月、八月の水稲成熟期甘蔗生育期に襲來し、且つ颱風は本島に近づくと其の進路を北に轉ずるもの多く、速度を減じ颱風の滞留時間長く其の被害も又大なるものがあり、屢々大被害を被つた記録がある。

以上述べた本島の地勢及氣象の自然的條件が本島農業に與へる影響は極めて大なるものがある。即高温、多濕なる爲本島には各種熱帯有用作物の栽培が行はれ、而かも地勢の關係によつて南と北とに於て雨期を異にし、且つ降雨量が偏倚してゐることが北部には米・茶其他の作物を主として栽培せしめ、南部には甘蔗・バナナ・パイン等の熱帯作物を栽培せしむる原因となつてゐる。

(三) 農家

(イ) 農業戸數

本島の農業戸數は昭和十四年末現在に於ては四、二三八、四九二戸でその内  
自作 一四〇、一二九戸 三三%  
自作兼自作 一三四、〇一三戸 三一%  
小作 一五四、三五〇戸 三六%  
の割合となつてをり、内地の自作三一%自作兼小作四三%小作二六%に比し小作人の割合が多い。本島は分頭相續に

よる所有地の分割が行はれるが耕地の兼併も多く内地に比し大地主が多い、従つて小作人の數が多いと思料せられる。然し之を朝鮮の自作一九%自作兼小作二五%、小作五四%に比すれば本島の農家は安定してゐると言ふことが出来る。本島に於ける總戸數と農家戸數の割合は昭和十四年末現在四二・五二%であつて内地の四一%とほぼ同様の割合を示してゐるが朝鮮の六九%に比すれば其の率が低い。本島も又領臺當初は總戸數に對する農家戸數の割合が多かつたのであるが、文化の發展、商工業の發達に伴つて農業人口の都會集中や農業者の轉業等によつて漸次其の割合を減少したのであつて工業化の進展に伴ひ今後尙減少するであらう。今累年の總戸數に對する農業戸數の割合を示せば次の通りである。

第二表 臺灣總戸數に對する農業戸數の割合

年次	總戸數		農業戸數		割合
	實數	指數	實數	指數	
明治三十五年	五四六、八四九	100	三四〇、二五三	100	六二・三
大正元年	六六一、四九二	一一三	四〇一、三六三	一一八	五八・九
大正十一年	七四、八二一	一三三	三八五、二七七	一一三	五三・二六
昭和六年	八三、七七一	一五二	四一四、八六〇	一二三	四・六七
昭和十二年	九六、五九	一七七	四二七、三七九	一二六	四・一三
昭和十三年	九七、三七四	一八一	四四、五五	一二五	四・〇〇
昭和十四年	一、〇〇七、六四	一八四	四二八、四九二	一二六	四・五二

比較すれば遙に少く、本島は商工業人口の多いことを示してゐる。

(ロ) 農業人口

農業人口に付ても又農業戸口と同じ傾向を示す。即ち明治三十八年に於ては總人口三百四萬六千餘人、之に對し農業人口は百九十六萬一千餘人であり、其の割合は六四%であるが昭和十四年末現在の農業人口は二、九二四、七八一人であつて明治三十八年に比し四割九分の増加を示すが總人口に對する割合は、四九・六%に減少してゐる。之は内地の總人口に對する農業人口の割合とほぼ同率であるが朝鮮の七四・四%に



特に本島農業人口の特色とする所は其の人種的構成である。本島農業人口の大部分は對岸より來住せる漢民族であつて支那文化の傳統を繼承し、相當高度の農業技術を持つてをり、且つ營利心に富んで極めて勤勉な民族である。本島の農業が米を初め甘蔗・バナナ・パイナップル等の販賣用農作物の栽培が盛んなのは自然の然らしむる所であると共に又農民の營利心による所も多い。

本島農民の大部分は漢民族であるが中には少數の内地人農業者が農業を営む。之等の者は多くは農業移民として入植したもので米・甘蔗・煙草等を栽培し經營規模は内地の農家に比して大きく中農經營を行ひつつあるが少數のものは高度の農業技術と多額の資本とを以て大農法による農業經營に従事し、甘蔗の栽培を始め、水稻・コーヒー・苧麻、藥用植物其他の熱帯有用農作物の栽培に従事する。

山地に於ては今尙原始的な生活を營む高砂族が切替畑、焼畑式による粗放農業を行ひつつある。

(八) 農家の經營規模

わが國農家の經營規模は諸外國のそれに比較して非常に小さく、農家は殆んど自家勞力のみによつて經營をなし、尙且つ勞力に餘剰を生ずる農家が多數あつて非常に勞働に集約な經營が行はれてゐることは周知の事實である。

本島農家も又經營規模は小さい。然しこれを朝鮮及内地の農家に比すれば廣い。昭和十四年末現在の農家一戸當り耕地面積は二町二畝である。(耕地の項参照)これを朝鮮の一町六反九畝、内地の(北海道を除く)九反八畝に比較すれば相當廣い面積を經營してゐる。最近内地で專業農家のみに付て調査した結果は一町三反であると報告されてゐるが、本島に於ても同様の調査を行へば更に經營面積は廣くなると思料せられる。

今經營面積廣狹別により分類せる農家戸數の割合を算出し内地と比較すれば次の通り。  
即ち内地では一町以下の農家が六六・五二%を占めてゐるのに反して臺灣では四六・二三%であつて小規模經營農家

經營耕地面積廣狹別	臺灣		内地	
	戸數	%	戸數	%
五反以上一町未満	二五・六一	三三・七五	三・七	三・七
一町以上二町未満	二〇・六三	二七・七	二四・一四	二四・一四
二町以上三町未満	二五・九一	三三・七	五・七三	五・七三
三町以上五町未満	一三・一七	一六・七	二・三三	二・三三
五町以上	九・五六	一二・三	一・三九	一・三九

の大農場を始め多數の大農經營農場があることは熱帯農業植民地としての本島農業の特色である。

(二) 農家の勞働

臺灣に於ける農家の平均經營面積は内地の農家に比較すれば約倍である。従つて本島農家が内地農家に比較して粗放經營を行ひつつあるにしても一農家當り農業勞力の需要量が相當多いことは明らかである。臺灣の一農家當り農業人口を全島の農業人口と農家戸數とによつて算出すれば六・八人である。内地には農業人口の調査がないので、臺灣と同様の方法で一農家當り農業人口の算出は出来ないが、農林省の農家經濟調査によれば、六・五人である。更に之を一農家當り農業従業者に付て見れば臺灣總督府の農家勞働調査では成人男に換算して三・四四人である。内地農家は農家經濟調査によれば、成人男に換算して二・九二人で、約〇・五人の差であり農家人口、勞働人口に於ては殆んど内地と臺灣とは差がない。更に同じ資料により一人當り勞働日數を比較して見れば、内地臺灣共に年二〇〇日乃至二一〇日位の勞働日數を示しほぼ同じである。従つて本島の農家が廣い面積を經營するには、内地の農家に比較して相當多數の雇傭勞力が必要とするわけである。農業勞働調査によれば臺灣の農家は全勞働の一九%は雇傭勞力によつてゐるが内地の農家では僅かに五%の雇傭勞力を使用するに過ぎない。而かも本島農家の總勞働日數の内九四%は農



業労働に従事してゐる。而してこの内自家労働は七七%で、残りの六%が家事兼業其他の労働である。これに反して内地の農家は自家雇傭を合しても農業労働は總労働に對して五五%に過ぎない。他は兼業家事其他の労働に従事してゐる。これを要するに臺灣と内地との農家の自家労働及其の労働日数は殆んど同様であるが其の労働状況は臺灣の農家は廣い面積を經營する爲に自家労働の大部分と多くの雇傭労働を農業に傾注し内地の農家は經營面積が狭いので雇傭労働は少く、且つ自家労働も尙農業に従事する割合は少い。然し經營面積の廣さと農業労働の投下量より見て臺灣の農家は内地に比較して労働に粗放な經營が行はれつつあることが明らかである。又内地の農家に比し生活の單純な本島農村では家事其他の労働の少いことも又當然であらう。

(四) 耕地

(イ) 土地利用

わが國は山國である爲諸外國に比し農耕地としての利用率は低い。本島も又紡錘形の小島であり中央には一萬尺以上の高山が聳ゆる一大山脈が東南に走り殆んど山岳地帯を以て占められ耕地として利用する餘地少く其の利用率も低い。今世界各國の耕地利用率とわが國内外地を含めた利用率を比較すれば次表の通りである。

第四表 世界各國の耕地利用率

國名	總面積	耕地面積	利用率	摘要
デンマーク	四、九三三、〇〇〇ヘクタール	二、六七六、〇〇〇ヘクタール	六三・三%	一九三九年
印度	二、六八〇、〇〇〇	一、五七〇、〇〇〇	五七・三%	一九三八年
伊太利	三、〇〇八	一、五三〇、〇〇〇	四九・三%	一九三九年
英國	二、四一〇、一〇一	五、三三三	四六・一%	〃

即ちわが國の利用率は世界主要國の内でも最も利用率が低いのである。これをわが國内外地に付昭和十三年現在の利用率を比較すれば次の通り。  
上の表にも明らかな如く本島は總面積に對し約二四%が耕地として利用せられ我が國に於ては最も利用率が高く、朝鮮が之に次ぎ二〇%である。内地では一七

フランス	五五、〇九九	三、八四三	四一・五%	一九三七年
アメリカ合衆國	七、七〇、二二三	一、三六、〇一五	一七・三%	一九三九年
日本(全國)	六、七五四	一、一四〇	一六・九%	一九三九年

(萬國統計年報に依る)

第五表 日本内外地耕地利用率

地名	總面積	耕地面積	利用率
臺灣	三、五六六、一〇〇ヘクタール	八五七、八三三ヘクタール	三三・八五%
朝鮮	三、〇九七、一〇〇	四、七七一、五〇〇	一五〇・元
樺太	三、六〇七、〇〇〇	三、〇三三、〇三三	〇・〇一
北海道	八、八七二、五〇〇	九七四、七〇五	一〇・九八
内地	二九、三三六、五〇〇	五、〇五三、五三三	一七・二〇
計	六七、五四〇、三〇〇	二一、三六八、六八八	一六・八八

%で更に少い。本島は山嶽地帯が多い割合に良く耕地の開発が良く行はれてゐることを示してゐる。然し本島に於ては更に昭和十五年度より耕地の擴張改良計畫により將來耕地百萬甲(九十七萬八千町、九十七萬ヘクタール)となすべく着々實施中で遠からず其の利用率は二七%に達するであらう。(一甲は〇、九七八町)

(ロ) 耕地面積

本島は古くは高砂族の間に僅かに農耕地として利用せられてゐたのみであつたが、漢民族の來住と共に急速に耕地の開発が進んだ。

この間和蘭の領有となり、鄭成功の占據、或は清國の領有となり夫々種々の開拓政策が行はれ我國領有當時は相當耕地の開発が進んでゐたのであるが、わが國領有と共に開發に一層拍車を加へられ昭和十四年末現在に於ては八十八萬六千餘甲に達した。今領臺當時よりの耕地開發状況を示せば次の通りである。

第六表 耕地面積累年表

明治三十五年	兩期作田		單期作田		計	指數	畑	指數	合計	指數
	第一期作	第二期作	第一期作	第二期作						
一甲	一甲	一甲	一甲	二五、九九九甲	一〇〇	一、六〇、〇三三甲	一〇〇	四、七七一、〇三三甲	一〇〇	一、一三二



第二部第一章 農業

年	田	畑	合計
大正元年	346,774	137	346,911
大正十一年	376,332	149	376,481
昭和六年	421,074	163	421,237
昭和十年	493,534	195	493,729
昭和十三年	543,668	225	543,893
昭和十四年	546,551	226	546,777

本島の耕地面積は領臺以來田に於ては二・一六倍畑に於ては一・七一倍これを田畑の合計に於て見る場合には一・九七倍即ち約二倍の増加を見たわけである。

これを昭和十四年末現在に於ける州廳別の耕地面積に付て見れば次の通りである。

第七表 臺灣州廳別耕地面積

州廳	兩期作田		單期作田		田計	畑	合計
	第一期作	第二期作	第一期作	第二期作			
臺北州	54,553甲	2,274甲	59,027甲	56,994甲	116,021甲	96,054甲	212,075甲
新竹州	87,740	29	87,769	33,201	121,000	15,286	136,286
臺中州	105,552	40	105,592	100,487	206,079	177,504	383,583
臺南州	22,923	3,384	26,307	193,026	219,333	77,801	297,134
高雄州	45,554	2,334	47,888	75,679	123,567	57,997	181,564
臺東廳	6,600	27,791	34,391	7,567	41,958	9,881	51,839
花蓮廳	10,123	194	10,317	7,526	17,843	1,758	19,601
澎湖廳	1	1	2	11,155	11,157	7,264	18,421
合計	333,101	2,888	335,989	546,553	882,542	396,677	1,279,219

兩期作田とは灌漑の設備が完全で年二回水稻栽培の可能な田であり單期作田は灌漑水の關係其他の理由で年に一回しか水稻栽培の出来ない田である。臺南州下は第二期單期作田は十六萬六千甲もあるがこの内約十五萬甲は嘉南大圳組合の灌漑區域で水利の關係から三年に一回水稻栽培をなす田である。大體水稻・甘蔗・雜作を三年間に輪番に栽培する輪作式を取つてゐる區域である。今全島の耕地面積に對する田畑別の割合を見れば、

兩期作田	38%
第一期單期作田	1%
第二期單期作田	61%
畑	38%

次に田畑の割合を内外地に付比較すれば、

區	實數		百分率	
	田	畑	田	畑
臺北	546,553甲	39,744甲	93%	6%
新竹	1,750,844甲	3,268,760甲	35%	65%
臺中	3,002,552甲	2,091,944甲	59%	41%
臺南	2,056,692甲	777,104甲	72%	28%

本島は田の割合が最も多く而かも兩期作田が耕地の三八%を占めてゐる。其の外氣温高く且つ其の變化が少いので本島の耕地はすべて二毛作三毛作多毛作である。耕地利用には極めて好條件を具へてゐる。



更にこれを農家一戸當りの耕地面積に付て見れば次の通りであつて、農家一戸當り耕地面積に付ても本島は内地朝鮮に比して廣い。

地方別	田	畑	計
臺灣	一・五町	〇・七町	二・二町
朝鮮	〇・六	一・〇	一・六
内地	〇・五	〇・四	〇・九
北海道	一・〇	三・七	五・〇

本島は氣象條件に於ても内地朝鮮より恵まれ、山嶽地帯が多いにも拘らず良く耕地の開發進み且耕地も畑より田の方が多いので耕地の生産力も大きいわけである。又農家一戸當り耕地所有状況に於ても内地朝鮮に比し遙かに餘裕があり、且二毛作、三毛作が可能で且栽培可能作物の種類も多くこれ等の點より見る時本島農家は内地朝鮮の農家に比し恵まれてゐると言はねばならない。

然し耕地の作付率に付て見れば本島の昭和十四年一五六に對し内地は一三三朝鮮は一二五であるに比すれば種々の點で恵まれてゐる本島の農業は更に經營を集約化し其の利用率を向上せしめ得るのである。

以上本島の農家及其の耕地に付て述べたが本島は内地と同様人口の約半は農民であり、自家勞力による小農經營を營む者が大多數を占むるが其の規模は内地よりも大きい。特に其の人的構成は本島人、内地人、高砂族より成り夫々特色ある農業經營を行つてゐる。即ち農民の大部分を占むる本島人小農の外に内地人企業家による大規模經營があつて本島の熱帯植民地としての特色を現はし、又高砂族は山地で切替畑、焼畑式の原始的農業を營む等夫々の地域で特色ある農業經營が營まれてゐる。更に農業勞働状況に付ては内地農家に比較して經營面積が廣い割合に勞力が少いので勢ひ雇傭勞力に依ることが多いが農業技術は内地農家程進んでゐないので勢ひ勞働の粗放な經營とならざるを得ない。未だ本島農業は發展の餘地を餘してゐると言ふことが出来る。

尙農家の經濟、集約度等に付ては農家經濟に關する資料を發表せられてゐないので明らかにするを得ない。本島には熱帯有用作物の栽培が盛んであるので内地農家に比して工藝農作物の栽培が多く商品經濟的色彩が強い。又作物の

單位面積當り收穫高、勞働投下量、資本投下量、等が内地の農家に比して少い點から見れば本島の農業經營は粗放であると言ふことが出来るであらう。

(五) 農業生産

(イ) 本島農業の重要性

本島は帝國の南に位して高温多濕で、熱帯有用農作物の生産に適し、わが國の重要な熱帯植民地である。領有以來内地に生産出來ない熱帯有用農産物の生産を目的として開發に努め來つたのであるが、其の指導の宜ろしきと、營利心に富み、勤勉な農民の努力によつて目覺しい發達を遂げた。領臺後五年目の明治三十三年に於て耕地面積は三五萬八千餘甲、其の生産價額は五千五百萬圓にすぎなかつたが、昭和十四年に於ては耕地面積八十八萬六千餘甲、其の生産價額五億五千萬圓に及び耕地面積に於ては一・五倍、生産價額に於ては實に十倍に達する發展ぶりである。然しながら之を本島の産業總生産價額に付て見れば、商工業及其他産業の發達によつて農業生産の占むる比重は漸次減少する傾向にある。即ち明治三十五年に於ては農業は總生産價額の七八%を占めてゐたのであるが、昭和十三年に於ては四九%となつてゐる。然し未だ農業は本島の産業中最も生産が多く第一位を占め、第二位工業四二%、第三位は水産業三%、第四位林業二%となつてゐる。

然し農業に次ぎ第二位を占むる工業も、その原料は殆んど農産物に依存する工業である。今昭和十三年に於ける工業の種類別生産價額により其の比率を見れば次の通りである。

食料品工業	六七%
化學工業	一〇%
金屬工業	五%



機械器具工業

其他の工業

三%  
一五%

である。食料品工業は、甘蔗を原料とする製糖工業、パインを原料とするパイン罐詰工業、再製茶工業、其他であつて農産物を原料としない工業は極めて小部分である。又化學工業に付ても同様、アルコール製造業、落花生、蓖麻等植物性油搾油業等を主としこれ亦農産物を原料とする工業であつて、本島工業の大部分は農業に依存する工業である。これを要すに本島の産業は農業を主體とする原始産業が主位を占め工業も又食料品加工工業を主とする農業に依存する工業であり本島農業の重要性は微動だにしない。今日、本島工業は農業生産に必要な肥料工業さへも未だ其の緒に就いたばかりで肥料の大部分を内地、滿鮮に仰ぎつつある状態である。従つて本島が事變以來熱帯農業の盛んな南支・南洋に對する發展基地としての使命を帯ぶるに至つた今日、本島の産業に再検討を加へられ事新らしく本島の工業化が叫ばれるのも又當然と言はねばならない。

(H) 本島農業生産の特長

昭和十四年に於ける農業生産物で生産價額一百萬圓以上の生産を擧げたものを列擧すれば上表の通りである。

第十表

作物名	生産價額	農業總生産價額に對する比率%
食用作物	二七九、八四一、二四六	五〇、七二
米	二四一、六七二、五五五	四三、七九五
甘藷	三三、三五一、八一	六、〇三七
其他	四、八五三、四〇〇	〇、八八〇
特用作物	一五、五五八、二〇〇	二、八一九

上の表から生産價額五百萬圓以上の生産物を拾へば米・甘蔗・豚・甘藷・茶・バナナ・パイン・落花生・雞・である。これを内地の主要農産物たる米・麥・豆類・甘藷・等、朝鮮のそれは米・麥・雜穀・豆類等であるのに比較すれば本島の農業は著るしい特色を示してゐる。即ち米、甘藷を除けば本島農産物は殆んど内地に生産せられないか、或は全く生産せられない農作物ばかりである。

作物名	生産價額	農業總生産價額に對する比率%
甘蔗	一七、六六五、二四四	二、三三三
茶	一五、三三四、六九八	二、七七七
落花生	七、一三五、七一九	一、二二三
黃麻	四、七〇九、八五三	〇、八五四
其他	一〇、七〇〇、五九七	一、九四二
果實	二四、二〇六、五七七	四、三三七
バナナ	一三、六八八、八八七	二、三九九
パイナップル	五、三九九、三三四	〇、九七七
其他	六、一八六、三六六	一、一二二
蔬菜	一九、六〇二、二五五	三、五五二
大根	二、七二二、九〇九	〇、四九二
タマナ	一、八八九、二四六	〇、三三三
オウカラシナ	一、五五五、八九三	〇、二八四
ニンニク	一、三〇〇、三三四	〇、三三五
サトイモ	一、一四三、〇八七	〇、二〇七
ネギ	一、〇六三、三九六	〇、一九三
其他	九、九七七、六〇〇	一、七九九
蠶繭	七、七二五、六六	〇、一〇四
畜産	七、五五二、九九	一、三、二四六
豚	五、〇九二、九二	九、八〇三
雞	八、九五五、四六六	一、六三三
皮膚	二、二五一、六八〇	〇、四〇八
牛	二、三三〇、七〇〇	〇、四〇一

而して本島に生産される米は蓬萊、在來の二種があり年々八百乃至九百萬石近くの生産があるが其の半は在來米であつて、本島民の食糧であり蓬萊米は極めて僅か島内在内地人の食糧となる外は全部内地に移出し、一時米穀過剩時代には之が移出を制限せんとされた時代もあつたが今日では食糧不足緩和の爲重要なものとなつてゐる。

甘蔗は本島に於て世界總生産額の約四%強生産せられ本島の砂糖を以てわが國の消費糖を自給し、更に海外にも輸出する程の生産を持ち、バナナも又萬人に嗜好せらるる果物として内地市場に必要缺くべからざるものとなつてをる。パインは罐詰として内地のみならず廣く海外に輸出せられ、茶も又内地の緑茶生産に反し本島茶は紅茶烏龍茶・包種茶として其の目的は海外への輸出であつて外貨獲得に貢献しつつある。甘藷は島民の食糧、アルコール、及澱粉製造の原料として重要である。又本島は世界屈指の養豚地であり養雞と共に島民の食糧供給に重要な産業である。

即ち本島の農業は何等内地の農業と競合することなくすべて内地及朝鮮の農業の補強的農業であると言ふことが出来る。

これを本島の移出貿易に付て見れば、本島も朝鮮と同様農産物を主として移出するが朝鮮が米を始め豆類等の食用農産物を主とするに反して本島は米を除けばバナナ・柑橘等の熱帯農業生産物及び砂



糖、パン、罐詰等の本島特産物たる農産加工品を主とし、農産物及農産加工品が移出貿易總額の八〇%強を占めてをり、更にこれを本島輸出總額に對する農産物及農産加工品の輸移出額の割合に見るも同様八〇%強であつて本島が如何に熱帯植民地としての特色を發揮しつつあるかを窺ふことが出来る。

### 二、各論

本島はわが國の重要な熱帯植民地であつて領有以來食用農作物は勿論、甘蔗・茶・バナナ・パイナップル・其他各種の熱帯有用作物の生産増殖に努められ其の生産は著るしき發展を示したのである。以下食用作物、工藝作物、果樹、蔬菜に分類し各作物別に其の發達及現況、分布狀況等に付き概説する。

#### 一、食用作物

本島に栽培される食用作物は米・甘藷・大豆其他の豆類、小麥其他の麥類、玉蜀黍・蜀黍・粟・等であつて就中米・甘藷は其の生産が多い。食用作物は農産生産中其の生産價額五一%を占め、其の豊凶如何は農家の經濟のみならず、本島經濟界に及ぼす影響も又極めて大なるものがある。食用作物に於て特に本島の特色ある點は内地朝鮮共に米に次ぎ麥類、豆類が其の主要なる部分を占むるに反し、本島に於ては麥類及豆類の生産は少く内地朝鮮より年々多量に移入消費しつつある状態である。

内地は農作物總作付面積に對し米・麥・豆類其他の食用作物は七三%に昇り、朝鮮に於ても同様食用作物の占むる割合は八九%であつて農業は食用作物の栽培を主とするに反し本島の食用作物は農作物總作付面積の五八%であり更にこれから近年工業原料となる甘藷を除けば更にこの率は低下するものと思はれる。本島は食用作物の代りに熱帯工藝作物の栽培が多く、本島農業の特色とするところである。

今各州廳別に食用作物の作付面積及農作物延作付面積に對する當該州廳食用作物作付面積の割合及び全島農作物總作付面積に對する州廳別割合を示せば次の通りである。

第 十 表	食用作物延作付面積	二、三、七〇甲	一、六、六、七甲	一、八、五、〇甲	一、九、一、三、八甲	二、六、二、八甲	一、五、三、五甲	一、九、五、三甲	七、九、二、一甲	八、三、〇、七甲	計
州廳別農作物延作付面積に對する當該州廳食用作物作付面積の割合	七三・三%	六六・五%	六四・七%	五五・九%	六〇・四%	六四・三%	五五・二%	五三・三%	六三・七%	六二・七%	
全島食用作物作付面積に對する州廳別割合	一三・五	一〇・三	二二・六	二二・九	一四・三	一八・八	二二・八	〇・六	一〇・〇	一〇・〇	

各州廳共に食用農作物の比重は重く重要な作物となつてゐる。特に臺北、新竹、臺中と南に行くに従ひ漸次其の占むる割合を減じるのは北部地方は熱帯有用作物の栽培に不利である爲に食用作物、就中米の栽培が多いのである。州廳別の割合に就ては西部五州が其の九五%を占め申にも新竹、臺中、臺南州下が主産地であつて東部は其の重要性は少い。即ち北部程食用作物生産の比重が重く、主産地は新竹臺中州下である。

#### (イ) 米

本島に於ては高砂族の間に古くから米が栽培せられてゐたと傳へられるが、現在栽培せらるる米は漢人が本島に來住の際支那から齎らしたものであつて、和蘭人の本島領有、鄭成功の占據、清國の領有と其の統治の變遷の間に本島の開拓は次第に進みわが國が本島を領有した當時はすでに至る所に水田を見る状態であり、米の産額も玄米百五十萬石内外に昇り島内消費を満して尙これを支那に輸出する状態であつた。米は熱帯の原産であり本島の氣候風土又良く米の栽培に適し、農家は自家用食糧の確保の爲にも且つ又古くより其の栽培に習熟し安全な作物であるのでこれが栽培



培を好み廣く全島に亘つて栽培せられ、全島灌溉の便ある土地は殆んど全部水田として開發利用せられつつある。領臺當時の産米は品質が極めて粗悪であり収量も又少なかつたので總督府は先づ農事試験場を設けて産米の改良を行ふと共に米種改良事業を行ひ米の品質収量共に面目を一新するに至つた。

從來本島に栽培せられる米は支那より傳來せる在來種であつて其の米質は内地人の嗜好に適さないで内地種米を本島に於て栽培すべく種々研究を重ねた結果遂に蓬萊種の育成に成功した。蓬萊米は其の食味は内地種米と同様であつて内地市場に歡迎せられた爲急速に其の栽培面積を増加した。從來本島在來種糯米である丸糯米が内地市場に於て歡迎せられたのであるが蓬萊米の移出は急速に増加し特に第一期蓬萊米は其の收穫期が端境期であり、内地米の不足緩和及古米の味付用として喜ばれ其の移出高は丸糯米を凌駕し年々多量に移出せらるるに到り、朝鮮米の生産増加と共に一時は米穀過剰の爲外地米の移入制限が叫ばれるに到つた。然るに支那事變勃發以來食糧不足に際會すると共に本島米は益々其の重要性を加へ極力之が増産に努めつつある状態である。今本島米の累年生産高を示せば次の通りである。

第十二表 米 累年 生産高

年	作付面積	指數	生産高	指數	價額	指數
明治三十三年	三三、七五三甲	100	二、一五〇、三八石	100	八、八六六、七二圓	100
同 三十五年	三五、六六七	106	二、二八二、四四	113	二〇、三九六、六〇	三三八
大正 元年	四九、六二八	148	四、〇四六、六二	188	五六、六五二、五五	六三九
同 十一年	五二、〇九六	157	五、四四五、八四	二五三	八〇、五七一、〇六八	九〇九
昭 和 六年	六五、三六〇	195	七、四七九、八四六	三四八	八五、一八六、八二一	九六一
同 十年	六九、六四五	二〇八	九、一三二、一五三	四三四	一九七、二八七、八九六	二、二三五

同 十一年	七〇、二六六	二〇九	九、五五八、三九〇	四四五	二一三、九四二、二六	二、四二五
同 十二年	六八、〇八一	二〇二	九、二三三、一二七	四二九	二〇八、七五八、〇六五	二、三五四
同 十三年	六四、七三三	192	九、八二六、八九九	四五七	二二七、八九五、三五五	二、六八三
同 十四年	六五、五四九	192	九、一五一、七四〇	四三六	二四一、六七二、五五五	二、七三六
同 十五年						

以上の如く著るしき發達を示したのであるが、大正十一年頃より蓬萊種の普及により本島米生産は急速に増加し來つた。これを蓬萊及在來丸糯米別に其の生産割合を見れば次の通りである。

第十三表 米 種類 別 生産 高

年	實 數			百 分 比		
	蓬萊米	在來米	丸糯米	計	蓬萊 在來 丸糯米 其他米	計
大正十一年	七、二九六石	四、六二九、七八石	五七三、四〇石	二三四、六五〇石	一% 八五% 一〇% 四%	100%
同 十三年	三四六、八四九	四、七五二、〇八一	六六三、九二一	五、四四四、八二四石	六 七九 一一 五	100
昭 和 元年	一、三〇七、一〇一	三、七三三、七三九	六六、〇五三	六、〇六六、八九三	二 六一 一〇 八	100
同 三年	一、六〇四、〇九七	三、八〇六、一四〇	八二、〇一五	六、七九二、〇五二	二 四 五 九 九	100
同 五年	一、八〇六、二〇六	四、三三六、〇〇七	六五、一五七	七、三〇七、三六六	二 四 五 九 九	100
同 七年	二、九四二、七五六	四、四二八、四三九	八七六、八四	八、九四九、二二六	三 三 四 九 八	100
同 九年	四、二六六、三六〇	三、四九六、二八六	七四三、七九九	九、〇八八、八八六	四 七 三 九 八	100
同 十一年	四、六三九、二〇二	三、五〇一、四四六	八六一、六四	九、五五八、三九〇	四 八 三 七 九	100
同 十三年	五、二七六、三三三	三、六〇九、五二五	五七六、一三五	九、四六一、八九九	五 四 三 七 六	100
同 十四年	四、七九六、七三一	三、三二八、一一五	六六五、四四五	九、一五一、七四〇	五 三 三 六 七	100

第十四表 最近十ヶ年に於ける種類別移出高



年	移 出				輸 出	合 計
	蓬萊米	在來米	丸糯米	其他		
昭和五年	1,070,239石	359,746石	755,893石	43,647石	2,299,525石	14石
同 六 年	1,597,870	499,995	563,255	65,122	2,656,242	56
同 七 年	2,110,010	341,022	640,566	146,813	3,338,501	153
同 八 年	2,811,046	198,605	946,804	96,627	4,123,081	4,823
同 九 年	3,847,033	351,571	801,044	51,122	5,050,770	5,644
同 十 年	3,552,749	188,010	700,726	81,355	4,442,810	1,392
同 十 一 年	3,632,502	110,290	998,633	86,256	4,777,681	75
同 十 二 年	3,753,699	177,259	819,083	97,341	4,842,383	579
同 十 三 年	4,130,319	149,589	551,156	64,029	4,877,993	77,326
同 十 四 年	3,087,766	173,518	772,130	11,266	4,106,171	99,996

右二表によつて明らかな如く本島産米の約半は移出せられ内地に於ける米不足緩和に對し大なる功績をなしたるを窺ふことが出来る。更に移出米の内容に付て見るに蓬萊米及丸糯米は本島在住の少數内地人の需要に供せらるる外は其の大部分を移出せられ、之と反對に在來米及長糯米は其の大部分を本島人の飯米として島内消費に向けられ其の少部分が移出せられるにすぎない。其の結果蓬萊米栽培の盛んな地方の農民は自己の栽培せる蓬萊米を販賣して飯米用在來米を購入する者もある位であつて本島農家經濟に及ぼせる影響は大なるものがある。

本島の水田地帯は臺北、新竹、兩州下、臺中臺南州下の西部、高雄州下一帯に擴がり一部甘蔗其他の作物を栽培せらるるものもあるが殆んどすべて水稻を栽培せられ各州とも米は其の農業生産中の主要部分を占めてゐる。今昭和十二、十三、十四年平均に於ける各州廳別の農作物延作付面積に對する州廳別米の延作付面積の占むる割合及全島米作

面積に對する州廳別の割合は次の通りである。

表五第十

米延作付面積	臺北州	新竹州	臺中州	臺南州	高雄州	臺東廳	花蓮港廳	澎湖廳	計
州廳別農作物延作付面積に對する當該州廳米作の割合	100.0%	145.9%	161.0%	130.6%	89.9%	117.6%	77.3%	100.0%	100.0%
全島米延作付面積に對する州廳別割合	64.6%	58.3%	56.1%	36.7%	49.5%	49.0%	—	50.6%	—

(昭和十二、十三、十四年平均)

各州共農作物作付面積に對し米の作付面積が相當高率を示し米が各州に於ける最も重要な農作物となつてをり、農家經濟上にも又重要な作物である。其の割合が臺北新竹の兩州が南部の州に比較して高いのは比較的热帯有用農作物の栽培に不利な條件にあり且つ降雨も平均して水に恵まれてゐる爲北部は米の栽培を主として行ふ結果である。然し栽培面積の割合より見れば臺中州下が最も多い。同州下は廣大な水田面積と豊富な水に恵まれ氣温も高く、農民の民度も又進んでゐる爲であつて同州下に最も蓬萊米の栽培が多い。米の生産高に付て見ても全國各府縣中四乃至五番目に位ひする米作地帯である。

(口) 甘 藷

甘藷は往時漢人が本島來住の際導入せられた作物であつて其の性質強健で良く本島の氣候風土に適し、食用作物として畑地に廣く栽培せられてゐる。甘藷は農家の食用となるのみならず其の莖葉は養豚飼料として必要缺くべからざるものである。本島領有當時は其の品質も粗悪、耕法も粗放で收穫量も少かつたが、本島領有と同時に之が品種の改良、耕種法の改善に努めた結果單位面積當りの收量は著るしく増加するに至つた。甘藷は又從來南部地方では之を切干藷として貯藏し食用に供せられつたが近年甘藷は醸造用、アルコール原料として需要が増加するに伴ひ從來放棄せられた原野、河川敷地等味瘦薄な土地にも栽培せられ其の栽培面積も急速に増加し單位面積當り收量の増加



と相俟つて生産高は非常に増加した。特にアルコール原料として用途が増加するに伴ひ澱粉價の高い新品種の育成をなし夫々其の用途に應ずる品種の栽培が行はれつつある。事變以來アルコール原料としての甘藷の重要性は著るしきものがあり、當局に於ては其の耕種方法の改善増殖に努めつつある。昭和十四年に於ける甘藷の作付面積は十三萬甲、收穫高二十一億三千萬斤これが價額三千三百萬圓に及び米、甘蔗に次ぐ重要農産物である。

今昭和十二、十三、十四年平均の州廳別農作物延作付面積に對する當該州廳甘藷作付面積の割合及全島甘藷作付面積に對する州廳別の割合を示せば次の通り

第六十表

州廳別農作物延作付面積に對する當該州廳甘藷作付面積の割合	全島甘藷作付面積に對する州廳別割合
臺北州 三、二九甲	九・四%
新竹州 三〇、三四甲	一四・八%
臺中州 三〇、三九甲	一四・六%
臺南州 五、三〇甲	四〇・六%
高雄州 二、三六甲	一五・五%
臺東廳 一、八七甲	一・三%
花蓮港廳 一、七七甲	一・二%
澎湖廳 二、五八甲	一・九%
計 一三、七五甲	一〇〇・〇%

右の表にも明らかな通り臺南州を初めとし各州廳其々相當の作付があり甘藷が農家の食用作物飼料作物として廣く全島に栽培せられることが窺ひ知られる。元來甘藷は畑作物であるが農家は食糧飼料確保の爲めに時としては水田に栽培せられることもあり、其の面積は明らかでないが本島全島全部に亘つて相當の面積に昇るものと思はれる。甘藷は元來強健であり主として畑地の地味瘦薄な所にも栽培されるものが多く其の用途は自家の食用又は飼料用に供せらるるのが多いが特に臺南州下には甘藷の栽培適地多く全島作付面積の約四一%を占め又其の單位面積當り收量も多く切干藷の製造、アルコール原料として農家の商品作物としての栽培が盛んに行はれる。澎湖島は水田なく全部畑地である爲と季節風強く草丈の低い作物より栽培出來ないので甘藷が島民の常食であり、全島畑の二四%は甘藷の栽培が行はれてゐる。

(八) 小 麥

小麥は元來寒い地方の穀物であつて本島には其の栽培少く相當多量の小麥粉の消費があるにも拘らず全部之を島外に仰ぎつつあつたのであるが、臺中州下及臺南州北部地方は冬季の氣象條件は小麥の栽培に適するので水稻第二期作と次年の第一期作との間に裏作小麥の栽培が行はれる。其の栽培方法は第二期作水稻收穫前水稻の株間に小麥を蒔く糊仔小麥が多く昭和十四年に於ては四千九百甲に及ぶ。特に本島小麥は澱質の含量多くパン小麥として好適である。尙來は本島小麥粉需要を自給する目標の下に之が栽培獎勵が行はれてゐる。

(九) 工 藝 作 物

内地では米麥・甘藷・豆類等食用農作物が全農作物の七三%を占め又朝鮮も同様食用作物が八九%も占め大部分は食用作物であるが之に反し本島の農業は食用作物は五九%であつて内地朝鮮に比して少く、之に反し本島は工藝作物の栽培が非常に多く内地の四%朝鮮の五%（何れも昭和十三年の事實）に對し本島は約二〇%を占め熱帯植民地としての本島農業の著るしい特長を示してゐる。本島は我國の領土となつて以來内地に生産出來ない熱帯有用工藝作物の増殖に努力せられ就中、甘蔗には最も力を注ぎ其の發達は著るしきものがあり米に次ぐ重要農産物となつてゐる。この外黃麻・茶・等の生産も又相當の増加を見たが、特に事變以來海外との貿易が窮屈になると共に從來輸入に俟つた熱帯農産物は不足をつけ、これ等有用農作物の自給を計るべく、本島の農業重要性は一層増大しゴム・キナ・コーヒーを始め薬用植物・纖維作物等本島熱帯農業に期待せらるる處益々大を加ふるに至つた。

今各州廳別の農作物延作付面積に對する工藝作物の作付面積の割合及全島工藝作物作付面積に對する州廳別割合を示せば次の通り



第七十表

工藝作物作付面積 州廳別農作物延作付面 積に對する當該州廳工 藝作物作付割合	臺北州	新竹州	臺中州	臺南州	高雄州	臺東廳	花蓮港廳	澎湖廳	計
全島工藝作物作付面積 に對する州廳別割合	10.10	15.71	16.66	37.35	13.09	21.09	31.47	1.41	100.00
工藝作物作付面積	35,933甲	40,344甲	32,777甲	98,822甲	33,555甲	5,355甲	8,833甲	3,833甲	31,579甲
農作物作付面積	16.55%	16.23%	14.92%	37.66%	17.40%	33.53%	25.17%	34.66%	19.62%

全島的に廣く工藝農作物が栽培され北部は茶を主とし南部は甘蔗を主として栽培せられてゐる。臺南州下に於て特に工藝作物の栽培が盛んなのは同州下には廣大なる畑地があり、且つ自然條件も又良く甘蔗、落花生、黃麻等の栽培に適するからであらう。

(イ) 甘蔗

甘蔗も又數百年前支那民族の移住と共に傳へられたと言はれてゐる。一六二四年和蘭人本島を占據した際に本島の主要貿易品であつて、和蘭人は甘蔗の栽培製糖事業の奨励に力を注いだ。其後鄭成功が本島を領有するや屯田兵の制度により更に糖業の開發が進んだが其後清國の領有により百數十年間見るべき進歩を示さなかつた。明治三十八年我が領有に歸すると同時に當時海外より年々三百萬擔二千數百萬圓に昇る砂糖の輸入を行ひつゝあつたので、我國消費糖を本島の製糖事業により自給すべく先づ糖業の開發に着手せられたのである。領有當時栽培せられたつゝあつたのはすべて在來種の竹蔗・蚶蔗・紅蔗等と稱する品質粗惡な甘蔗で其の生産力も低く、且つ栽培も粗放で肥料も殆んど施用しない状態であつた。

糖業開發の爲には糖業政策の確立が必要であるに鑑み先づ布哇より甘蔗の優良品種ロースバンブー種及ラハイナ種を輸入すると共に明治三十五年には臺灣糖業奨励規則を公布して内地資本の糖業投資を勧誘した。同法は甘蔗栽培及製糖に必要な奨励金、又は現品を交付し、或は官有地を無償にて貸付ける等の規定があり、内地資本が續々之に投資せられ製糖場設立の機運大いに動いたので明治三十八年には製糖場取締り規則を公布して製糖場の濫立を防ぎ、製糖原料の爭奪を防止する爲原料採取區域制度を設けた。同制度は臺灣特有の制度であつて同制度が製糖業發達に及ぼした影響は大なるものがある。同制度は一定の區域を區切り其の區域内に於ける甘蔗は全部特定の會社をして買収せしむる義務を負はせ、他の採取を許さないのである。従つて會社は原料を確保することが出來ると共に、原料の増産を計る爲に農民に對し耕作資金の前貸、各種製糖補助金の交付等をなさしめた。この外區域内に於て土地の開墾、土地改良甘蔗運搬施設の整備等を行はしむる結果となつた。

この間從來の輸入品種は一般に普及したが偶々明治四十四年及大正元年期大暴風に襲はれ同種が風に弱く且つ又病虫害にも弱いことが明らかとなつたので耐風性の瓜哇種を輸入すると共に臺灣に於ても人工交配による實生種の育成に力を注いだ。暴風雨を契機として早植法が発見された。即ち從來行はれた栽培法は製糖期たる十二月より四月迄の間に製糖原料蔗莖の頭部(梢頭部)を採取して苗とし其の年の十二月收穫する方法が行はれてゐたが收量が少なかつた。偶々暴風雨により切損せる未熟莖を苗として七月より十一月に植付け翌年末に收穫せるものは圃場生育期間は十八ヶ月で充分の生育を遂げ其植付時期の關係からも活着が良く收量が非常に多いことが明らかとなり早植甘蔗は次第に増加した。

甘蔗は從來畑のみに栽培されてゐたのであるが外國種甘蔗は水田の栽培にも好適することが判明するや水田蔗作は急速に増加し甘蔗の栽培面積は著るしく増加した。然るに元來農民は食糧確保の爲にも水稻の栽培を好むのである。その上米價が高ければ水田に甘蔗栽培の侵入は非常に困難であつて蔗作面積は經濟界の動向米價の高低によつて一進一退した。この間原料の確保の爲に非常な努力が拂はれ北部の栽培條件不利な地域に迄侵入すると共に又一方自作農場に於て大農式に甘蔗の栽培を爲すに然かずとの見解も行はれ會社により其の方針は同一でないが廣大なる面積の耕



地を買収し、或は小作し、又は官有地拂下地の開墾、土地改良等により續々大農式農場の經營が行はれ改良農具、大農具の利用が起り、トラクター、ヒースプラウ等による深耕により集約的經營を行ひ水稻と競合して水田に甘蔗作を廣むるよりも自作農場に於ける立體的増産を計る方法も採用せられるに至つた。

領臺以來糖業は當局の獎勵助長、關稅による保護の下に其の間消長はあつたにも拘らず今日の如く著るしく發展を遂げ、わが國消費糖を自給するのみならず、更に進んで滿支に迄輸出し得る状態となつたのである。今本島に於ける作付面積生産高の増加状況を見るに次の如くである。

第十八表 甘蔗栽培面積及收量累年増加状況

年 期	收穫面積	指數	甘蔗總收穫高	指數	一甲當甘蔗收穫高	指數
明治三五—三六年期	一六、五三〇甲	100	六八三、一五七、九〇三斤	100	四一、三六斤	100
同 四〇—四一年期	三六、七〇四	二二四	一、四一八、八六〇、七九九	二〇八	四九、四二二	一二〇
大正 一—二年期	六七、三五八	四〇八	一、五三〇、五八八、〇三二	二二四	三三、七三三	三三
同 六—七年期	一〇五、四四〇	六三〇	六、八七五、五五〇、七〇九	九九八	四九、三二四	一一〇
同 十一—十二年期	一六六、六〇〇	一〇〇六	六、六二〇、八六三、八四三	九九八	五、八六七	一三八
昭和 一—三年期	一〇八、三三八	六五七	九、六九七、六四四、六五一	一、四一〇	八九、五三九	二一七
同 七—八年期	八四、三三〇	五〇〇	八、八二一、一九九、五五九	一二九〇	一〇四、四八五	二五三
同 十二—十三年期	一三四、三〇八	八二二	一五、一〇一、〇九九、三三八	二、二二二	一一三、五〇〇	二七三
同 十三—十四年期	一六七、三三三	一、〇一三	二二、三七〇、三六七、六六八	三、二二八	一三九、七一一	三〇九

年 期	製糖原料使用高	產糖高	指數	歩留	一甲當產糖高	指數
明治三五—三六年期	六八三、一五七、九〇三	五〇、六〇、五六一	100	七・四三	三、〇七斤	100
同 四〇—四一年期	一、四〇三、一七四、六五七	一〇九、一〇一、五七七	二二五	七・六	三、八四五	一二五
大正 一—二年期	一、二八三、〇七九、四八四	一一九、四九二、四四四	二三五	九・二九	二、一一〇	六九
同 六—七年期	六、三三九、八七二、〇四九	五七三、五三八、〇三九	一一三	九・二六	四、一五〇	一三五
同 十一—十二年期	六、一九二、〇四〇、七七三	五九七、三〇〇、一五三	一一六	九・五六	五、四三六	一七七
昭和 一—三年期	八、七三三、五五〇、七七三	九六六、八六一、一三四	一、〇一八	一一・一〇	九、九三七	三三四
同 七—八年期	七、七八九、三三〇、七六四	一、〇五六、一〇七、三三二	一一、八四	一一・四〇	一四、〇〇〇	四五二
同 十二—十三年期	一三、四三三、五七八、八九九	一、六五〇、一六六、八六九	三、二二六	一二・二八	一三、八二七	四五一

右の如く本島糖業は著るしく發展をとげたのである。然し本島農業の他の雄たる米と共にわが國に於ける重要食糧品であるので、之が増産は勿論必要であるが米・砂糖のみならず本島に要請さるる熱帯有用作物の種類は多い。従來米價高の爲本島農業は米作に偏し勝ちである爲これを矯正して本島農業を調和的に發展せしめ且つ農家經濟の安定を期すべく米穀の移出管理法が制定せられ、これと呼應して従來の製糖場取締規則を廢して臺灣糖業令を公布し、製糖業及甘蔗農業の緊密なる聯繫を保つと共に他産業との調整を計り砂糖の供給圓滑を圖らんとしつつあり。

尙製糖工業による副産物の加工業として糖蜜による酒精の生産及ケーンパルプ工業がある。特に事變以來アルコールの需要が増加した爲、製糖業者に依り糖蜜による無水酒精の製造が行はれ甘藷の増産による甘藷を原料とする無水酒精の製造と共に國策の遂行に寄與しつつあり。又従來製糖用燃料として使用せられた搾殻はこれを煮沸し壓搾乾燥して建築用の板と使用せらるる外、近年纖維資源不足によるパルプの需要増加し搾殻はケーンパルプとして製紙用及人絹用パルプ製造のパルプ工業が興り纖維資源の不足に對しこれが緩和に大いに役立ち製糖事業の多角化に伴ひ益々製糖事業は其の重要性を増すに至つた。



甘蔗は熱帯作物であり生育中は高温多湿で收穫期二、三ヶ月前より比較的低温にして且つ乾燥することが栽培上必要である。何となれば生育中高温多湿なれば甘蔗の生育を旺盛ならしめ、登熟期低温乾燥すれば甘蔗の登熟を促し、糖汁の濃度を高めることが出来るからである。本島南部地方は五月より九月迄は雨季であつて南西の季節風穩かで天氣晴朗高温で且つ日照時間も多い。又多量の降雨を見る爲に最も甘蔗の生育に適し、十月より翌年四月迄は北部は連日曇天霖雨を齎すが、中南部地方はこれと反對に極めて乾燥し、比較的溫度は低く甘蔗の登熟を促すと共に糖汁の濃度を高め、製糖歩留を高めるに恰好の氣象條件を具へてゐる。當初は臺南州以南のしかも畑地を主として栽培されたのであるが、輸入優良品種が水田栽培に適することが判明すると共に中南部地方の水田一帯に急速に侵入し、更に旺盛なる砂糖需要に應ずる爲、中部北部地方に迄も進出し殆んど全島に廣く栽培せられるに至つたのである。今昭和十二、十三、十四年平均に於ける州廳別農作物延作付面積に對する州廳別甘蔗作付面積の割合、及全島甘蔗作付面積に對する州廳別作付面積の割合を示せば次の通りである。

表九十第

甘蔗作付面積	三、三〇甲	七、九四甲	三〇、九九甲	六七、一七四甲	二四、一六〇甲	三、五八五甲	四、九七甲	計
州廳別農作物延作付面積に對する割合	一・一五%	三・一九%	一〇・四三%	一七・〇三%	一三・五九%	一五・〇九%	一五・〇九%	一〇・六%
全島甘蔗作付面積に對する州廳の割合	三・三三	五・五九	二二・六	四七・三〇	一七・〇九	一一・五三	三・五〇	一〇〇・〇〇

即ち右の表にも明らかな如く氣象條件の良好なる臺南、臺中、高雄州下が全島作付面積の八六%を占め、南部地方が其の栽培適地であることを裏書してゐる。特に臺南州は全島の四七%を占めると共に臺南州下は同州下の農作物延作付面積に於ても一九%を占め臺南州下に於ては米に次ぐ重要作物である。同州下は八萬甲に及ぶ廣大なる畑地と十

五萬甲に及ぶ三年輪作田に於て一作として甘蔗の輪作が行はれる外水田にも相當の栽培を見るが爲である。臺南州に次ぎ臺中州下も又六萬甲に昇る畑地と共に兩期作田に栽培せらるるものが多い。特に糊仔甘蔗と稱し水稻收穫前に甘蔗を間作し、凡そ一ケ年、即ち水稻二期作を潰すことによつて甘蔗一作を收穫する方法が行はれてより水田栽培も有利となり、一層甘蔗水田の侵入が多くなつた。臺中州の如きは畑よりも水田に栽培せられるものの方が多い状態である。

(口) 茶

茶は支那、印度、セイロン、蘭領東印度及日本が其の主産地である。支那は茶の歴史に於て最も古く、日本は支那より茶の種子を傳へられ茶の栽培が勃興したのであつて、支那に次ぎ古い歴史を有する。世界に於ける茶の産地を見ても明らかな如く一般に、熱帯又は濕帶地方に廣く栽培されてゐる。茶は氣候溫暖で寒冷を忌む作物であり、且つ適度に濕潤なる地方に適する。今世界の主要なる茶産國に於ける茶の栽培面積及其の生産高を示せば次の通りである。

第二十表 世界に於ける主要茶産國の産額及栽培面積

産地	昭和十年		昭和十三年	
	栽培面積	製茶産額	栽培面積	製茶産額
印度	三三三、〇〇〇ヘクタール	一八一、〇九六、〇〇〇担	三二七、〇〇〇ヘクタール	三〇五、九六〇、〇〇〇担
セイロン	一三三、〇〇〇	九、九一六、〇〇〇	一一三、〇〇〇	一〇六、九三六、〇〇〇
蘭領東印度	一、七七一、〇〇〇	七、一一三、五三〇、〇〇〇	一、〇五〇、〇〇〇	八、一一三、三三〇、〇〇〇
日本内地	三、七二〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
臺灣	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇
其他	六四、〇〇〇	一、五、七五七、〇〇〇	八二、〇〇〇	三、二、五三三、〇〇〇



計

200,000

531,500,000

921,000

523,600,000

支那に於ける生産數量は明らかでないが、昭和十三年に於ける生産高を大體四十二百萬疋として見積り各地の生産數量の割合を取れば次の通りである。

表一廿第

印度	三%	日本内地	一〇%
セイロン	二%	臺灣	二%
蘭領東印度	一四%	支那	八%

本島に於ては古くは野生の茶葉を摘採製茶して飲用に供したと言はれてゐるが、今日栽培されるものは漢人が本島に來住の際對岸より輸入せられた支那系のものである。本島に於ては専ら烏龍茶を製造し對岸に輸出してゐたのであるが其の聲價の高まるに伴ひ外人商社試みに之を米國に輸出し多大の好評を博してより續々外人商社による買付があり茶價が騰貴すると共に從來顧みられなかつた灌溉水に乏しい丘陵地帯も開拓され悉く茶園として利用せられるに至つた。其後海外經濟界の變動に伴ひ本島茶業界も一進一退をまぬがれなかつた。從來本島は烏龍茶のみを製造したのであるが一八七三年粗製茶市場の不況に際し停滞茶を對岸に送つて包種茶に再製した所好評を博し本島茶業の危機を免かれたのを契機として包種茶の製造も漸次盛んとなつたのである。紅茶の製造に付ては其の起源は明らかでないが烏龍茶、包種茶と異り大資本による製造が行はれることである。昭和元年頃より北部地方山地に自作の茶園を經營し大農式經營により茶の栽培を行ふと共に大規模の製茶工場を設立してこれが製造に當り昭和八年頃より其の輸出は大いに活況を呈してより群少の紅茶工場續出し其の産額も年により消長はあるが烏龍茶を凌駕する状態となつた。

この間茶栽培面積の増加と共に從來栽培されし粗悪なる茶樹品種を大葉烏龍、硬枝紅心、青心大有、青心烏龍の優良品種に更新すべく茶業獎勵規則を制定して茶苗の無償配付をなさしめ又從來茶は無肥料栽培を行ふのを例としたがこれに對しては模範茶園を設けて、これに肥料費の一部を補助し施肥の効果を一般に知らしむる等、耕種に對する指導獎勵に努めた。

導獎勵に努めた。

第二十二表 最近十ヶ年間再生茶種類別生産高

昭和五年	實數			比率		
	總數	烏龍茶	包種茶	紅茶	綠茶	茶
同五年	一五、〇五七	六、六八六	一、一五八	七、五〇八	一三、〇七二	一〇〇%
同六年	一四、九五九	五、八四四	一、〇七二	七、一〇一	一〇、九四九	四三%
同七年	一一、〇〇七	三、三三三	一、〇七二	三、一六〇	三、一六〇	四七%
同八年	一三、〇九六	四、三三三	一、〇七二	三、一六〇	三、一六〇	七%
同九年	一六、九六六	五、二九二	一、〇七二	三、一六〇	三、一六〇	一%
同十年	一六、四六八	五、二八〇	一、〇七二	三、一六〇	三、一六〇	一%
同十一年	一七、四八五	五、〇四九	一、〇七二	三、一六〇	三、一六〇	一%
同十二年	一八、九五五	五、〇四九	一、〇七二	三、一六〇	三、一六〇	一%
同十三年	二〇、二八四	五、八五八	一、〇七二	三、一六〇	三、一六〇	一%
同十四年	三三、〇〇四	七、八二六	一、〇七二	三、一六〇	三、一六〇	一%

一方製茶に付ては茶園五十甲歩以上を有する組合を組織せしめ之に對して製茶機械の貸付を行ひ臺灣茶取締り規則を公布して不良茶の取締りをなすと共に輸出茶に對しては検査を行ひ、又販路擴張の爲にも種々の努力を拂ひ來つたのである。

かくして現在茶は本島農業生産物に於ては米・甘蔗・甘藷に次ぐ生産を示し海外輸出品中重要なる地位を占むるに至つた。

今累年の茶栽培面積、其の生産高及最近五ヶ年間の輸移出状況は次の通り



第二十三表 臺灣茶累年栽培面積及生産高

年次	栽培面積 指數	粗製茶生産高 指數	價額 ?圓	指數 ?
明治三十三年	二七、四三三	一七、四八〇	二、一〇、〇〇〇	100
同 四十年	三三、二九八	二一、七九七	二、五、五六一	100
大正 六年	四六、五一	二八、〇七〇	五、五、六一	100
昭和 元年	四七、三〇一	二九、八四〇	七、五、四一	100
同 十年	四六、一〇七	二七、八〇二	六、三、七〇	100
同 十一年	四六、〇六八	二八、〇八八	七、四、二五	100
同 十二年	四五、八七九	二二、五五三	一〇、三、八五	100
同 十三年	四四、八四三	二一、八七三	九、一、七六	100
同 十四年	四六、一八八	二二、三二二	一五、三、四六	100

第二十四表 最近五ヶ年間の茶輸出状況

年次	紅 茶		烏 龍 茶		包 種 茶	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額
昭和 九年	一五、三七一、三四斤	八、九一七、九四圓	五、〇七二、九六斤	三、二七、三〇圓	四、六七六、七〇斤	二、六四一、三八圓
同 十年	一四、四三六、三九斤	八、三三八、一〇二	六、六四二、五五	三、八四二、二八九	四、六〇〇、七四斤	二、八二四、九七
同 十一年	一五、五二八、六七斤	九、一八〇、八八六	四、六六八、二四五	二、九五四、七二六	三、九〇七、二九〇	二、二七九、三四
同 十二年	一六、九八四、六七〇	一一、四〇六、八五八	三、一八九、〇六四	二、五九九、九三五	三、七八一、〇九一	二、四四六、一八二
同 十三年	一六、九六六、三〇〇	一〇、八九二、六七七	四、〇八四、九二九	二、八九一、一四五	四、九七八、二四六	三、四四四、九七四
同 十四年	一八、九九九、九七八	一八、六六六、一三四	四、一〇〇、四六九	四、三〇六、九九二	六、五〇四、六九七	八、三三四、四五六

本島輸出貿易總額に對する茶輸出額の割合

年次	紅 茶	烏 龍 茶	包 種 茶	總 計
昭和 九年	四、七六六、八二斤	二、五〇〇、四三圓	四、三、五三六斤	一三、〇、九二圓
同 十年	二、四〇〇、九八	一、八五、七七一	三、八、一九四	九、〇、五九
同 十一年	五、〇七九、四〇六	七、七、七七一	四、一、一三七	一三、〇、九二
同 十二年	八、八四一、三五三	五、三、一九五九	九、九〇	一七、三、
同 十三年	六、八八二、六六六	四、一、〇五、七四	八、六、七四〇	一五、九、四三
同 十四年	七、六三三、四四七	五、四七六、四八七	一、一、八四、八二一	一六、六、二五

又從來我國紅茶は殆んど海外より之を輸入しつつあつたが本島産紅茶の生産が倍加すると共に支那事變以來海外よりの紅茶の輸入が減少した爲其の移出額は急速に増加し、わが國紅茶の需要を本島産紅茶を以て自給する状態となりつつある。今最近十ヶ年に於ける紅茶移出状況を示せば次の通り。

第二十五表 紅茶移出高

年次	移出數量	價 額	移出數量の指數
昭和 五年	四、三九五斤	四、六三六圓	100
同 六年	八、一五〇七	一〇、八一三九	一八五
同 七年	三三、〇六三	二、九五、一九一	四九八
同 八年	五、六、三八八	六、三三、三四七	一、一、八八
同 九年	七、七、四〇九	九、三六、〇六五	一、七、三三
同 十年	七、八三、七六七	七、八〇、六五三	一、七、九
同 十一年	七、〇三、五四三	八、一〇、九三七	一、五、八

本島に於ては其の氣温高く且つ最低の月と雖も平均十度を下ることなく、平地では降霜を見ることも極めて稀で氣候温暖であり、且つ降雨も年平均二千耗近くあり茶の栽培に付ては好條件を有してゐるのであるが北部と南部に於ては雨の分布が非常に異なり、全島的には夏季に多く冬季に少い傾向にある。北部地方は年中比較的平均に降雨を見るが南部は著るしく夏季に偏してゐる。この氣候條件に支配されて本島の茶は北部地方に偏してゐる。今州廳別の茶作



同十二年	八三九、九六八	一、一五六、六五七
同十三年	一一九、六九九	一、四八八、九〇九
同十四年	一、四五二、六六八	二、二三四、八九七

付面積及茶の州廳別農作物總作付面積に對する割合、並に全島茶栽培面積に對する州廳別の割合を示せば次の通りである。

表六十二第

茶作付面積	州廳別農作物總作付面積に對する割合	全島茶栽培面積に對する州廳別割合
臺北州	一九八、〇三三	二五、五二甲
新竹州	二五、五二甲	六四四甲
臺中州	六四四甲	六甲
臺南州	六甲	三甲
高雄州	三甲	—
臺東廳	—	四甲
花蓮港廳	—	—
澎湖廳	—	—
計	—	四、九七二甲

右の表によるも明らかなる如く本島の茶作は臺北、新竹兩州下に於て九九%を占め臺中州一・六二%の栽培を見るに止る。これは先にも述べた通り主として降雨の分布に關係があるのであつて、南部地方は十月より翌年三月迄の間は殆んど降雨を見ず乾燥が甚しいのに反し、北部に於ては比較的潤澤に降雨を見且つ冬季曇天が多く茶苗の繁殖には好適の氣象條件を有する。又北部は夏季に於ては天氣晴朗であり適度の降雨がある爲茶樹の生育は勿論製茶にも好適の氣象條件であつて製茶の香味も又良好である。然るに南部は冬季乾燥甚しく茶樹の繁殖を妨げられるのみならず夏季は天氣晴朗なるも短時間に多量の雨を降らし製茶にも又適しない。臺中州下は大體北部と南部の中間的氣候條件にあるが、茶は同州下の山地にあり山地は冬季と雖も降霧時の爲適當の濕氣があり且つ高爽な氣象條件を持ち山茶、アツサム種茶の生育に適してゐる。

臺北、新竹兩州下に於ても茶作地帯は兩州下の山地丘陵地一帶に集團栽培せられつつある。茶はアルカリ土壤より寧ろ弱酸性の土壤に良く生育し、且つ雨水の停滞することを忌む爲に水の停滞しない傾斜地帯が栽培に適する等の條件を持つものであるが北部地方山地一帶に他の農作物の生育不良な赤色酸性土壤の傾斜丘陵地帯があり、地味は瘦薄

ではあるが茶は又良く粗放栽培にも耐ゆるのでこれ等地帯に其の生産主地を占むるに至つたのである。

(ハ) 落花生

落花生は油料用作物として胡麻、茶種と共に栽培せられてゐるが、特に落花生は油料用の他食用菓子用としての需要も多く且つ地味瘦薄な土地に於ても良く粗放栽培に耐ゆる爲に漸次其の栽培面積を増加し來つたのである。然し胡麻及茶種は落花生に比し用途栽培立地に制限が多いので次第に其の栽培面積は減少した。今次に落花生・胡麻・及茶種に付いて其の生産の消長を示せば次の通りである。

第二十七表 落花生胡麻茶種生産高

年次	落花生		胡麻		茶種	
	實數	指數	實數	指數	實數	指數
明治四十年	二、六八〇	100	二四、四四石	100	三、六〇三石	100
大正元年	一八、五七三	八六	一六三、七六四	六八	二、五六石	九〇
同五年	二一、五二八	九九	二二〇、八三七	九六	一、五五二	九〇
同十年	二四、三八〇	一一二	三〇六、一〇九	一四三	二、四八三	九八
昭和元年	二七、一〇七	一二五	四五四、四九九	一八八	三、三〇四	九二
同五年	二七、五四〇	一二七	四六、二〇八	一九三	五、八六六	二二
同十年	三一、四六六	一四五	五八〇、八六八	二四一	七、三二	二〇
同十四年	三〇、二四四	一四〇	五四七、二七七	二三七	八、四四	二三

又落花生は豆科作物であつて輪作や間作に適してゐることも其の栽培が増加した原因の一つであらう。



從來栽培されてゐた落花生は其の品質粗悪であつた爲これを更新して優良品種の栽培が行はれ其の耕種法も改善せられたので、今日では其の單位面積當り收量も明治四十年十一石であつたものが昭和十四年に於ては一八石一斗と著るしき増加を示し、作付面積の増加と共に其の收量に於ても二倍強に及ぶ増加を示し、昭和十四年に於ける生産價額は七百十四萬圓に及び本島屈指の農産物となつたのである。

今昭和十一、十三、十四年平均に於ける作付面積及州廳別農作物延作付面積に對する當該州廳に於ける落花生作付面積の割合、全島落花生作付面積に對する州廳別の割合を示せば次の通りである。

表八十二 落花生作付面積

州廳別農作物延作付面積に對する當該州廳落花生作付面積の割合	全島落花生作付面積に對する州廳別割合
臺北州 一、三〇六甲	三、四九甲
新竹州 三、四九甲	三、六四甲
臺中州 三、六四甲	一、三、七三甲
臺南州 一、三、七三甲	二、九三三甲
高雄州 二、九三三甲	九四三甲
臺東廳 九四三甲	一、八七三甲
花蓮港廳 一、八七三甲	三、八七三甲
澎湖廳 三、八七三甲	
計	

即ち臺南州は全島落花生栽培面積中の約半を占むる栽培面積を有するのは同州下が廣大な畑作地帯及三年輪作があり畑地のみならず三年輪作田の耕作區に於て落花生の栽培が多いためである。澎湖廳下に於ては同廳下全農作物中落花生が三三%を占むるのは甘藷の項に述べた如く甘藷と落花生の輪作を行ひ地方の維持を圖るによる。落花生が全島的に廣く栽培されるのは農家の自家食用として消費せらるるものも相當多く且つ全島的に地味瘦薄な河川敷地、砂地、傾斜地等の栽培に適することが其原因であらう。

落花生油は最近一五一萬キロ乃至一七四萬疋の生産があり其の大部分は島民の食糧用油として消費せらるるのであつて其の一部が煙草の味付用に使用せられる。落花生油粕は年々四五〇―一五五〇疋程度の生産があり肥料として相當

重要視せられてゐる。

(II) 黃 麻

黃麻は穀物、砂糖、肥料、羊毛其他種々の原料及製品の包装用として必要なものであり世界各國に需要があるが其生産地は印度、南北アメリカ、アフリカ、支那等である。然し印度を除く他の地方は僅かに自國需要の一部を滿たす程度の生産があるのみで世界需要の大部分は印度の黃麻に仰いでゐる。印度でもベンゴール州地方が其主生産地である。一九四〇年に於ける世界の黃麻生産は一千七百六十萬噸であり印度は其九九%の千七百四十萬噸を生産する。我國に於ても臺灣及内地に於て多少の生産を見る。我國内地の黃麻は主として七島蘭表の堅絲用に需要される。本島に於ては黃麻は從來農家が自家用として栽培し索繩、黃麻布等を製造使用してゐたのであるが領臺以來米砂糖の包装用として多量の黃麻袋が必要であるにも拘らず之を充す程の生産はなかつた。今黃麻の累年増加状況は次の通りである。

第二十九表 黃麻 累年 生産 高

年 次	作付面積	指數	生産高	指數	價 額	指數
明治三十三年	一、一五五甲	100	一、四八、五四八斤	100	九、五〇圓	100
同 四十年	二、三三六	一九三	三、四二、四〇一	二三〇	一八、八八二	一九三
大正 元年	二、二八七	一九八	四、〇三、六一五	二七二	二〇、六四四	二〇八
同 十年	二、三三七	一九三	四、八四、二五九	三三七	五、三、五七六	五二六
昭和 六年	二、五一一	二一七	六、四七、九五三	四三七	四、七三、三三三	四七六
同 十三年	八、六三四	七四七	二二、四二、五三二	一、五八〇	二、五五、一〇三	二、五八八
同 十四年	三、八三六	三三三	三九、五四、九五一	二、六七〇	四、七〇、八五二	四、七三三

即ち領臺以來昭和六年頃までは其増加は少かつたのであるが、昭和八年の米穀過剩生産に對する對策として、昭和



九年より特殊農作物の奨励が行はれ黄麻の奨励にも力を注がれた爲に急速に生産を増加したのである。然し尙今日これが需要を充し得ず海外に依存しつつある状態である。

黄麻は従来農家の自家用程度の生産に止り其の需要が多いにも拘らず生産が増加しなかつたのは黄麻は高温多湿を好み本島の氣候風土には適するのであるが其の性質上肥沃なる土地を好み多量の肥料を要する爲に、他の米、甘蔗等有利な作物に牽制せられ専ら安價な印度産黄麻を輸入し需要を満してゐた爲である。然し當局の奨励により急速に栽培面積は増加し昭和十四年に於ける栽培面積は二三、八三八甲である。従来主として幼麻として農家の自家用にあてられたものが近年は清洗麻として黄麻袋及黄麻布の原料として生産されつつある。昭和十四年に於て黄麻製品別生産状況を示せば次の通り

清	洗	麻	一二、二七六、四六一斤	八〇%
粗	麻		一、九四〇、八二七斤	七%
幼	麻		三、七六九、六二八斤	一三%

即ち黄麻の大部分は黄麻袋又は黄麻布原料としての生産が行はれつつあることが明らかである。

黄麻は本島の氣候風土より見るも高温多湿なる南部地方が其の適地であつて特に臺南州は其の奨励宜しきを得、農民又其の栽培に習熟し年々多量の黄麻を生産し、昭和十四年に於ては全島生産の五七%は同州下より生産せられた。支那事變以來印度黄麻の輸入は困難となると共に米、砂糖等に對する麻袋の需要は益々増加し黄麻の増産は又刻下の急務である。

(ホ) 苧 麻

苧麻は熱帯から亞熱帯に亘る廣範圍に栽培され或は野生してゐて世界で最も産額の多いのは支那の湖北、湖南、江

西、四川であり漢口、武穴、九江等は其の集散地である。わが國に於ても古くから栽培されてゐたのであるが、明治年代となつてから安價な綿布の生産増加に壓迫されて其の生産は減少したが一方輕工業の發達と共に苧麻工業も漸次興隆し、年々多量の苧麻を支那より輸入してゐる状態であつたが事變以來輸入は激減した。

苧麻は極めて廣範圍に栽培されてゐるが元來亞熱帯の原産であり、寒冷を忌み冬季氣温零下十度を下れば根が凍死すると言はれてゐて高温多湿を好み地中に適度の濕氣を有する土地の栽培に適してゐる。本島では普通年三乃至四回の刈取りが可能であるが寒冷な北海道、東北地方では年二回しか刈取りが行はれない。

本島に於ても古く高砂族の間に栽培されてゐたのであるが漢人來住の際支那より優良品種を導入し、對岸との貿易が盛んに行はれると共に貿易品として其の栽培も一時盛んとなつたが、薄利な爲に他に有利な作物が現はれるに従つて漸次山間の傾斜地に退却するに至つた。然し苧麻は其の性質強靱であつて良く山間傾斜地にも生育し且つ生産品は輕量で運搬に便利であるので山間の栽培も又採算が取れた。領臺後更に他作物に壓迫される傾向が強くなり其の生産は大して増加しない。わが國の苧麻需要は年々増加の傾向にあつて其の需要を満すには相當栽培を増加せしめなければならぬが、支那方面の安價な苧麻を輸入し本島の苧麻は殆んどかへり見られなかつた。昭和八年迄米穀對策として一時これの奨励が行はれたが苧麻價格安の爲に大した栽培面積の増加もなかつた。又本島には苧麻紡績工場のなかつた事も栽培の増加しなかつた原因である。

今累年の苧麻生産状況は次の通りである。

第三十表 苧 麻 生 産 高

年 次	作付面積	指數	生産高	指數	價 額	指數
明治三十三年	一、六五五甲	100	一、〇三三、〇六斤	100	一、八、八〇六圓	100



而して本島に於ける各州の苧麻の栽培を見るに臺北州宜蘭地方が最も多く之に次で新竹州大湖地方である。主として臺灣苧麻紡績會社に賣却せられる。

(ハ) 棉

棉は又古くより本島に栽培されてゐたやうである。領臺以來棉の栽培に付試験研究も行はれたが其の成績見るべきものがなく本島に於ける棉の栽培に付ては絶望視されてゐた。然し臺南州試験場に於ける優良品種の撰擇と耕種技術の成功により棉作の有望なることが認められ、これが一般農家に對し試作試験中事變勃發し國內棉花自給の爲其の必要が認められ、これが増産獎勵に着手せられたのである。本島棉作の特長は其の大部分が他作物との混作又は間作であつて單作が少いことである。現在臺南州下に於て最も盛んに栽培せられてゐるが種々の事情から未だ一般に普及し生産をあぐるまでには至つてゐない。

(ト) 苧 麻

苧麻は本島の山野至る所に野生し其の栽培適地であるが從來栽培法宜しきを得なかつたことと、不良種苗商の宣傳に乗ぜられ農民が投機的栽培に走り一時盛んに栽培されたが本島には製油工場もなく採算不利な爲再び衰退した。然し昭和九年米穀對策の一として、之が栽培の獎勵を行ふと共に苧麻製油工場を設置し苧麻の市場性も安定した。從來

苧麻は年々多量に印度より輸入せられつつあつたのであるが事變以來其の輸入が困難となり、特に苧麻は戰爭遂行上缺くべからざるものであるに鑑み、島民の愛國運動により廣くこれを栽培せしめた爲急激にその栽培を増加し總督府に於ても採種圃を經營して種子の無償配付を行ふ等これが獎勵に努めつつある。

以上の外キヤツサバは澱粉原料として、香水茅は種々の香油原料として、其の栽培が行はれ、デリス、コーヒー等の有用作物も其の輸入が困難となると共に本島に於て大規模の栽培が行はれつつある。

(三) 果 實

本島はバナナを始めパイナップル、柑橘類其他熱帯果實の生産が行はれ夫々の適地に於て栽培され其の種類は異なるが各地共々特色ある果實の生産が行はれる。今各州廳別に其の栽培面積、各州別農作物延作付面積に對する當該州廳果實作付面積の割合、及全島果實作付面積の州廳別割合を示せば次の通りである。

第十三表

州廳別農作物延作付面積に對する當該州廳果實作付面積の割合	臺北州	新竹州	臺中州	臺南州	高雄州	臺東廳	花蓮港廳	澎湖廳	計
果實作付面積	二、四二一甲	三、三七七甲	二、〇六六甲	七、七四四甲	八、一五九甲	三、三三三甲	二、八九九甲	七、甲	四二、九六六甲
州廳別農作物延作付面積	一、五五%	一、三五%	七、二二%	二、八八%	四、二四%	一、四〇%	〇、八三%	〇、四三%	三、二九%
全島果實作付面積に對する州廳別割合	五、五九	七、八六	四、一二	一、七三	一、九〇	〇、七	〇、七	〇、〇二	一、〇〇、〇〇

即ち臺中、臺南、高雄の高温な地方に於て全島の八七%の果實の生産が行はれ其の大部分はバナナ及パイナップルであり特に臺中州下の山地及丘陵地帯は其の生産が盛んである爲に全島の半を生産するの盛況を示してゐる。

(イ) バ ナ ナ

バナナは今から凡そ二百年前漢人が南支那より移植せるものであると言はれてゐる。バナナは其の性質極めて強健であり且つ其の栽培も容易である爲と、高温多濕本島の氣候風土良く其の栽培に適する爲全島至る所に栽培され、栽



培を見ざる處なしと言ふ状態である。然し領臺當時迄は單に島内の消費に充るのみで大規模に栽培せられることもなかつたのであるが、明治四十一年これを試みに内地に移出せるところ好評を博し、漸次需要が高まり内地移出が増加すると共に最も有利な作物となり、又其の肥培管理も他作物に比し容易な爲農民は競つてこれを栽培するに至り其の栽培面積逐年増加の一途を辿り、明治四十二年栽培面積五百六十甲其の收穫高千五十三萬斤に過ぎなかつたものが昭和十四年に於ては栽培面積二萬百十四甲其の收穫高三億三百二十八萬斤其の輸移出高二億四千二百四十九萬餘斤に達する盛況を見るに至つた。今其の累年生産高並に輸出高は次の通りである。

第三十二表 バナナ累年生産高

年	栽培本數	指數	栽培面積	指數	收穫高	指數	生産價額	指數
明治四十二年	五九、六〇本	100	五六〇甲	100	10、五六、〇六斤	100	三五、〇九圓	100
大正元年	一、六〇七、〇七〇	二七二	一、五三三	二七二	一一、〇二六、九三二	一一四	三八三、六五五	一五二
同 十一年	九、四四七、七〇〇	一、五九八	八、九四七	一、五九八	一一、三九九、七〇二	一一四	四、一八一、二九五	一、六五九
同 十一年	九、四四七、七〇〇	一、五九八	八、九四七	一、五九八	一一、三九九、七〇二	一一四	四、一八一、二九五	一、六五九
昭和六年	一五、五二五、九三三	二、六三四	一四、二二七	二、五三九	二六、六九二、六〇一	二、五三四	四、五八二、六三八	一、八一八
同 十二年	二四、〇九〇、〇五六	四、〇七四	二二、八九一	三、九〇九	三六、四三三、一五五	三、六三三	八、一三三、五四六	三、二二六
同 十三年	三三、八六三、七七八	四、五六六	三二、四八六	三、八三七	三六、〇八五、六六七	三、一九〇	九、九五六、六〇三	三、九五〇
同 十四年	二四、〇〇一、〇八三	四、〇六六	二〇、一四四	三、五九二	三〇、三二八、〇五九	二、八七九	二、六八八、八八七	五、〇三三

年	輸 出	移 出	輸移出計	價 額
明治四十三年	一五、四八斤	四、四八、一五〇斤	四、四三、三九八斤	一、五六、三三九圓
大正元年	三五、五七七	一〇、六〇〇、五四〇	一〇、六三六、一一七	三七、四一八
同 十一年	二六、九〇〇	九七、八五、〇九〇	九八、〇二二、〇五〇	六、八三二、〇五一

第三十三表 バナナ輸移出高

年	輸 出	移 出	輸移出計	價 額
昭和六年	九、二六、九五〇	一、九三、七〇、五〇〇	二〇、二九七、四五〇	一一、一四〇、六二六
同 十二年	二五、八四八、〇七五	三三六、八二二、〇〇〇	二六二、六六九、五七五	一七、二六一、八九九
同 十三年	三〇、六〇一、〇七五	一〇一、一四〇、九三五	三三、七四二、〇〇〇	一九、一四二、七七五
同 十四年	三八、一三、八六〇	二〇四、三五六、〇〇〇	二四二、四九〇、五五〇	二〇、七三三、九五九

本島に栽培せられるバナナの種類は殆んど仙人種北蕉種の二種であつて仙人種は大正八年頃臺中州の山手に偶然發見せられたもので其の性質は極めて強健であり萎縮病に侵される心配なく、比較的瘦地にも良く成育するので臺中州下の山手地方に於ける粗放栽培に適し、同州下一帯の山地は殆んど仙人種が栽培されてゐる。然し收量品質共に北蕉種に劣る。北蕉種は在來種とも稱せられてゐて收量も多く、品質、風味共に仙人種に優るが萎縮病にかかりやすく多く高雄州下に於て集約的に栽培せられてゐる。

バナナは又高温にして適度の濕氣を好むものであつて高温な臺中、臺南、高雄州下に多く栽培され臺北、新竹兩州下には非常に少い。然し臺中、臺南、高雄州下では冬季乾燥の甚しい時季には灌漑しなければならぬ。従つて水の少い臺南州下には割合に其の栽培が少い。

今各州に於けるバナナの栽培面積、州應別農作物延作付面積に對する當該州應別バナナ作付面積の割合及全島バナナ作付面積に對する州應別割合は次の通り

州	バナナ作付面積	州應別農作物延作付面積に對する當該州應別バナナ作付面積の割合	全島バナナ作付面積に對する州應別割合
臺北州	一八甲	〇・二%	〇・八%
新竹州	四五甲	〇・一八%	一・一%
臺中州	一三、六四甲	四・七%	六四・七〇
臺南州	二、二四甲	〇・五%	一〇・八%
高雄州	四、七六甲	二・三%	二〇・一〇
臺東廳	一七甲	〇・七%	〇・一
花蓮港廳	八甲	〇・一五%	〇・〇三
澎湖廳	一甲	〇・〇〇%	〇・〇〇
計	三、二六甲	一・六%	一〇〇・〇〇

(昭和十一年、十三年、十四年平均)



右の表にも明らかな如く臺中、臺南、高雄の各州下に於て全島の九六%を占め就中臺中州は六五%で本島バナナの主産地である。又臺中州下の農作物總作付面積に對しても四%を占め同州下に於ては米・甘蔗・甘藷に次ぐ主要な作物である。元來バナナは臺中州員林地方の水田バナナが盛んであつたが高雄州下は更に高温にして植付より收穫迄の期間が短く且つ高雄港を控へて輸送に於ても臺中州に優るので其の地の利を利用し、内地に於ける果物の端境期である三月より六月のバナナの價額が高價な時に出荷する様水田地帯で灌漑を行ひ、施肥、管理等を周到にして集約な栽培を行つた爲、員林郡地方の平地バナナは漸次壓迫せられ山地に於て粗放栽培法を取るに到つたのである。又バナナは放置すれば年中開花結實するものであるが高雄州下では雨期收果しては輸送中腐敗の恐れがあるが三月より六月迄は乾燥期で腐敗の恐れもなく且つ高價に販賣せられる爲に其の時期に出荷すべく集約な栽培が行はれるので品種も品質收量共に秀れた北蕉種が多いが臺中州下はこれと反對に山地に於て粗放栽培により年中出荷の方法を取りつつある。従つて品種も強健で粗放栽培に耐ゆる仙人種が栽培される。

(ロ) バ イ ン

本島に於けるパイナップルの起源も又古く二百年以前南支那より輸入栽培せられるに至つたと言はれてゐる。パイナップルは從來生食用として島内の消費にのみ充當せられたのであるが領臺後罐詰原料として需要せられるに至つて漸次其の栽培が増加したのである。

本島の氣候風土は又パイナップルの生産に適し、パイナップルは其の性質は強健で灌漑の必要もなく、粗放な栽培にも適する。他作物の栽培に不利な山脚の傾斜地帯に主として栽培される。

今昭和十二、十三、十四年平均の州廳別のパイナップル作付面積及全島パイナップル作付面積に對する州廳別割合を示せば次の通りである。

第三十五表

全島パイナップル作付面積に對する州廳別割合	臺北州	新竹州	臺中州	臺南州	高雄州	臺東州	花蓮港廳	澎湖廳	計
パイナップル作付面積	一〇五甲	九甲	五、〇五甲	一、四八甲	三、〇三甲	一五甲	三甲	—	九八八甲
對する州廳別割合	一・〇三%	一・〇〇%	五・一七%	一五・四三%	三・一七%	〇・一五%	〇・三三%	—	一〇〇・〇〇%

(昭和十二、十三、十四年平均)

パイナップルも又高温を好み臺中、臺南、高雄の高温地方に其の立地を占め、特に臺中、高雄の兩州下はパイナップル栽培に適する山脚の傾斜地帯に富む爲、その栽培多く臺中州下は全島の五二%を占めバナナ、パイナップルと共に最も多く栽培され臺中州は本島に於ける青果物の王國を形成せる觀がある。

從來本島に栽培されつつあるパイナップルは在來種と稱せられ紅皮種、黄皮種、烏皮種、無刺紅皮種の四種があり風味色澤共に良好であるが、果物が小さく且つ纖維が多い上に種子が果肉に深く埋没する等の缺點がある爲、罐詰原料としては不適當である。罐詰事業が起ると共に風味色澤は在來種に劣るが果形大きく纖維も少く且つ種子果皮に埋没することの浅い外國種の栽培が普及し、總督府も又苗圃を設けて之が奨励に努めつつある。現在栽培される外國種は布哇産スムースカエン及ボルネオ産のサラワツク種である。而して在來種及び外國種の栽培割合は全作付面積に對して在來種七五%外國種二五%の割合である。

パイナップルは國內消費に充當せられるのみならず廣く海外に輸出せられ特に事變以來外貨獲得の爲に重要な輸出品となつてゐる。

(ハ) 柑 橘 類

柑橘類栽培の歴史は古いが其の生産は、地方の消費を満たすにすぎなかつた。本島の柑橘は内地の柑橘と其の種類を異にし椪柑、桶柑、文旦、斗柚、白柚等である。これ等柑橘類は夫々適地、適種原則に順應して栽培せられてゐる。



領臺當時に於ては臺中州員林地方は椪柑、臺北州新莊郡、和尚洲地方は桶柑、臺南州、麻豆地方は文旦、同州西螺地方は斗柚と其の産地は限られてゐたのであるが其後各地に於て其の栽培品種を研究し、かなり廣い範圍に栽培せられ且つ其の品質も名産地に比敵するものを生産しつつある。

然し近時更にレモン、グレープフルーツ、バレンシヤオレンジ、ネーブルオレンジ、晚白柚等新品种の栽培が行はれ従来よりある品種の栽培増加と共に柑橘類の生産も著るしく増加した。又柑橘類の收穫期は種類によつて異り、僅かに七、八の二月を除けば周年柑橘類の收穫を見ることが出来る。従来地方消費にのみ限られた本島柑橘は内地のみならず、滿洲國にも轉出せられ其の甘味と特有の風味は益々其の販路を擴張しつつあり。

今昭和十四年に於ける州廳別柑橘種類別栽培面積を示せば次の通り。

第三十六表 柑橘種類別作付面積

柑橘種類	栽培面積 (甲)									
	臺北州	新竹州	臺中州	臺南州	高雄州	臺東廳	花蓮港廳	澎湖廳	計	全島柑橘總作付面積に對する州廳別の比率
椪柑	1,193	390	100	100	100	400	300	100	2,663	1.5%
雪柑	84	1,100	676	183	69	6	6	1	2,155	1.2%
文旦	19	3	2	4	1	6	4	1	32	0.02%
斗柚	43	14	5	15	30	4	1	1	103	0.06%
白柚	6	28	26	7	8	3	2	1	70	0.04%
温州蜜柑	20	8	6	6	3	2	1	1	37	0.02%
バレンシヤオレンジ	6	1	1	1	1	1	1	1	6	0.003%
レモン	2	1	1	1	1	1	1	1	6	0.003%
グレープフルーツ	1	9	9	2	1	1	1	1	17	0.01%
計	1,510	1,717	1,110	563	155	40	37	1	4,973	100%

即ち臺北、新竹兩州下が六六%を占め夫々桶柑、椪柑を主として生産し南に向ふに従つて漸次栽培面積を減少し臺中は椪柑、臺南州下は文旦及斗柚を生産する。

其他の柑橘は北部地方に主として生産される。バナナ、パイナップル、柑橘類の他本島には龍眼、バンジロウ、マンゴーを初めとして、李、柿、木瓜等の熱帯果樹の栽培があるが夫々地方消費にあてられてゐる。

其他種々の熱帯果樹の生産に付ては夫々研究中であつて一般に栽培せらるるには至つてゐない。

(四) 蔬菜

本島は温暖で四時其の變化も少いので蔬菜類の栽培に適してゐる。唯夏季温度が稍高きに失し又病蟲害の發生も多く其の栽培が比較的困難である。

従来本島の蔬菜は收量を重んじ其の品質は度外視される傾向があり、且つ蔬菜栽培は賤業と見る風習があつて、品質收量共に奨励を行ふも効果が少なかつたが民度の向上、内地人の増加に伴ひ優良蔬菜の需要も増加し、利益も多い爲蔬菜栽培に従事するものも増加し、品評會、講習會等を催し栽培の奨励と耕種法の改善に努めた結果各種蔬菜の生産を見、其の品質も内地産蔬菜に劣らないものも多い。現在本島に栽培される蔬菜は其の種類七十種に及び昭和十四年現在に於て栽培千甲以上に到達するものは大根、里芋、葱、ニンニク、甘藍、大芥菜、苺菜、瓠菜、魷瓜、西瓜、茄子、茶豆、莢豌豆の九種に及び、大體全島に普遍的に栽培されてゐる。



昭和十二、十三、十四年平均州廳別の蔬菜栽培面積は次の通りである。

表七十三 第三

蔬菜作付面積	臺北州	新竹州	臺中州	臺南州	高雄州	臺東廳	花蓮港廳	澎湖廳	計
七、七七甲	九、二五甲	八、九〇甲	九、〇八甲	四、五四甲	九、三三甲	一、三三甲	三、五甲	四、一〇七甲	
全島蔬菜延作付面積に對する州廳別割合	一八・四九%	二・六%	三・六%	二一・九%	一〇・九%	二・九%	三・三%	〇・五%	一〇〇・〇%

又本島は四時温暖で氣温の變化も緩慢であつて冬季も甚しく低下することがないので種類によつては全島各地で周年栽培することが出來各地ともほぼ同量の生産を示してゐる。又氣候の變化によつて相繼いで栽培し得るものもある。唯七、八月の二ヶ月は其の栽培が困難であるが大體冬季に多く栽培されて夏季に少い。然し近年夏季に於ける高地蔬菜の栽培が研究され標高の高い地方に於て蔬菜を栽培出荷せられつつある。

本島の蔬菜は大體島内に於て消費せられ僅かに西瓜が年に二十萬圓輸出せられる程度である。又臺北州に於ては冬季滿洲向蔬菜の栽培に力を注ぎつつある。

本島の蔬菜は其品質數量共に向上はしたが尙改良の餘地が少くない。

## 第二節 農業團體

### 一、農會

本島に初めて農會の設立を見たのは明治三十三年であつて臺北州下三角湧（現在臺北州海山郡三峽庄）農會の設立

を見たのを始めとし、引續き各地に農會の設立を見たが何れも申合せによる任意團體であつた。其の設立の動機は當時地方廳の豫算がすべて總督府の管理に屬し、地方長官は地方の實情に即する施策を講ずる豫算がなかつたので、地方長官の任意に使用することの出來る經費の必要から農會を組織し、地方長官自ら農會長として地方の事情に即した農業の指導獎勵に當つたのである。内地の農會が民間人の熱心なる唱導に基き設立せられたのと趣きを異にし現在に至るも尙官廳の補助機關たるの色彩濃厚なものがある。

任意團體の農會が漸次全島に設立せられる機運に向ふと共に法規上根據のない農會では其の活動に種々不利不便が伴ふのに鑑みて、明治四十二年臺灣農會規則が公布せられ法的團體として其の基礎も強固となり、一層有効なる活動をなすことが出來る様になつた。其後大正八年現在の地方行政區域の成立迄の間行政區域變更毎に農會區域の變更があり合併、分離が行はれて今日の五州三廳農會の成立を見るに至つた。

本島の農會も又内地の農會と同様の目的を持ち同様の事業を行ふべく規定せられてをり、本島地方自治制度の確立前より自治的團體として存在してゐた。然し其の成立の動機にも明らかな如く農會の運営は地方廳の官吏によつて行はれ、大部分官廳の補助機關として活動し來つたのである。之は本島の特殊事情より見て又當然と言はねばならない。次に本島農會の特色とする所は内地の如く系統農會として經費を分散せしめず先づ單級制農會の制度を取つた事である。即ち農會は州廳農會のみで郡に支會を置いて農業の指導獎勵に當り、多額の經費を擁して其の事業の効果を擧げ來つたのである。然し時代の進運と共に各州廳農會の統制連絡を圓滑ならしむる爲に上級農會の設置を必要とするに至ると共に農會より畜産部門を分離し畜産會を設置して、夫々の分野に於いて完全なる活動をなさしめんとして昭和十二年臺灣農會令、臺灣畜産會令が公布せられ、農會は臺灣農會、及各州廳農會の二級制となるに至つた。農會の事業は農業の技術的指導獎勵のみならず主要作物である米、甘蔗、茶、柑橘、甘藷、落花生、蔬菜其他の優



良品種の普及奨励、綠肥、堆肥等自給肥料の奨励、改良農具の奨励等官廳の奨励と緊密なる連絡を取りつつ其の事業を行ふ外、農業者の經濟及農村社會の改善を計る爲に農業倉庫の經營、(但し産業組合の發達に伴ひ産業組合に移譲し現在は高雄州にあるのみ)肥料の共同購入、農業資金の貸付、農産物の販賣斡旋、小作改善事業等廣範圍の事業が行はれる。特に肥料共同購買事業は單に肥料の購買に止らず之を農業の指導と連絡せしめ各地の農會に於て夫々地方の事情に適切なる配合肥料を製造し之を配付しつつあつたが、事變以來肥料の需給不圓滑となるに及び甘蔗用肥料の外は肥料はすべて農會によつて一元的に統制せられ直接農會の手を経るか、又は産業組合及肥料商の手を経て農家に配付せらるる事となり農會肥料取扱高は實に莫大な額に昇る。又農産物販賣斡旋事業も從來其の斡旋は微々たるものであつたが事變以來重要農産物の供出、販賣等に種々制限を受けることとなり、甘藷、纖維其他の重要農産物は總て農會の手を経て供出販賣せらるることとなり其の斡旋高も又莫大なる額に上り、本島農會の使命は益々重大なるものがある。

昭和十五年度に於ける臺灣農會各州農會の豫算を示せば次の通りである。

第三十八表 臺灣農會豫算(昭和十五年度)

農會別	總經費	特別會計												
		農業倉庫	農業用品購買	農産物販賣	農業資金	肥料代滞	軍需品	藥品	工品	斡旋	納整理			
臺灣	五三九、一九四	三三八、三六四	一圓	一圓	100、九五圓	一圓	一圓	一圓	一圓	一圓	一圓	一圓	一圓	一圓
臺北州	一五、一七〇、五三八	四〇二、七六五	一圓	一圓	一、八九五	一圓	一圓	一圓	一圓	一圓	一圓	一圓	一圓	一圓
新竹州	二五、七一一、〇九五	四九八、三三四	一圓	一圓	四、四八三、七四九	一圓	一圓	一圓	一圓	一圓	一圓	一圓	一圓	一圓
臺中州	四〇、八六七、三六七	一、一九四、五六三	一圓	一圓	三九、一七三、〇五一	一圓	一圓	一圓	一圓	一圓	一圓	一圓	一圓	一圓

農會別	總經費	特別會計												
		農業倉庫	農業用品購買	農産物販賣	農業資金	肥料代滞	軍需品	藥品	工品	斡旋	納整理			
臺南州	二五、七八三、六六九	七二六、五六一	一圓	一圓	一八、六四〇、六六六	一圓	一圓	一圓	一圓	一圓	一圓	一圓	一圓	一圓
高雄州	一五、三〇九、九三三	五八四、八六二	一圓	一圓	一四、一七三、〇〇〇	一圓	一圓	一圓	一圓	一圓	一圓	一圓	一圓	一圓
臺東州	一、五八七、〇〇四	九七、二九三	一圓	一圓	一、四八八、六三三	一圓	一圓	一圓	一圓	一圓	一圓	一圓	一圓	一圓
花蓮港廳	九、四三三、〇三八	一五、四三三	一圓	一圓	二、一四〇、一四一	一圓	一圓	一圓	一圓	一圓	一圓	一圓	一圓	一圓
澎湖廳	二、一九七、七九七	二、一九七、七九七	一圓	一圓	一、一四〇、一四一	一圓	一圓	一圓	一圓	一圓	一圓	一圓	一圓	一圓
計	一七、七〇三、七三四	五、九九九、〇六六	一三三、六三八	一三三、七三三、八四四	一、一〇八、八〇六	七、八四一、五八二	八七、〇三三	一三三、三三六	一七四、四八〇	一三三、三三六	一七四、四八〇	一三三、三三六	一七四、四八〇	一三三、三三六

二、畜産會

昭和十二年臺灣畜産會令の公布と共に各州廳に州廳畜産會が設立せられ、更に之が連絡統制に當る臺灣畜産會の設立を見た。州廳畜産會は從來州廳農會及一部の任意團體が行ひ來つた豚、牛、雞の品種改良、飼養法の改善、飼料共同購買等の事業を、又民間任意團體の經營する競馬事業を引き繼いで畜産の改良増殖に従事しつつある。其の機構及事業の經營は農會と同様である。

事變以來畜産資源の需要増大するに至り、生皮の販賣斡旋の開始、家畜市場の代行、飼料の需給窮屈化による共同購買事業の擴大等事業の増加擴大著しく其の豫算も又莫大な額に昇るに至つた。昭和十五年度に於ける臺灣畜産會及州廳畜産會の豫算を示せば次の通りである。

第三十九表 臺灣畜産會豫算(昭和十五年度)

畜産會別	總經費	一般經費	特別會計											
			競馬部	販賣斡旋部	市場部	飼料共同購買部	畜産業資金	畜牛保健	救済					
臺灣	四、八〇圓	二六八、三三八圓	一四、一六三圓	一圓	一圓	一圓	三六、三五九圓	一圓	一圓	一圓	一圓	一圓	一圓	一圓



臺北州	七,七〇六,一〇一	五五七,一四五	三,一〇三,〇四二	三,四八二,一六〇	二六四,六〇五	—	—	—
新竹州	三,一七六,三〇〇	五二七,〇三三	一,七二七,三九七	五三三,一七七	三六九,〇七三	—	—	—
臺中州	一〇,四四一,六一五	六五五,一九三	一,四三七,八一七	七五六,一八七	七,五七二,六〇二	四〇,八二六	—	—
臺南州	八,七六八,五二五	五四二,二二五	二,九七一,四六五	九三三,六九〇	四,三五一,一四五	—	—	—
高雄州	八,三四六,七六五	四七六,八〇七	二,七九七,一〇六	六九七,七九二	四,三九三,〇六〇	—	—	—
臺東廳	二六七,三二七	四六,二六四	—	六四,四四〇	—	—	—	—
花蓮港廳	五八四,一八二	一九二,五三六	—	一〇七,四六六	三四,〇二六	—	—	—
澎湖廳	一八,八二二	一一,四三四	—	—	—	—	—	—
計	三九,四五二,三九九	三,二五七,九六五	一三,二二二,九九〇	六,五五五,五五二	六六七,七四四	一六,七五一,八七三	四〇,八二六	六,三九九

三、農村産業組合

本島産業組合の設立せられたのは大正二年産業組合法の公布以來であるが、同法施行前すでに市街地に於ては貸付貯金を取り扱ふ組合が二、三あつたのである。然し産業組合法施行と同時にこれ等組合は産業組合に改組せられ本島に於ける産業組合の先驅をなした。

本島に於ても又農村金融機關は殆んどなく多くの農民は糶摺業者、地主及其他の個人金貸業者の高利な資金を借り入れ或は多大の損失を自覺しつつも青田賣をなす等、金融に付ては農民に取り極めて不利な状況にあつた。然し産業組合法の施行以來當局の熱心なる指導奨励によつて急速に其の數を増加し、全島の市街庄に殆んど其の設立を見ない處がない状況である。

今農村信用並兼營組合の累年増加状況を示せば次の通りである。

第四十表 農村信用組合及兼營組合調査

年次	總組合數	調査組合數	組合員數	出資總額	運轉資金
大正二年	一五	二	二,五三三	九三五,七六〇	六九五,三六九
同 七年	一四九	一四二	六二,八三三	五,三七七,八一三	一〇,四六四,二七一
同 十二年	三三三	二二〇	一一八,四四九	九,五三四,五五〇	三三,〇三一,三四九
昭和三年	二九九	二九八	一九七,三七六	一一,三七〇,八五七	四二,五四七,九〇二
同 八年	三四三	三三九	三五四,四〇〇	二二,五〇〇,五三七	六三,一二八,三七六
同 十二年	EOI	EOO	三六一,一八〇	一四,三四三,九七六	一一,五三二,八九〇
同 十三年	EO八	EO七	四〇九,二六六	一五,五四八,〇〇三	一三〇,八七〇,三九九

産業組合法施行當時設立せられたものは地方有志の必要に基き自發的に設立せられたもので組合員の理解、經營者の自覺によつて其の經營宜しきを得今日強固な基礎を基いた組合もある。産業組合制度は經濟觀念の發達した本島人の非常に歓迎する所となり、且つ當局の熱心な奨励によつて農村に於ても急速に其の數を増加し至る所に設立を見たのである。然し殆んど組合員は地方富豪有力者が中心となつて組織せられ眞に組合の必要を感じる中小農業者の加入は少く、共存共榮、協力一致の産業組合精神は缺除せられ金融事業にのみ偏する状況となつた。

本島産業組合も又内地に於ける産業組合法の改正に伴ひ改正せられ其の事業も擴大し、農村に於ては殆んど四種兼營組合であるが尙其の事業は信用組合事業が主たる業務であり内地の信用組合に比し他の事業は見るべきものがなく産業組合本來の使命たる農民の爲の組合とは稱しがたい點が多々ある。

本島に於ては産業組合の連絡統制にあたるべき機關としてしばしば聯合會の設立を叫ばれてゐるが未だ聯合會の設立を見ず産業組合協會があつて其の指導連絡にあつてゐるのみである。



四、農事小團體

本島が我國の領有に歸するや先づ農事の改良増殖に着手し、其の目的を達する爲農事の改良増殖を目的とする農談會其他の名稱を有する團體が各地に設立せられたが、農會の設立と共に之に合併せられ一時農事團體は殆んど影をひそめるに至つた。しかし本島の農會は其の區域が廣く其の事業遂行の爲には補助又は實行の機關として農事小團體を必要とするに至つた。そこで地方廳並に農會は農事小團體の設立を奨励した爲、各地に農事小團體の設立を見るに到り、總督府も其の必要を認め補助金の交付並に農事團體指導の爲指導員を配置する等の施策を講じた。又近年農事團體は農事の改良のみならず本島農民の皇民化運動をも加味した農村振興の目的にも利用せらるる状態となつた。然して當局の奨励により昭和十四年末現在に於て約五千五百に及ぶ各種目的を有する農事小團體が、保、警察官派出所、大字、小字等の區域を單位として組織せられ、中には目覺しき活動をなしつつあるものもあるが官の奨励によつて設立はしたが、有名無實の何等の活動もしない組合も多數ある。今昭和十四年末現在の農事小團體を其の事業別に區分すれば次の通りである。

第四十一表 農、事、小、團、體

農事實行組合 農事一般 共同採種	計									
	臺北州	新竹州	臺中州	臺南州	高雄州	臺東廳	花蓮港廳	澎湖廳	計	計
農事實行組合	一、一六	一、〇六	一、七〇	六、六三	五、四五	二、六	二	一	一、五七〇	一、九六六
農事一般	一、〇六	一、〇六	一、〇六	一、〇六	一、〇六	一、〇六	一、〇六	一、〇六	一、〇六	一、〇六
共同採種	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
計	二、一八	二、一八	二、一八	二、一八	二、一八	二、一八	二、一八	二、一八	二、一八	二、一八

小作改善 蔬菜作 甘藷作 果樹 茶業 蠶業 畜産一般 畜牛 養豚 養雞 水利及米、庶作 其他	計									
	臺北州	新竹州	臺中州	臺南州	高雄州	臺東廳	花蓮港廳	澎湖廳	計	計
小作改善	五	七	七	七	六	二	一	一	三〇	三〇
蔬菜作	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
甘藷作	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
果樹	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
茶業	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
蠶業	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
畜産一般	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
畜牛	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
養豚	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
養雞	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
水利及米、庶作	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
其他	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	二、一八	二、一八	二、一八	二、一八	二、一八	二、一八	二、一八	二、一八	二、一八	二、一八

備考 (\*印は聯合會)

右の通り農事の改良を目的とする團體が大部分であるが、小作改善團體は本島特有の團體であつて業佃會又は興農唱和會等の名稱を付し、不良小作慣行の改善、小作紛争の調停、地主の小作人愛護施設を講ぜしむる等の事業を行ひ



本島唯一の小作關係團體であり其の活動は最も活潑で小作關係の改善に好成績を收めつつあり。水利及米蔗作の改善を目的とする團體としては臺南州下嘉南大圳組合三年輪作田區域内に設立せらるるもので水路の維持、其他水利に必要なる事業を行ふと共に米作及蔗作の改善を目的とする組合である。

### 五、其他の團體

以上の團體の外重要産業組合法に基き設立せらるる同業組合があり農業者のみならず販賣業者をも含め特定の重要農産物に付生産加工販賣に付協力して營業上の弊害を除き利益の増進を圖らんとする組合であつて、州廳又は數郡を區域として設立せられてゐる。即ち米穀同業組合、赤糖同業組合、青果同業組合、製茶同業組合、柑橘同業組合等がある。

(石橋俊治)

## 第二章 糖業

臺灣糖業の沿革—臺灣糖業の地位—臺灣の蔗作と自然的條件—製糖工場—製造法の概要—  
砂糖製造の新段階—糖蜜利用工業—バガスバルブ工業

### 第一節 臺灣糖業の沿革

#### (一) 領臺前

臺灣に於ける甘蔗栽培が何年頃より始められたかは、詳かでないが、十七世紀頃には、砂糖は臺灣の重要輸出品の一つであつて、日本に多量に輸出された。其後、蘭人或は鄭成功一族の興亡と共に、砂糖生産の消長をみた。西歴一八五六年に米國ロビネット會社が打狗に於て、砂糖輸出業に従事して以來、臺灣糖は、漸く世界的市場にデビューするに至つた。而してこれに刺戟されて、西歴一八八〇年には、臺灣糖は未曾有の増産となり、一、〇六一、二六〇擔を生産するに至つた。其後、清佛戰役（西歴一八八四年）日清戰役（西歴一八九四年）或は西歴一八八六年の暴風等は臺灣糖業の受難時代であつた。

領臺前の臺灣に於ける粗糖製造所は糖廓又は、蔗廓と稱し、これ等は一定の税金を徴收された。糖廓は組合組織にて或は一資本家が單獨にて製糖を行つた。

#### (二) 領臺後



明治二八年（西歷一八九五年）臺灣がわが國の版圖となつて間もなく、臺灣製糖株式會社が創設せられ（明治三十三年）初めて橋子頭工場を建設して、其作業を開始した（明治三十五年）。これが我國に於ける新式工場の嚆矢である。新渡戸博士の有名なる糖業改良意見書に基きて、臺灣糖業政策の根本方針を確立したのは、其間の事である。又税關法、糖業獎勵規則、原料採取區域制等の設定並に補助金の下附等による政策的獎勵或は布哇よりローズパンブー種の輸入、大目降甘蔗試作場の開設、蔗苗養成所の設置等の技術的援助によりて、製糖會社創設の機運が頓に醸成されて陸續として、多くの新式工場並に改良糖廠が建設せられた。

明治四十四年、大正元年、大正三年の三回に亘る大暴風、大正年代末に於ける糖價の慘落、更に蓬萊米の普及等による臺灣糖業の受難時代も、其後、爪哇大莖種の輸入、甘蔗栽培技術並に製糖技術の進歩等によりて、單位面積當りの産糖量の増加を計りて、是が屈服に努力した。大正中葉以前に於ては、甘蔗栽培技術の改良進歩の跡は、殆ど認められず、専ら原料政策に終始した時代と言ふを得べく、栽培技術が長足の進歩をなしたるは、其後のことである。又原料の收穫管理の研究實施も其後に行はれた。

昭和年間に至つて、我國財界パニツクの影響は製糖會社の併合を促進せられたが、是より砂糖は急激に増産し、加之、世界的不況と砂糖滞貨のために、遂に國內産糖量を調節するの已むなきに至つた。併しながら、其後間もなく、圓價低落による輸出採算の好轉によつて、多量の砂糖は、支那に輸出された。昭和九年頃より著しく進展したる水田蔗作による増産は、生産費遞減に寄與したことは言ふまでもないことである。昭和十二、三年期には、天候不順のため、産糖は豫想外に激減したるも、昭和十三、四年期に至つて、未曾有の産糖記録を作り、二、三六〇萬擔を突破するに至つた。加之、支那事變のために、圓ブロック内の輸出採算は著しく好轉して、國內糖の流出現象をさへ惹起せられたるため、糖業聯合會は、商工省の懇懇により、未納稅糖の賣約を中止した。續いて國內糖に對して、公定價

格の制定、配給機構の整備、更に臺灣に於ては、糖業令の設定をみて、糖業の一大革新を強要せらるるに至つた。公定價格の制定は一方に於ては、内地製糖工場の存続を危くし、他方に於ては、統制經濟の過渡期にありて、弱小會社の經營を危殆に瀕せしめたるため、製糖會社合併の機運を醸成した。而して昭和製糖株式會社は大日本製糖株式會社に合併せられ、又帝國製糖株式會社は大日本製糖に昭和十六年二月正式に合併手續を完了せらるる豫定である。昭和十五年には、砂糖消費稅の改正が行はれて、従來の砂糖色相と製造法との折衷課稅方法は、製造法に重點を置いて、色相の差別を簡單にせる課稅方法に改められた。

## 第二節 臺灣糖業の地位

砂糖生産植物として甘蔗、甜菜、蘆粟、砂糖椰子、砂糖楓等を數へ得るが、最も經濟的なる作物として、廣く栽培されてゐるものは、甘蔗と甜菜とであつて、夫等の世界産糖量は、別表の如くである。而して甘蔗糖生産量は、甜菜糖の約二倍量である。殊に我國に於ては、甜菜糖生産量は、甚だ尠く、北海道、樺太にて生産し、全日本産糖量の三十分の一にも達しない。（第二表參照）

内地は主として、沖繩縣にて生産し、九州、四國、其他にも少量に産出するが、分蜜糖は、沖繩縣生産糖の一部を占むるに過ぎず、黒糖、白下糖が主なるものである。南洋にては、數年前迄は、サイパン、テニアン、ロタの三島より分蜜糖を産出したが、現在では、ロタ島工場は休止し、サイパン、テニアンの二工場より専ら耕地白糖を生産す。北海道には四工場、樺太に一工場あり、何れも甜菜より、白糖を製造してゐるが、種々なる條件に支配されて、現今にては餘り發展してゐない。臺灣にては、第三表、第四表の如く主として分蜜糖を生産し、赤糖（含蜜糖）は、臺灣産糖の一小部分に過ぎない。而してこれ等製糖工場の投下資本並製糖狀況の概要は、第五表の如くである。